

産業観光部長	池原博文
商工観光課長	吉田賢二
農林課長	芝浩文
教育部長	岸本俊博
教育委員会理事兼	
学校教育課長	吉川正人
教育総務課長	吉井忠
生涯学習課長	西川育子
中央公民館長	油谷知之
体育振興課長	白澤真治
新庄文化会館長兼	
當麻文化会館長	竹内和代
図書館長	柏井英洋

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明
書記	吉村浩尚
〃	高松和弘
〃	山岡晋

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第16号	平成31年度葛城市一般会計予算の議決について
議第17号	平成31年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第24号	平成31年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第22号	平成31年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第18号	平成31年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
議第23号	平成31年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
議第21号	平成31年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
議第20号	平成31年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
議第19号	平成31年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
議第25号	平成31年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き、予算特別委員会を開会いたします。

卒業式も全て学校の方、終わりました、きょうは予算委員会3日目ということで、午前から夕方何時になるかわかりませんが、皆さん方のご意見を頂戴しながら、答弁もなるべくわかりやすく短めに答弁していただいて、質問もなるべくわかりやすい質問で、短時間でやっていただきたいということをお願いしながら、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

委員外議員として松林議員、梨本議員、吉村優子議員、川村優子議員、4名の議員が委員外議員で出席されております。よろしくお願ひいたします。

それと、平成30年度の執行残ということで、岡本委員から何か。

吉村部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。

昨日の予算委員会におきまして岡本委員からのご質問でございます。今、現時点での執行状況ということでございます。全費目、人件費からずっと公債費等まで、それぞれの費目ごとに集計をするということもありますけれども、全費目の合計で現在の執行状況についてご説明をまずさせていただきます。今現在上程いたしております3月補正の数字は反映してはおりませんが、12月補正後の予算現額に対しての支出負担行為済額の割合ということで、執行率をご報告申し上げたいと思います。

全体では77.01%になってございます。そのうち普通建設事業の執行状況でございますけれども、こちらは現年分と、それから平成29年度から繰越した平成30年度で執行している分というふうに2種類ございます。12月補正後の現計予算に対しての現年分の執行状況でございますけれども、今現在56.68%、それから繰越明許分につきましては85.21%、トータルいたしますと、普通建設事業費では66.96%といった状況でございます。

個々にいろんな要因を見ていきますと、やはり大きな当麻スポーツセンターの契約がまだできていないというところ、それからストックヤードの分がまだ今度27日に入札というところで、その2つが大きく影響しているのかなと。それを除きますと例年ベースの執行状況ではないかなというふうに分析をしているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 ありがとうございます。

それでは、昨日に引き続き会議を始めます。

5款農林商工費、6款土木費の説明を求めます。

吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

それでは、ただいま議題になっております5款及び6款についての説明をさせていただきます。事項別明細書の100ページをごらんいただきたいと思ひます。

5款農林商工費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。1,479万7,000円の計上で

ございまして、農業委員会事業といたしまして、農業委員会委員14名、農地利用最適化推進委員9名の報酬と農業委員会の運営に要する経費を計上いたしておるところでございます。続く2目農業総務費では5,461万7,000円の計上で、人件費といたしまして職員7人の人件費で5,431万2,000円、農業総務事業で遊休農地の拡大防止、担い手につなぐための状況調査等の総務的な業務に要する経費で30万5,000円を計上いたしておるところでございます。

次、101ページに移りまして、3目農業振興費でございます。5,074万4,000円の計上で、農業振興事業で、農業者の事業経営支援を行い、経営基盤の確立と産地形成を図るための経費といたしまして4,169万6,000円、就農塾で新規就農者に対し知識ですとか技術習得の場を提供し、担い手を育成するための経費といたしまして49万円、農畜産物処理加工施設管理事業で、施設の管理運営等に要する経費として234万5,000円、農業振興地域整備計画見直し事業といたしまして、農業地域を保全するための計画見直し等に要する経費として621万3,000円でございます。

続いて、103ページに移りまして、4目経営所得安定対策事業費では771万3,000円の計上で、米の適正な生産と収益性の高い作物への転作を推進し、農作物全体の流通価格の安定を図るための経費でございます。

次に、104ページでございます。5目畜産業費で72万円の計上でございます。こちらは1つの事業しかございませんが、畜産業振興事業といたしまして、畜産業者団体等の事業及び経営支援を図る経費となっております。続く6目農地費では7,345万8,000円の計上で、人件費といたしまして職員1人分の人件費で980万3,000円、土地改良事業で生産性向上のため生産基盤を整備するための経費といたしまして6,365万5,000円でございます。

次に、105ページに移っていただきまして、7目休養センター管理費でございます。480万4,000円の計上で、農業者健康管理休養センター運営事業といたしまして、施設の活用について検討するための経費として7万2,000円、農業者健康管理休養センター管理事業といたしまして、施設の維持管理について検討するための経費として473万2,000円でございます。

次に、106ページに移りまして、8目地籍調査費でございます。53万2,000円の計上となっております。続く9目有線放送維持管理費では35万6,000円の計上で、有線放送設備の管理に要する経費でございます。

次に、107ページに移りまして、10目団体営土地改良事業費でございます。2億2,762万9,000円の計上で、人件費といたしまして職員1人の人件費で976万5,000円、団体営土地改良事業といたしまして、農作業道整備ですとか農村地域防災・減災事業等の基盤整備に要する経費として2億1,786万4,000円でございます。

次に、108ページでございます。2項1目林業振興費でございます。1,321万5,000円の計上で、森林保全整備事業といたしまして、森林の公益的機能を発揮するため森林整備を適切に行う経費として768万8,000円、林道等整備事業で、林道の維持管理、整備に要する経費として260万円、鳥獣害防止対策事業といたしまして、被害防止計画に基づく計画的な被害対策に要する経費として202万3,000円、有害鳥獣駆除事業といたしまして、鳥獣被害防止対策に要する経費として90万4,000円でございます。

次の109ページ、3項1目商工振興費では4,502万9,000円の計上で、人件費といたしまして職員3人の人件費で2,784万7,000円、商工振興事業といたしまして、地場産業の育成に要する経費として1,718万2,000円でございます。

次の110ページでございますけれども、2目観光費におきましては5,419万6,000円の計上で、人件費といたしまして職員2人の人件費で1,399万8,000円、観光振興事業で、観光資源の魅力向上及び地域経済活性化に要する経費として482万4,000円、観光施設管理運営事業といたしまして、観光関連施設の管理運営経費といたしまして186万1,000円、観光振興支援事業といたしまして、市の観光振興施策において連携する事業団体への運営助成及び事業執行に要する経費で977万9,000円、広域連携事業で近隣市町村と広域的連携を図るための経費として48万4,000円、景観向上推進事業といたしまして、日本遺産竹内街道の遊歩道整備に要する経費として1,875万円、外国人観光客周遊滞在促進事業といたしまして、訪日外国人観光客の市内周遊、滞在を促進するため観光案内板、施設案内板等の多言語化に要する経費として450万円を計上いたしておるところでございます。

112ページに移っていただきまして、3目相撲館費でございます。4,992万円の計上で、人件費といたしまして職員1人の人件費で1,032万7,000円、相撲館運営事業といたしまして、相撲発祥の地・葛城市を国内外に発信し、相撲を通じて観光振興を図る経費として206万4,000円、相撲館管理事業で相撲館の維持管理に要する経費で3,752万9,000円でございます。

次に、113ページに移りまして、4目プレミアム付商品券事業費でございます。2億5,198万2,000円の計上で、人件費といたしまして職員の時間外勤務手当で114万円、プレミアム付商品券事業で消費税率引き上げによる低所得者、子育て世帯の消費に与える影響緩和及び地域の消費喚起の下支え策として発行を予定しておりますプレミアム付商品券事業に要する経費として2億5,084万2,000円でございます。

次に、114ページに移りまして、6款土木費でございます。1項1目土木総務費につきましては5,680万1,000円の計上で、人件費で職員6人の人件費といたしまして5,019万2,000円、土木管理事業といたしまして、道路管理者としての総務的な事務に要する経費で660万9,000円でございます。

次、115ページの2項1目道路橋りょう維持費でございます。3,440万2,000円の計上で、市道管理事業として、市道及び管理施設の適正な維持管理に要する経費でございます。

続きまして、116ページの2目道路新設改良費では1億3,065万8,000円の計上で、市道新設改良事業といたしまして、市道等の新設、改良、舗装等に要する経費でございます。

次、117ページに移っていただきまして、3目尺土駅前周辺整備事業費でございます。4,425万3,000円の計上で、人件費といたしまして職員4人の人件費で3,161万5,000円、尺土駅前周辺整備事業といたしまして、近鉄尺土駅周辺の道路、駅前広場立体横断施設、地下通路等の整備に要する経費で1,263万8,000円でございます。

次、118ページに移っていただきまして、4目国鉄・坊城線整備事業費でございます。3億5,188万1,000円の計上で、人件費といたしまして職員3人分で2,302万8,000円、国鉄・坊城線整備事業で、東西を結ぶ幹線道路の整備に要する経費といたしまして3億2,885万3,000

円でございます。

次、119ページでございます。5目社会資本道路改良交付金事業費でございます。2億1,001万9,000円の計上で、社会資本道路改良事業といたしまして、葛城川東側線の道路改良工事に要する経費でございます。

次に、6目地域連携推進事業費では2,000万円の計上で、地域連携推進事業ということで、橋りょうの長寿命化に係る修繕計画策定に要する経費でございます。

次に、3項1目河川総務費でございます。1,037万2,000円の計上で、河川管理事業といたしまして、浸水被害の軽減を図るため総合治水対策に要する経費でございます。

次に、120ページに移っていただきまして、4項1目都市計画総務費でございます。6,833万9,000円の計上で、人件費といたしまして職員8人の人件費で5,384万2,000円、都市計画総務事業といたしまして、良好な市街地形成を図り暮らしやすい居住空間等を形成するための総務的事務に要する経費として1,224万8,000円、都市計画施設管理事業といたしまして、市内都市計画施設の維持管理に要する経費として224万9,000円でございます。

次、121ページに移っていただきまして、2目公共下水道費でございます。7億387万9,000円の計上で、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

続く3目公園管理費では1億5,351万8,000円の計上で、葛城山麓公園管理運営事業といたしまして、公園の維持管理に要する経費として1,267万9,000円、都市公園の管理事業で市内都市公園の維持管理に要する経費として1,431万8,000円、公園施設長寿命化対策支援事業といたしまして、利用者の安全を確保しながらライフサイクルコストの削減を図るための経費といたしまして3,300万円、公園管理事業といたしまして、ふるさと公園及び市内の児童公園の維持管理に要する経費として5,028万4,000円、屋敷山公園の管理運営事業といたしまして、屋敷山公園の維持管理に要する経費として1,539万円、次に新町公園管理運営事業といたしまして、新町公園の維持管理に要する経費として2,784万7,000円でございます。

次に、125ページに移りまして、4目吸収源対策公園緑地事業費では2億1,785万9,000円の計上でございまして、人件費といたしまして職員2人の人件費で1,159万円、吸収源対策公園緑地事業といたしまして、しあわせの森公園の彩り植栽、大畑公園整備などに要する経費として2億626万9,000円でございます。

次に、126ページでございますが、5項1目住宅管理費でございます。762万1,000円の計上で、市営住宅管理事業といたしまして市営住宅の管理に要する経費でございます。

以上で、5款の農林商工費、6款の土木費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 おはようございます。よろしく申し上げます。僕からは123ページの一番上、公園管理事業の中で予算の概要の中の44ページ、5番(2)で言わせていただくと、各児童公園遊具修繕費、昨年より700万円ぐらいいすか、上げていただいているんですけど、僕一般質問でも

させてもらったと思うんですけども、遊具に対してこれはどういうことをしているのかお聞かせください。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 おはようございます。都市整備部長の増井でございます。

ただいまの杉本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

各市内にございます児童公園等の遊具につきましては、昨年度から遊具の点検の内容が変わりました。今までは各児童公園につきましては2年もしくは3年に1回の遊具の点検を行っておったわけでございますが、法律等に基づきまして毎年1回は点検を行わなければならないというところで、平成30年度におきましては全児童公園の遊具等を点検いたしました。その結果におきまして、かなりの遊具の劣化等が見られるという中におきまして、ブランコ、滑り台等、またベンチ、各種の児童公園に設置されております遊具類の判定が3というような結果に基づきまして、今回修繕をさせていただくというところで、昨年よりかは数的にもふえておりますし、金額的にもその部分が上昇したということでご理解をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。そしたら、先ほども言いましたけど、僕一般質問させていただいて、プラスチック遊具の件についてお聞かせいただいたと思うんですけども、あのとき市長もちょっとにこやかに聞いてもらってたんで、どうなっているかなと思ってお聞きしたいです。よろしくをお願いします。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 ただいまの杉本委員のご質問でございます。

前回一般質問のときにも答弁をさせていただいたと思うんですけども、現在の傾向といたしまして、安全面を考慮したプラスチック製というか、そういうような遊具がかなり見受けられるようにはなってきたおわけでございます。これにつきましては予算的な部分もございますが、現在におきましては、まず今設置されている遊具の安全性を考慮した中での点検における部品の取りかえであったり、物によっては遊具そのものがもう使えないと、修繕ではだめだということで設置がえをするものも中にはございます。これはさまざまな要因があるわけでございますが、全ての公園の遊具を全て、プラスチック製遊具というんですか、最新のものに入れかえるということは見えておりませんので、順次劣化の状況を見ながら、置きかえる場合については最新のものにかわっていくであろうということで、新しく今、複合的な遊具をどこかに設置するとかというような計画は持っておりません。また、都市公園については補助制度等を活用しながら遊具等の更新とか施設の更新を行っておるところでございますので、児童公園につきましては、今あるもの、また各大字の方で管理していただいているわけでございますが、そちらから出てまいります要望等も踏まえながら、これからの更新を順次進めていければと思うんですけども、なかなか数も多うございますので、全てのご期待に沿えるものではないというところでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 前、僕一般質問のときも言わせていただいたんですけど、保護者の方、近隣市にわざわざプラスチック遊具に遊びに行くという方が葛城市、結構おられると思うんですよ。順次かえていただくということで、検討としてプラスチック遊具を最優先していただいて、徐々にいいので、葛城市にもプラスチック遊具を入れられるようによろしく願いいたします。

以上です。

下村委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 関連してでありますけれども、1つは公園管理について、実は葛城市は私も初めてなったときに、一元的に管理しているわけではなくて、さまざまところで管理いただいているということだと思うんです。例えば122ページの葛城山麓公園、ここは環境課がやっておられます。杉本委員がおっしゃったときもこの山麓公園のことも少しおっしゃって、遊具が使えてないということになってるということをお聞きして、これは環境課なわけですね。次の123ページの公園管理事業、これは主に児童公園ということでしょうけど、これは建設課が管理されていると。次の124ページのところ、屋敷山公園管理については中央公民館とか、新町公園についてはコミュニティセンターということで、吸収源になると、しあわせの森の公園ということで125ページの方へいくと、これは都市計画課が多分、吸収源対策公園緑地事業はこちらの方でやっておられると思うんです。我々、公園の遊具、児童公園もありますし、山麓公園なんかは特に遊具をいろいろ置いていただいているんですけど、そこも新しい遊具をぜひ入れていただきたいと思うんです。お子さんも大変喜ばれますし、よその市町村も、先ほどありましたけど、大変鮮やかな、子どもさんも喜んでおられて。杉本委員がずっと取り上げてこられたことなんですけども。関連してですけど、山麓公園の方をどう考えておられるか、こちらの遊具についてお答え願いたいと思います。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

谷原委員の今のご質問にお答えさせていただきます。

確かに今、委員のご指摘のとおり、公園管理につきましては、それぞれの都市公園の管理部門がそれぞれの今ある部署にお願いをしておるところでございます。一応、都市公園につきましては、担当課は、総括的な担当は都市計画課になるわけでございますが、屋敷山公園でしたら中央公民館がありますので、中央公民館にお願いをして、また新町運動公園についてはコミュニティセンターがございますので、体育振興課に管理をいただいている。それぞれの施設の特有性というんですか、それぞれの施設が持っている運営に際して支障が出ない形での管理を行っていくという中において、まず施設を使われる方にご迷惑がかからない形での管理を行っていかなければならないというところで、運動公園でしたら球技大会やいろいろな催し物、大会がございます。そちらの運営と管理をいかに密接にやっていくかということになれば、管理する部門で管理をやって、運営する部門で運営をすると、なかなか

整合性がとれないというところもございますので、今の時点では全ての都市公園において、そこに事務所があるところで管理をしていただいているというのが現状でございます。ふろさと公園につきましては建設課の方で、それ以外の先ほど申し上げました児童公園等を一括して管理をさせていただいております。

また、葛城山麓公園につきましても、現在、平成30年度におきまして山麓公園の長寿命化計画を都市計画課の方で策定いたしました。これは、そこにもございますが、公園の長寿命化支援対策事業ということで、国庫補助を使いながら更新を行っていくという計画を今立てておるわけでございます。現在は新町運動公園と屋敷山公園、そして葛城山麓公園の部分についての計画はでき上がっております。そちらにおいて判定が低いもの、劣化して更新をしなければならないものについては補助採択はされるわけでございますので、順次それを見ながら、これからの更新、改修に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 国庫補助の対象にもなっているというところなので、とりわけ山麓公園、それからあと屋敷山公園の遊具が、非常にお子さんが遊んでいるということがありますので、そこは子どもさんが遊んで楽しいと思えるような遊具をぜひ設置していただきたいと思います。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは農林の方から質問してまいりたいと思います。

まず、101ページの農業振興費の大和平野の土地改良区の負担金の関係で、昨年と金額大きく変わってないんですが、農業振興の中の大和平野土地改良負担金115万5,000円、多分これは市から大和平野に負担する分で、反当たり200円やと思うんですが、その面積と、102ページの大和平野土地改良区賦課金に係る補助金811万2,000円、農家に助成するというふうになって、これが5,200円の3分の1で計算してるわけやけど、大和平野の土地改良区負担金の面積と、今言いました各農家に負担する面積、これが毎年大きく違いが出てくる。前にも言うたように、大和平野とその辺の整合されてるんかということをお聞きしたいのと、脱退金、今、平方メートル何ぼになってんのかということですね。

それから農政活性化推進協議会、平成29年からされてると思うんですが、平成30年度の実績としてどういうふうな会議をされたのかということ。

それから102ページのゆめフェスタ in 葛城という形で毎年412万円の予算を計上されてるわけですけども、かなり盛況にされてると思うんですが、今後どういうふうな形で、同じように継続されていくのか、あるいはまたほかの方法でされるんか、その辺もお聞きしたいと思います。

下村委員長 芝課長。

芝 農林課長 おはようございます。農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

まず、大和平野土地改良区負担金、これは今115万5,000円計上させていただいておりますけども、これの対象面積としましては575.5ヘクタールでありまして、その1反当たり200円の計算で115万5,000円となっております。それと102ページの大和平野土地改良区賦課金に係る補助金でございます。これは面積としましては520ヘクタール、1反当たり5,200円の30%の補助ということで811万2,000円。これの面積の違いでございますが、まず改良区負担金の方ですが、これは属地主義と申しまして、葛城市内にごございます農地を対象としております。それが575.5ヘクタールということになっております。それと賦課金の方でございますけど520ヘクタール、これは属人主義と申しまして、人に対して、現在、葛城市に住んでおられる方が持っている土地に対しての面積ということになっております。

脱退金は、今、平方メートル当たり419円になっています。

以上でございます。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 おはようございます。産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま岡本委員のご質問の農政活性化推進協議会についてご説明をさせていただきたいと思えます。

本協議会は平成21年12月21日に設立されております。構成につきましては、農業委員会の方が1名、農家代表の方が16名、消費者の代表の方が4名、農業協同組合から1名、直売所代表の方が2名、県の農政部局から1名、それと葛城市から3名、合計29名によって構成されております。内訳といたしまして、地域農業再生委員会、地産地消推進委員会、アグリビジネス推進女性委員会、この3部会の中で構成されており、現在活動といたしましては、泉佐野市とイベント等がございますので、そちらの方と協力させていただいたり、また、山麓協議会の中で今現在いろいろな産物を作成していただいておりますので、それに対していろんなご支援をさせていただいているような状態で今現在活動させていただいているところでございます。

それと、ゆめフェスタでございます。本年、第9回ゆめフェスタの中におきまして、大変ご協力いただきましてありがとうございます。新年度、第10回ゆめフェスタというところに向けて、今現在協議をさせていただいているところでございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 課長から答弁していただいて、おっしゃるように属地と属人、変わってると思うんやけども、これは大和平野と面積の調整、きちっとできてるわけかいな。というのは、我々聞くのは脱退金419円、脱退すると払うということになってるわけやけども、その辺で、例えば大和平野の賦課金かかってない、忘れてるんか、かかってないところでも、対象地域になってきたら払うてるとか。数はないですよ、数は少ない。そういうふうなことも過去にもあったと思うんですね。だからその辺をきちっと面積とやっとかないかんと思うし、個人の賦課金、今言われた5,200円の3分の1、これに対しておっしゃる520町を掛けていったら、金額合うということやな、計算してないけど。ということは、そのぐらい大きな50町ぐらいの差しか

ないということやな。市外の人が市内で50町ほどの農地を持ってるということで解釈しといたらええわけやな。

それと、農政活性化、いろんな形で事務所行ったり、山麓地域のとことかでいろいろ協議をしてもらっとるということで、農業の関係あるいは販売の関係ということで協議を願っていると、そういうことでええわけですね。

ゆめフェスタについては、先ほど言うたように、準備はしてもうてるわけやけど、このまま同じ状態でいくのか、あるいは例えば10年なら10年を機会に、ほかの方法するとかどうするのかということを知りたいわけやから、その辺もう一遍だけ。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 ゆめフェスタも今年度で第10回という切り目を迎えるんですけども、今後に向けてまして、協議会のメンバー、実行委員のメンバーもだんだん高齢化しておりますけれども、それを組織としまして、若手の方も上がってきただけのような形で今現在考えておりますので、特に奈良県としても知名度もたくさん上がっておりますので、こういった形をこのまま執行させていただき、奈良県だけではなく全国的に知名度が上がるようなやり方を考えていかせていただきたいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今すぐに代わりはないけども、知名度が上がってるということやから、当分このまま行きまんねんと、こういうことやねんな。わかりました。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 これは将来の話になりますので、今現状の中での分析をしていく必要があるのかなと思っております。ゆめフェスタにつきましては、この事業につきましているいろいろな経緯がございます。これはどちらかといいますと商工会の方が主体に考えていただいております、葛城市が誕生してからの各商工会が持っておられた事業をどう統合するのかというところで調整されて、このイベントの統一については、1つは花火、これ商工会がやられてるんですけども、その夏祭り、それと旧新庄町では大字新庄の中でやられていた事業、それと旧當麻町ですと文化祭のときにやられていた事業、そういう事業の整理をした中で、ゆめフェスタ in 葛城という統一した事業を構築されてきたという実情がございます。ですから、私自身は葛城市が誕生するに当たって、苦勞をかけましてイベントを精査していただいたということには非常に感謝しております。

ただ、それはどういう趣旨でいくのか、来ていただく人たちの対象をどうするのかという総合的な判断になりますので、固定した考え方は持っておりません。更にはいい案が実行委員会等では出てきましたら、当然変化していくという可能性はあるということでございます。できましたら、苦勞されました方々の思いを考えますと、イベントとして継続する方向で考えていきたい。事業そのものは、皆さん方も当日その会場においでいただきましていろいろごらんいただいております。またいろいろご意見をいただきまして、実行委員会で諮っていききたい。参加していただいている皆さん方の数等を見ていると、非常に盛況であると

いう認識のもとに事業の継続を考えているということでございます。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 おはようございます。よろしくお願ひいたします。では、3点質問させていただきます。

まず、105ページ、7目休養センター管理費なんですけども、農業者健康管理休養センター、旧の當麻温泉ですね。これに関しまして昨年もちらっとご質問させていただきましたけども、本来、農業者健康管理休養センターということだったんですが、数年前から農福連携ということで福祉作業所が入ってらっしゃると。ところが、我々新人議員研修で視察に行ったときに、農福連携の作業じゃなくて、入ってらっしゃる事業者が通販事業の梱包作業をさせていたという目的外使用の事例があって、質問させてもらって、指導しますということだったんですけども、それがその後どうなっているか。それにあわせて、その際の話し合いは運営委員会の方で議題として検討されたかどうかというのがまず1点。

続きまして、110ページ、2目観光費のどこなんですけども、観光アドバイザー会議運営委員報償費、これはどんな方が委員になっているのかと、これまでどんな会議の内容であったかということをお聞かせください。

もう一つ、3点目が111ページ、同じく観光費の中の観光振興支援事業の県ビジターズビューロー負担金なんですけども、初日のときだったかな、総務費の中で地方創生のところでちょっと触れさせてもらったんですけども、説明がこれに係るということだったので、もう一度ビジターズビューローについてのご説明をお願いいたします。以上3点、お願いします。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

まず初めに休養センター、前回ご迷惑かけました。現在、休養センターに入っております業者の方が、来ていただいたときに通販の形をされているという中で、すぐに入っている業者を呼びまして、指導なり、その経緯を全部確認いたしました。最終的にその部分については全部撤去という形の中と、それと代表なりその関係者を全部呼びまして、始末書の方もとらせていただきました。現在は従来の農福連携ということで、農に関することをさせていただいておりますけれども、この件につきまして運営委員会の方にお諮りさせていただいておりません。

以上でございます。

下村委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課の吉田です。よろしくお願いいたします。

ただいまの奥本委員のご質問の観光アドバイザー会議の委員と内容についてでございます。

現在、12名の方に観光アドバイザー委員をしていただいております。委員長は大阪観光局理事長、副委員長に観光協会会長であります阿古市長、委員として、商工会会長や當麻寺住職、観光ボランティアガイドの会会長、奈良県観光局理事、また放送関係の3名の方、そし

て出版関係1名、また企業役員2名の方に就任いただいております。

アドバイザー会議の内容でございます。平成30年度のアドバイスの内容でございますが、現在までの事業報告をさせていただいた後、滞在型観光の実現についてを中心にアドバイスをいただきました。インバウンドの爆買いから体験観光に消費が向いており、夜間の座禅や早朝の修行など、ここでしか体験できないことで滞在型観光を呼び込むこと、また、道の駅等のそばにホテル誘致の必要性等についてのアドバイスをいただきました。また、昨年度、平成29年度の内容でございます。現在、相撲館で実施しております体験プログラムの動画を視聴していただきまして、相撲館のインバウンド政策についてアドバイスをいただきました。SNSを利用した広報施策やプログラムの安定開催、相撲甚句会の全国大会開催、関西国際空港を利用したPR、ちゃんこ鍋の提供方法等について提案やアドバイスを受けました。

続きまして、県ビジターズビューローの内容でございます。ビジターズビューローは一般財団法人で、具体的な内容は外国人向け旅行商品のコンテンツの動静や海外におけるプロモーション、ファミトリップの実施、着地型旅行商品の企画造成、マスメディアの情報発信、観光事業従事者の人材確保及び資質向上のための事業等を行っております。

以上でございます。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 ただいまの奈良県ビジターズビューローについての補足をさせていただきたいと思っております。葛城市と奈良県ビジターズビューローの連携についてご報告させていただきたいと思っております。

現在、葛城市の観光振興施策事業として、ビジターズビューローのツアーやファミトリップとして、相撲館に中国、アメリカを中心にたくさんのインバウンドの方が来館されております。ちなみに平成30年度は、平成31年1月末現在であります。ツアーやファミトリップ回数として60回819人であり、平成29年度実績といたしまして44回で643人でありました。このように葛城市では葛城市観光協会としてビジターズビューローのツアー商品としてインバウンド等の旅行者の相撲館ツアーを受け入れており、相撲甚句の観覧や力士による相撲の実演、説明、力士の着ぐるみを着て土俵に上がり力士との対戦の体験等もしていただいております。また、本年度のビジターズビューロー以外のインバウンドの方を含めると、1,156人のインバウンドの方が来館されており、日本人も含めると、相撲館、観光休憩所全体で、2月末でございますが1万6,710人の方に来ていただいております。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 ご説明ありがとうございます。まず1点目の農業者健康管理休養センターの件につきましては、対策、対応されたということでしたので、これで結構でございます。

2点目の観光アドバイザー会議のところなんですけども、委員の名称、名前はなかったんですけども、どういう方とお聞きしましたけども、観光関係の会議のメンバーって恐らく同じ方がずっとやってらっしゃると思うんですけども、お話しされている内容はいつも同じようなことだというふうに私はとらせてもらったんですけども、実際そこからどの程度実現し

ているかというのと、それと今ちらっと説明あったんですけど、申し上げにくければ結構ですけども、道の駅周辺へのホテル誘致という話がありましたが、その辺が具体的に何か動いているかということをお聞かせください。

それと3点目のビジターズビューローに関しまして、県のビジターズビューロー、一般社団法人ですけど、実際、県の出先になっていますが、そこと連携しながら、年間で相当数のツアーパッケージでお客さんが来られているということなんですけど、実は先日、ある議員がちょうどそのビジターズビューローのツアーパッケージの最中にお客さんを案内して相撲館に見学に行かれました。それは休日でした。本来なら相撲館では、休日に行けば必ずあいていて見学できるはずなんですけど、今現状、一般の観光客は立ち入り禁止だということで入れてもらえなかったという現状がございました。本来は市に対してツアーパッケージで貢献するビジターズビューローが通常の観光客を締め出す形になっているというような現状、そのあたりどうなんかなと思いますので、お聞かせください。

下村委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課、吉田です。

アドバイザー会議のメンバーとそのアドバイスの結果の内容でございます。平成30年度7月23日でメンバーが3名かわられていまして、放送関係の方とボランティアの会会長、そして観光局理事の方に新たに入らせていただいております。アドバイスいただいた内容についてはSNSの活用についてということで、その後、相撲館の前で、インスタ映えということで本場所の写真を利用しました写真スポットといいますか、インスタ映えするということでの設備を設置させていただいております。

以上でございます。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。よろしくお願いたします。

まず初めにホテルの件でございますが、ホテル設置につきましては前向いたらと考えておりますけれども、法律等、営業面等、規約がございますので、それについて現在協議をしているところでございます。

それと、ビジターズビューローのツアー商品のときに、個人客の方が入れないということでございます。現在、確かに観光客の方にご迷惑かけておりますけれども、来ていただいたときには2階の方に誘導させていただいて、2階の方を観覧していただく。また、そのツアーでしていただいているものを見ていただいているような状態にさせていただいております。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 もう言いつ放しになりますけども、観光アドバイザーの会議なんですけど、やっている以上は具体的な施策につながるような形で進めていただかないと、毎年会議のときに、果たして全員出席されているのかどうかかわからないんですけども、私出させてもらっているほかの会議では欠席されている方も結構多かったと思います。内容実現につながるような会議の進め方を今後やっていただきたいとお願いしておきます。

それと、ビジターズビューローのパッケージツアー中の一般観覧者の誘導は2階にされているということでしたが、実は先日のその話の続きがございまして、相撲館の方が2階に誘導していただいたんですが、県の担当者が、出ていけという形で対応されたということを知っておりますので、やはりそのあたり連携をうまくしてほしいと思いますので、お願いしておきます。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 その来館者の件につきましては、再度確認いたします。今現在、県のビジターズビューローと、今新たに大阪の観光局の方から新たな事業の申し出と申しますか提示をいただいております。この手の観光施策というのは更に進んでいく可能性が高いものでございまして、契約内容等確認しながら、個人で来られました観光客の皆さんに迷惑のかからない方法を模索していきたいという思いでございまして。

それと、観光アドバイザー会議につきましては、各課、部から答弁あったんですけども、当初この観光アドバイザー会議の意義をまず考えるというところから始めております。従前からありましたけども、それが実際に実になっているのかということを検証いたしまして、私自身も2回ですか、3回目になるんですかね、参加いたしまして、その確認をさせていただきました。

初年度につきましては、インスタ映えの話がございましたので、相撲館の本場所の土俵のスクリーンを設置する形で、かなり反響を呼びました。今回も今年に入りまして開催いたしました。いろんなご意見をいただきました。その中で葛城市がやっている事業の紹介もさせていただきました。相撲婚と申しますか土俵婚には非常に興味を示していただいたわけなんですけども、その都度さまざまご意見をいただいております。そのご意見を具体化する作業を進めていきたいということその席でも申し上げている次第でございまして。放送分野もしくは出版社、企業のトップの方、さまざまな方からいろんな前向きなご意見をいただいておりますので、その中で葛城市として消化できるものという考えに立った中で事業展開を考えております。私自身、決して無駄な会議と感じておりません。内容等確認いただけましたら、新たな発想が出てくるという思いでございまして。

以上でございまして。

下村委員長 ほかに質疑は。

谷原委員。

谷原委員 農林商工費のところですけども、103ページの3目の農業振興費の事業の説明のところでお伺いします。農業振興地域整備計画見直し事業ということで、13委託料、農業振興地域整備計画見直し業務委託料とあります。この農業振興地域の計画見直しということですけど、どういうことを見直しされようとしているのかお伺いします。

それから、これはちょっと単純な質問になるんですけども、105ページのところで、第5款の農林商工費の事業費の方でお伺いしますが、土地改良事業、農林課となっております。この土地改良事業、ここにも15節に工事請負費というふうに計上されております。それから一方で107ページのところで、これは10目団体営土地改良事業ですね。ここにも団体営土地改良

事業として15のところに工事請負費というふうに出ているわけですが、私もよくわからないので、計上の仕方として、団体営と農林課の土地改良事業の違い、それを教えていただけたらと思います。

それから、108ページの10目団体営土地改良事業のところですが、19節になりますか、事業費の説明のところをいくと、県営ため池等整備事業負担金というのがあります。県営ため池等とありますから、県営ため池というのが葛城市内にあるのかなというふうに思ってしまうんですけども、この中身についてお伺いします。等とついていますので、いろいろなため池もあるのかもわからないんですが、中身を教えてくださいたいと思います。

下村委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、農業振興費の農業振興地域整備計画見直し事業でございます。この計画におきましては、農業の振興を図るべき地域を明確にしまして、土地の有効利用と農業の近代化を計画的に推進するため、おおむね10年先を見据えて、県との協議を経まして市が定める計画でございます。県が定めた農業振興を図るべき地域を、今後農業に活用する地域と非農業用の地域とを区分し、農業用に活用する地域におきましては農業生産基盤の整備など、また非農業用地域におきましては生活環境の整備などの農業の振興に関する各種施策の実施を定めるものでございます。農用地の面積や農業就業人口、計画達成状況など見直しに必要な項目の現況や将来の見通しについて、おおむね5年ごとに調査を実施いたしまして、社会情勢の変化に適応できますように農業振興地域整備計画の見直しを行います。前回は平成26年に見直しを行っておりまして、平成31年度におきまして、その計画の見直しをする予定でございます。

次に、農地費と団体営土地改良事業費との違いでございますけれども、農地費に関しましては、市単独の事業及び県から補助をいただいている事業、県の単独事業が農地費の方で計上させていただいております。それと団体営土地改良事業費ですけども、これは国費が入った補助事業というふうな分け方をさせてもらっております。

それと、県営ため池等整備事業ですけども、これは葛城山麓地域の7カ所のため池と水路の工事、これを県営の方で平成29年度からさせていただいております、これに対する負担金ということで714万円計上させていただいております。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 最初の農業振興地域の整備ということですが、これは農振地域として指定をされておられると思うんですけども、農振地域として指定を変えることにつながっていく計画なのかということをお聞きしたいんです。既に5年ごとにやっておられるわけですけど、現在の葛城市は住宅地もふえておりますし、工業地等も拡大ということを県の方から言われていると思うんですけども、農振地域の見直し計画ですから、計画の中身によってになると思うんですけども、現況ではどういう方向で考えておられるのかお伺いしたいと思います。まだ未定ということであろうかと思うんですけども、現状では農業振興がむしろ縮小していつている傾向にあるので、都市計画とも関係すると思うんですけども、農業地域の振興計画について、

今後の見通しでどうなのかということですね。

それから、土地改良事業についてはよくわかりました。ただ、これはもう一つお聞きしたいんですけど、地元からさまざまな要望が出た場合に、国費がのれば、この国費にのる分で作ると。のらない分は、県でのる分があるか市単独で作るかというふうに、事業としては大字の方の管理者、土地改良区が管理しているような財産については同じだと思うので、それを改良していくのに、費用の出方で変わっていくものなのか、そこをもう一回お聞きします。

県営ため池の方ですけど、これは県営で作るとおっしゃったんですけど、県営のため池があるわけじゃないんですよね。そこをちょっとお伺いしたいと思います。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。よろしく申し上げます。

先ほどのご答弁、委員のご質問から多少ずれたところもあったかと思っておりますので、そのあたりも含めてもう一度ご説明をさせていただきます。

まず、1つ目の農振計画の話でございますが、これまさに委員おっしゃるとおりで、農業振興地域の整備に関する法律に基づく計画でございます。その本来の目的は農業の振興であります。したがって、どこのエリアでどんな農産物をどれぐらいつくって、どのあたりに加工施設を設けて、あるいはどういう形で流通に乗せていくか。この計画の中で関連して、例えば広域農道の整備をいたすとか、農業の施設の整備に対して補助を入れていくとか、そういったことも含めた、本来は積極的に農業の振興を図っていくということを目的とした計画でございます。ただ、現実的に皆様がよくこの法律に触れられるのは、逆にある意味残念ながら申し上げますけれども、農地を転用して宅地化を図るときに、まずは農用区域であれば、そのエリアを除外して、それから更に農地法におきます農地転用という作業を行って、その上で今度は都市計画法なり建築基準法の作業に移っていくという形で開発をしていくといった形のとくによく触れられるわけでございますが、基本的には先ほど申しましたように、そういった農業振興を図る計画であると。

その中で、先ほども申しました都市計画と都市の利用規制にまたがる法律が複数ございまして、そのあたりの調整を図りながら、今後手続を進めてまいりますので、現時点でもう方針が決まっているのかとお聞きいたしますと、これは葛城市の現時点の現状を分析しながら、他の法律との調整も図りながら計画をしていきます。そういう手順でございますという以上のことにつきましてはこれから検討していきますので、現時点では方向性というのはお答えできないかなと思っております。それが1点目でございます。

それから2点目でございますが、土地改良事業につきまして、団体営とそれ以外の部分につきまして、都市整備部のやっております土木関係とは根本的に違うところは、農地というのは基本的に私有財産であると。その農地の私有財産における多面的機能その他を認めた上で、一定の公費を入れていく枠組みの中でいろいろな枠組みが示されておると。その中で国庫補助金もあつたり県からの補助金も入っていたりというのは、主に基本的には受益面積がどれだけあるかによって、要は影響範囲の大小によって分かれておりまして、国費あるいは県費の補助金の分につきましては団体営土地改良事業の中で計上させていただきますし、そ

れは財源がとれる。この団体営というお名前につきましても、これも事業主体が地方自治体、市町村等だけではなく、土地改良区等の団体も事業主体になり得るということから、多分このネーミングなのかなということ、これが一般的にはなじみのない表現になっておりますので、ちょっとわかりにくいかなと思いますが、そういった状況でございます。

したがいまして、谷原委員、2つ目、3つ目のご質問なさいましたけど、まとめての答えになると思うんですけども、これにつきましては、基本的にその受益面積の差によって国庫補助あるいは県費の補助に入るか入らないか。いずれの補助もいただけないんだけど、これは市として事業の実施の必要があるということ、市単独費を投入してやる部分について、これが土地改良事業として計画をさせていただいているものというふうになります。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 最後、言いつ放しになりますけれども、農振地域については、農業振興ということが本来の趣旨であるということなので、5年ごとの見直しということなので、この5年間でどうであったかということはまた私の方で調べていきたいと思えます。

それから、土地改良事業の方についてなんですけども、非常によくわかりました。団体営ということの意味もよくわかりました。面積による受益だということでもありますけれども、今、農業を支える方の人口が減少してきまして、土地改良区が持っている財産の管理、主にはため池とかいろんな財産管理で、草刈り作業とか大変な作業をして環境維持していただいているわけなんですけども、水路の維持もそうですが、実はその担い手が減ってきて、どんどん、極端に言えば土地改良区を統合していかないと、なかなか担い手の確保は難しいんじゃないかなということがありますので、統合すれば受益面積がふえていくわけでもありますから、そういう意味では国費にのるところも出てくるのかなと思えました。将来的に、葛城市は大変土地改良区が多いので、それも小さい土地改良区が多いので、今後のことについて参考にできるご説明だったので、ありがたく思います。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

増田副委員長。

増田副委員長 まず、先ほどから農業の衰退とか農業者の減少とか、寂しいお話でございますけれども、少し元気出るお話をさせていただきたいなと思えますけれども、102ページの農業振興事業ということで、19節のところですか、各団体に補助をしていただいております。具体的に拾いますと、4Hクラブ、補助金2万8,000円、栄農会2万8,000円、イチゴ生産組合2万8,000円、ナス生産組合2万8,000円と。2万8,000円という非常に不自然といえますか中途半端な補助金が、過去からそういうふうになっておるのかなというふうに推測いたしますけれども、例えばイチゴの生産者におかれましては新規就農者がおられて、規模も、先ほど谷原委員からは農業者減少と言われておりますけれども、新規就農者、若い農業者が大きな投資、施設を建てられて、特産振興を図っていただいております。あすカルビー、古都華という奈良県独自品種で、道の駅等でも非常に好評を得られておるといふようなことで、活性化を

しておるといふふうに私は思います。

また、ナスの生産農家におかれましても、県下全域からいくと、そんなにナスの生産者というのはふえていないんですけども、こと葛城市におきましては、新規就農者。ただ、ナスの場合は比較的軽作業といいますか、一回植えると、約7カ月ぐらいですか、収穫作業と防除という作業になって、60歳、定年退職後の方におかれましても、農業の品目としては適している品目であるというふうなことで、定年以降の就農者が非常に多くて、年々増加しておると。これは県下でも珍しい事例なんですけども。ましてや、この奈良県のナスというのは、過去の例からいくと年間10アール13トンとか、他県から比べると桁違いの収量の多い、そういう技術をお持ちであって、適地適作品目ということでふえております。私の先輩等もナスをつくっておられる方もたくさんおられます。そういう非常にふえておる、活性化しておるといふことと、定価ですとこの2万8,000円を支援として出されておると。ほかのところでもいろいろとご支援はいただいているかと思えますけれども、この辺の活動状況とかを見ながら、もう少し後押ししてあげたいというふうなところにおいては、人数等も見ていただきながらご支援をいただけたらなというふうに思います。

それからもう一つ、前回は総務建設常任委員会のところで国庫の補助金の申請ということで2件ほどの専業農家さんの施設の事業申請、予算を補正で出されておったという記憶があります。これも情報、イチゴ農家等も、先ほど申しあげましたように施設を建てられるんですけども、そういう情報があって、より有利な国からの支援策というものが入ってくる人、入ってこない人、農業者にもこういう国庫の支援策についてはこういう組織から、イチゴ生産組合とか組織化、ナス生産組合とか組織化されていますので、そういうところを通じて、しっかりと支援策の情報提供をしていただきたいなど。しておられるのかどうか、その辺のところをお聞きしたいのが1点でございます。幅広うて申しわけございませんけども。

それからもう一つ、109ページ、林業振興費の有害鳥獣駆除事業、これについてお尋ねします。農業の衰退の原因については、山麓地帯、特に振興を図るべきところ、それから土質についても水はけのよい農業に適した地域でありながら、山麓一帯においてはイノシシによる被害というのはふえつつあるというふうに聞いております。対策も電柵等とっていただいて、補助もしていただいて、ほぼ封鎖状態でございますけれども、なぜかしら、ところどころに抜け道があって、イノシシから見て抜け道があって、山からおりれるすき間がところどころにあると。そういうすき間を狙って、賢く平たんの作物を食い荒らしとるという現状でございます。

その辺のところ、100%あって何ぼですので、その辺の対策が十分にできていない部分をどのようにフォローできるのか、対策として考えていただいておりますのかと、イノシシの被害については、わなと鉄砲と両方で駆除されておるんですけども、余談なことは言わんといて、この駆除の猟友会の負担というのは、わなでとるのは簡単、その始末をするのが大変と。生きとるやつは引っ張って歩かせますけども、死んだやつというのは、引きずって引っ張らなあかんとか、解体の処理をせなあかんとか、とってからの苦労が非常に重労働であるというところで、いろいろと前にも提案させてもらいましたように、駆除に関する対策、後処理、

臓物等の処理の問題と。一部の自治体ではクリーンセンター等の利用もあると。協議をしていただいたけども、いろいろとクリーンセンターの都合もございまして、そういうものを焼却する目的につくられているものでもないもので、なかなか使用は全てできるものではない。それから、骨等については燃えない部分でございますので、処理は十分いかないとは思いますが、その辺の駆除した後の処理の支援等について、再度お尋ねします。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま増田副委員長のご質問で、まず初めにイチゴ生産農家またナス生産農家、各農家団体に対する支援ということでございます。特にイチゴにつきましては、副委員長もおっしゃいましたように、葛城市で古都華、あすカルビー等、若い子がここ3年で生産量を倍、3倍という形の中で伸ばしていただいている現実がございます。また、今現在につきましては、その方につきましては、海外も視野に入れた中でのマーケティングを入れていただいているところでございます。

そういった形の中でどういった支援をできるかとなりましたら、生産者はふえております。ただし、各団体の方には加入をされていない方も出てきているというのが現実でございます。その中で、副委員長も言われましたように、ほかの補助事業。ですから、こういった形で専業農家がよりエリア、規模を広げていくとなれば、先ほど言いましたように経営体育成支援事業とか強い農業づくり事業という形の中で、より専業に特化した補助事業自体を支援、情報を入れていくという形を現在させていただいております。2番目の質問の経営体等の支援と一緒にするんですけども、認定農業者等また法人化に向けた中でしていただくという形になれば、また法人化支援等の支援策もありますので、そういった形を現在進めているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず有害鳥獣駆除助成金83万2,000円です。これは生活環境もしくは自然環境の悪化及び農産物に被害を与えるおそれのある鳥獣を迅速かつ効果的に駆除し、あわせて駆除実施中の事故を防止するために鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づきまして許可を受け、有害鳥獣駆除を実施する団体、猟友会ですけども、そこに対しての補助があります。それとあわせて鳥獣害防止対策協議会負担金を計上させていただいておりますけども、今年度はおりの補修と、おりの購入費を今回計上させてもらっておりまして、これの分と柵の補修費というのを計上させてもらっておりますので、こちらの方から、協議会の方からまた猟友会に対してこういう提供があるということになると思います。

あと、イノシシなりの捕獲後の処分でございますけども、これも今いろいろと調整しております。今現在は埋めたりしているような状態ではございますけども、その辺あたりはまだクリーンセンターと協議させていただいている途中でございます。

以上でございます。

下村委員長 増田副委員長。

増田副委員長 ありがとうございます。各農家、特に専業農家じゃないと国庫の補助対象には、ポイント制になっていまして、なかなか導入できない要件もあるかと思うんですけども、ネットワークといいますか、個人でビジネスとして農業法人化を目指してというか、大規模な経営をされている農家もございますけれども、いずれにしても市としては、国がそういう専業農家も小さい農家もいろんな支援策を、その規模ごとに立てられておいて、例えば、法人化しているから私は1人で勉強して、売り先も自分で見つけてやるねんと言われても、国庫の支援をいただくことになる、市の1つの予算化をしないと、これは農家に伝わらないんですね。必ず市を経由するという仕組みに国の支援もなっておるとのことやと思うので、大にかかわらず小にかかわらず、農家の国からの情報ネットワークの伝える手法としては、農家を何らかの形で、団体化をしておられない、参加されておらないとはいうものの、1つのつながりをつくっていただいて、定期的な県からの情報提供を渡す場所もしくはホームページ等で案内する周知方法をしていただきたいなど。なぜこういうことを言うかという、有利な補助を受けられる方というのが、受けられない方との不公平さとか、受けられた方は受けられた方で、受けられない方から見て、俺は知らなかったとか、そういう不公平さのない平等な支援をするような仕組みにしておかないと、知る人ぞ知るとか、知った者が得るとか、そういうことになると、いろいろと農業者間の不公平さ等が出てまいりますので、その辺十分に平等な情報を提供していただきたいというふうにお願いをしておきます。

それから、鳥獣害のところでございますけれども、おりの修繕ということで203万3,000円ですか、これが負担金として計上していただいている108ページの分やと思いますけれども、先ほど言いましたように、そこまではうまくいったと。おりも完備できたと。鉄砲もさらに買って待ち構えてるねんと、さあ来いと、撃つたと。さあこれどうしようと。そのこのところの問題が現場へ行くと、とてつもない。大体イノシシ1頭、親ですと200キロとか、そういう図体のやつを、猟友会の方も高齢化されて平均70歳を超えられているぐらいの状況かと思うんです。それを山からウインチ等で引っ張って、平たんのところで穴を掘って埋める。恐らく半分かそのぐらいかと思えますけど、辛うじて食用になる部分は確保されますけども、それ以外はスコップで掘って。シシの体ですので、人間の大体3倍ぐらいからの穴を掘らなアカンということの現場にいろいろと聞かせていただきますと、しっかりと。検討中ということをおっしゃっていますし、十分前向きなお話も進んでおるかとは思いますが、私がこの話をしかけて、もう2年ぐらいになりますけれども、ほぼ同じ進度でご検討いただいている最中やということですので、少しでも前向きにいきますように。この対策が前向いていくことが市内の有害獣の被害減少につながると、農業でも被害の減少につながるというふうにご認識をいただいて、もう少しねじ巻いてご検討いただけたらと思います。ご答弁あるようでしたら、お願いします。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

ただいま増田副委員長の言われているとおり、農業者間において不公平感のないような情

報伝達という形はこちらも気をつけているところでございます。国の支援策といいましてもいろいろある中で、生産調整、転作にかかわる部分についての国の支援策もでございます。これにつきましては、どういった事業、どういった農産物を植えれば、どういった形態をとれば支援策がとれますということを、支部長会の方で情報を流させていただいております。また、国の担い手に関する大きな事業になってきた場合につきましては、生産規模が例えば3ヘクタール、4ヘクタールという形の中で大きくなりますので、それにつきましては大規模農家また法人の方に、こういった事業が出ているという情報は流させていただいております。ですから、どうしても事業の中身におきまして、全てが通ずるものではございませんので、その辺を全体的には公平感を保ちつつ、情報の方を流させていただいているという形でございます。

以上でございます。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 特に山麓地域につきまして、鳥獣害、具体的に言いますとイノブタの野生化したものやというお話やと思います。以前ですと電柵とトタンですね、張って防いでいたんですけども、やはり根本的な解決にはならない。そのエリアだけ入らないようにしてというような作業。乗り越えたり、穴あけたりして入ってくるわけなんですけども、それではなくて、個体数をいかに落としていくかという作業に具体的に入らないといけない。その中で昨年度、これは狩猟組合の方と相談させていただきました。それで昨年度はワイヤーのわなを300ふやしております。本年度は、今まで使ってきたおりが非常に壊れてきているというか、曲がったりしているような話がありましたので、その部分について修繕できるものは修繕するように、修繕できないものについては新たに購入するような予算づけをしております。それと、先ほどありました、例えばとったイノシシの処理で困っておられる部分の調整を今図っているという段階でございます。こちらの方で勝手にあれこれと言うのではなくて、現場で携わっていただいている方のご意見を参考に予算組みをしているというのが実情でございます。

副委員長ご指摘のように、将来においてこの山麓エリアというのはある種、農業の集積を図るべきエリアである。特に葛城市という立地条件を鑑みますと、そういうエリアである可能性の高いものやと考えておりますので、将来、これは何年後というわけやないですけども、長期のビジョンの中でそういうふうな施策を考えていきたいという思いでございます。

それと、副委員長ご指摘のイチゴ、ナス、それはよく存じ上げております。イチゴの場合は高単価な品種が非常に売れ行きがいいという中で、若い世代が生産意欲を非常に示されている。ナスの方はまたちょっと事情が違いまして、指導していただく方がおられる中で兼業農家的な普及を図っているという状態でございます。特に先ほどの補助等の政策を平等にとというのは、まさにそのとおりでございます。国税であれ市税であれ、みんな税金でございますので、いかに平等であるのか。それと、特に専業農家を目指される若い世代というのは戸数も限られておりますので、そういう意味におきましては、全ての皆さんに平等に情報提供できると考えておりますので、以後もし何か不手際と申しますか、その辺の問題がありましたらご指摘いただきましたら、具体的な対応ができるのかなという思いでございます。

以上でございます。

下村委員長 増田副委員長。

増田副委員長 市長の方からもご答弁いただきました。ありがとうございました。私がお願いをしておる部分と市長が目指そうとしていただいている部分とはほぼ一致しておりますので、今後とも農業者支援、先ほどございましたように、600ヘクタール以上の農地というのが現に葛城市に農業資源として存在しておるといふことでございますので、それを使った地域の主要産業と私は位置づけております。産業の支援の中には、先ほど申し上げましたように補助事業に対する支援であったり、それから鳥獣害の被害対策、こういう大事なところ、この2点は特に重要な問題であるかなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと。

1点だけ、私、冒頭に言ったらよかったですけれども、人間的には被害はないとは思いますが、富田林のところでも、富田林のところでも豚コレラが発生したと。富田林と葛城市というのはそんなに離れてなくて、イノシシからいうと河南町も竹内も同じ屋敷中でうろちょろしとるということで、イノシシにも感染するということも言われておりますので、一度、個体の豚コレラ検査もされているとは思いますが、騒ぎになるまでに個体検査していただけたらなというふうにお願ひだけしておきたいなと思います。

以上です。

下村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時19分

下村委員長 再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 よろしくお願ひします。まず、112ページ、観光費のところの13節委託料、市内観光案内看板等多言語化事業委託料なんですけれども、対象地域はどこかということをお願ひします。

続きまして、122ページ、公園管理費、都市公園管理事業と公園施設長寿命化対策支援事業の2つにわたっているんですけれども、しあわせの森の進入路の測量設計と整備工事のことだと思っておりますけれども、今後、公園整備が進んでいくということが想定されるんですが、そうなってくると、管理事務所が必要となるんじゃないかと思っておりますが、そのあたりの計画というのをお聞かせください。

それから125ページ、吸収源対策公園緑地事業費の15節工事請負費、これもしあわせの森の植栽についてなんですけれども、私一般質問でさせてもらいましたが、そのときは植栽の木種、木の種類ですね、検討するというお答えでしたけれども、具体的にどういう木種で選定されたか、この3点お願ひします。

下村委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課の吉田です。よろしくお願ひします。

ただいま奥本委員のご質問でございます。市内観光案内看板等多言語化事業の方で、地域ということなんです、市内全域で看板の方、計画をしております、内容につきましては、

2020年には東京オリンピックとパラリンピック、2025年には大阪万博の開催が決定しておりまして、訪日外国人観光客の市内周遊や滞在を促進するため、観光案内板や施設案内板の多言語化を図るための委託料として450万円を計上させていただいております。

以上でございます。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 補足させていただきます。産業観光部の池原でございます。

地域としましては、現在、市内で13カ所考えております。これにつきましては、各駅の方で現在看板というのがあるんですけど、それを多言語化していく。また、相撲館等を入れまして、市内の方で駅を含めまして13カ所を今現在予定して、その効率性を今現在検討しているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。ただいまの奥本委員のご質問でございます。

しあわせの森公園の整備につきまして、現在、補助事業を取り入れながら植栽事業の方をやらせていただいております。植種につきましては、今年度一部工事をさせていただいたところでございますが、ツツジとシバザクラによって植栽の彩りを行うということで事業を進めております。これにつきましては、前にも申し上げましたとおり、5年間という計画の中で考えて、現在工事の方に着手しておるところでございます。

また、しあわせの森の進入路等の整備につきましても、今後も展望広場へ上がっていく道路は必ず管理上必要となってまいります。そちらの方の測量等で現地の方、行わせていただいて、これから進入路の整備、また広場への、上の方でございますが、一部雨等によりまして道が削れておるところの整備もあわせて行ってまいりたいと思います。また、公園の管理事務所は必要であるのかということでお問い合わせがございましたが、公園の管理事務所につきましては、都市公園法の都市公園としての中における位置づけがございますので、建物の規制等もございます。また、市といたしましても管理事務所を設けて管理をそこで、事務所で何かをするということもございませんので、今のところ公園の管理事務所等の建設については考えておらないというのが現状でございます。吸収源の公園対策ということで、それらの部分も含めまして、今後も事業の方、邁進してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まず観光、多言語化の看板のことなんですけども、13カ所ということで了解いたしました。ただ、私申し上げたいのが、現状あるそれ以外の看板、古い看板です。また旧當麻町時代、新庄町時代の看板が残っているところがございます。さっき申しました當麻温泉の看板もさびているんですが、いまだにあって、通常の一般の観光客からどこにあると聞かれたりすることもありますので、その辺の古い看板の撤去もできるだけ早く進めていただきたいと思いますので、検討をお願いします。

それと、公園のところの植栽ですね。ツツジ、シバザクラ、今後5年で整備していくとい

うことだったんですけども、やはり斜面、法面が崩れているということもございましたので、シバザクラとかで大丈夫なのかということがありますので、根のはう樹木が必要かと思えますけども、そのあたりまた検討いただけるのであれば、今後5年の中で考えていっていただきたい。以前、シバザクラが旧當麻町時代にあの辺にあったかと思うんですけども、枯れた経緯がございました。水やりにも結構手間がかかったということも聞いておりますので、そのあたりの今後の対応も考えた上でお願いしておきたいと思えます。

それから、公園管理事務所の件に関しては、都市公園としての位置づけじゃなくて、吸収源対策ということで、考えていないということでしたが、やはり面積が非常に広くて、下からはうかがい知れんところで、もし何かあったらということもありますので、そのあたりの対応も含めてご検討だけしといてください。もう言いっ放しで結構です。

下村委員長 答弁よろしいですか。

奥本委員 もしあるんやったら、言ってもらってもいいです。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 公園の管理事務所につきましてですが、吸収源公園ですけども、これも一応都市公園という位置づけでございます。先ほど申しましたように、そこに建物ということでございますが、あそこは急傾斜地また砂防指定地にもなっておりますので、建設については難しい部分もございますので、管理については庁舎の方から出向くということで対応していかねばならないのかなというふうに考えておりますので、その辺でご理解のほど賜りたいと思えます。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑。

杉本委員。

杉本委員 奥本委員、今お聞きになった112ページの外国人観光客の看板のところでお聞きしたいんですけども、先日もお聞きしたんですけども、商工観光課に一回お聞きしたいんですけども、今は力入れていただくのはすごくいいことだと思うんですけども、例えば目標を何人ぐらいに設定していて、今何人でこういうふうになっているという数値的なものは出ているんでしょうか、お聞きしたいのと、あとこの概要の方の40ページ、下から2つ目、6番のトイレの改修工事、これ去年は予算上がっているんですけど、今年ないんですけど、もうやらないということなんですかね。この2つ、お聞かせください。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。ただいまのご質問で、計画でございます。

先ほども奥本委員の中でビジターズビューローの中でお話をさせていただいたんですけども、現在、相撲館の方にインバウンドといたしまして、平成30年度実績といたしまして、1,156人のインバウンドの方に来ていただいていると。また、国内、国外問わず1万6,710人の方が葛城市の相撲館に来ていただいているという中で、今後、大阪万博また東京オリンピック等を迎える中で、今以上に人数がふえてくるであろうということで、今現時点が相撲館がメインとして来ていただいておりますので、それを今、周遊も考えている中で、面の中に

散らばっていただくという形を捉えた中で、多言語看板を設置した中で動いていきたいと。今後、万博なり東京オリンピックを見据えた中で、人が増大するであろうということを見据えさせていただいておるところでございます。

トイレの件でございます。平成30年度におきましては補正の方でトイレの事業についてはさせていただいたんですけれども、平成31年度の中で今現在、官公庁、奈良県の方でこのトイレの事業を考えていただいておりますので、この事業が確定したときにおきまして予算として計上させていただきたいという形で思っております。

以上でございます。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。その現状は先ほどもお聞きしたんですけれども、あくまで提案なんですけど、目標を持っていただいて、それに対してこれが必要だこれが必要だというのはわかるんですけれども、ふえるであろうでざっくりやってるんじゃないなくて、これぐらいの人を葛城市に呼ぶんだという意気込み。先日も自転車の補助金でも僕言いましたけども、ここまでやるからこれが必要だという考え方をぜひ次から示していただきたいなと思います。

あと、トイレなんですけども、外国人の方、しっかり呼んでいただくのはいいんですけど、来たはいいけども、トイレが不便だったとかいう声が出ないように、これ予算つけてもらったと思うんですけれども、できるだけ早急に必ずやっていただいて、前回の予算が執行できなかった理由が僕は納得できないので、しっかり下調べしていただいて、しっかり実行できるようにしていただきたいと思います。

以上です。

下村委員長 内野委員。

内野委員 1つだけ、よろしく願いいたします。ページ数が108ページ、1目林業振興費の中の13節委託料なんですけれども、これ前年度より190万円ほど増額になっております。この増額とまた内容等教えていただけたらなと思いますので、お願いいたします。

下村委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしく願いいたします。

林業振興費、委託料でございます。これは施業放置林解消活動といたしまして25万7,000円、それと施業放置林整備事業ですが、これが79万944円、それと獣害に強い里山づくり事業が8万3,688円、それと雪崩対策事業としましては214万8,000円、それと市の単独事業が55万円ございまして、合計が383万円となっております。

以上でございます。

下村委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。すいません、私ちょっと勘違いしていたかもしれませんが、この平成31年度の森林環境譲与関係のお金が入で入っていると思うんですけれども、それに伴ってさまざまな事業を考えておられるのかなと思ったんですけれども、これは用途を示していかなあかんというお金だと思うんですけれども、そういうふうなところもちょっと聞かせていただいたらなと思います。

下村委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしく願いいたします。

平成31年度より森林環境譲与税という制度が生まれました。これはパリ協定の枠組みのもとにおける日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保するという観点から森林環境譲与税が創設されました。平成31年度におきましては、葛城市におきましては273万円の割り当てがございました。この内訳でございますけれども、木育推進事業におきまして97万8,000円、施業放置林解消事業委託料としましては25万7,000円、それとナラ枯れ被害防除対策事業の委託料としまして117万円、森林学習の方におきましては32万5,000円の合計273万円を充当させてもらっております。以上でございます。

下村委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。森林学習もということで、後から出てくる学校の方での学習の方にもこのお金が充当されるということをお伺いいたしました。この事業はきっと森林の面積によって、この譲与税も変わってくるのかなというふうに思うんですけども、今後、26年までこのお金が入ってくるというふうに思っとるんですけども、そうですか。今後、使途も明確にしながら、毎年おりてくるお金でございますので、その使途もしっかり明示するというようになっておりますので、答えてくれますか。

下村委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。

森林環境譲与税ですが、今現在聞かせてもらっていることは、平成33年度までが273万円、それ以降徐々に額はふえていくんですけども、平成45年度以降になりますと、葛城市としては923万円という予想の配分が示されております。

以上でございます。

下村委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。だんだんふえていくということをお聞きいたしましたので、しっかりこの使途を明確にしながら、またこれも公表していただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、簡単にということでございます。農業振興費、103ページの委託料、農業振興地域整備計画見直し事業、これは詳しく説明していただきました。内容は理解はしとるわけでございますが、今、工場誘致の方もやかましい掲げられておるわけですけども、今、工業地域のほとんど土地がない、農業振興地域のところで工場誘致をやる。3年ぐらい前までは県の方は工業支援地域、建てられますよということやった。急に農振のとこあかんというふうになつとるわけやけど、市として、振興地域が決められたんが昭和48年か昭和49年ごろ。だから四十何年見直しされてない。都市計画の場合は線引きを見直しされて、ふやしたり減らしたりしてるわけやけど、農業振興地域、何の進展もない。そんな中で、以前のこと思うた

ら、除外するのもしやすくなったと思うわけやけども、今、農業進めていくのも大事ですけど、やはりなかなか担い手が少のうなってきた段階で、やっぱり市として工場誘致をどんどんやっていくという考えになるのであれば、この振興地域の除外、これを早急に考えていかなければいけないと思いますので、その辺の考え方、簡単に結構ですのでね。

それと、農業振興、「當麻の家」の駐車場の契約の日にも、契約金額。なぜおくれたかというのと、それから休養センターの体育館の屋根の修理、これも発注の時期、かなりおくれたる。もともと当初から予算計上されておったということですね。

それと団体営土地改良事業、全体の事業費幾ら、それと補助対象事業幾らになるのか、これだけ教えてほしいと思います。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの岡本委員のご質問の振興地域と農地法の捉え方の中でございます。除外につきましては、農地そのものが1種、2種、3種という形で分かれてきますけれども、その中で1種農地ですから、農業を専属的にやるという形の中の農地自体ですから、今現代的には集まりとして10ヘクタール以上自体が1種農地という捉え方がございます。ですから、そこについてはあれですけれども、あと2種、3種につきましても、分断要素、農業振興地域というのは農業をすところという形の捉え方がございます。その中でそういった構造物が出てくるということ自体の捉え方。そこに農業に影響を与えないという形があると思いますので、そういった中で、言われたような形の中で全てに対してそういった除外をしていくというのはなかなか難しい話でございます。その条件条件によって全部変わりますので、それにつきましては、個々の案件としてまたご協議の方お願いしたいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

簡潔に申し述べたいと存じますが、これ制度の話でございますので、正確にご理解を賜りたいと存じます。今、多少混同して申し上げましたけども、今回お尋ねの件につきましては、主に都市計画法と農地法と、それから農振法の3種類でございます。

農用地の除外とおっしゃいましたけども、今いろいろ作業をしております中で一番ハードルが高いと感じておりますのは、農地法上のエリアの区分として、第1種農地というふうに岡本委員お尋ねのエリアが区分をされている。また、工業系ゾーンという表現もエリアに入っておりますが、これは都市計画法上の調整区域におけます開発許可基準の中で工業系ゾーンと位置づけた場合に、多少は条件を整えば開発については緩和していこうといった扱いでございます。それぞれ個別の法律があって、目的があってしているわけでございますが、そのあたりがうまく、今、現地として整合していないという状態をどうやって市としても方向性として、工場の誘致を図る部分についてはそういった利用ができるかということについて、いろいろと調整をしているところでございます。もちろん、農振法におけます当該エリア、農用地区域にも入っておりますので、こちらの方についても作業が必要でございます。

そういった中で分断要件等の中で、大規模農地であるかないか、そのあたりが今論点となっているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしく願いいたします。

まず、農畜産物処理加工施設駐車場整備事業でございますけども、これが繰越額3,450万円となっております。なぜ発注がおくれたかといいますと、7月、9月の台風の被害の対応をするために発注が多少おくれました。それと発注後ですが、工事で使用する予定でありました既製品、L型の擁壁工でございますけども、通常でありましたら受注後2カ月で納品できる製品ではございましたが、さきの震災や台風の影響で製品の製作が追いつきませんでして、工程としましてはL型擁壁を設置しなければならない、まずこれが一番最初の工程に入ってくるようになりますので、着手がおくれてしまったということでございます。舗装の工事に関しましても、整備工事が完了後、着手することで繰越しになったということでございます。

それと次に、休養センターの屋根改修事業でございます。これも繰越額が2,181万円。これも先ほどと同じ理由でございます。台風の災害対応に追われまして工事がおくれました。それと、ふきかえにつきましても、専門職の方が今現在被災地の方に派遣されておりますため、資材や人材の確保がなかなかできないということで、繰越しをすることになったわけでございます。

次に、団体営土地改良事業費のことでございます。委託料としましては4,180万円、農地耕作条件改善事業の笛吹農道整備工事に伴う用地測量業務としまして300万円。委託料は4,180万円です。それと工事請負費が1億6,300万円でございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 部長なり副市長、答弁していただきましたけども、当然、都市計画と農用地、整合性、百も承知の上の話。そういうことであれば、県の工業支援課ですか、僕は忘れたけども、そこがきちっとこのエリアは工業支援地域に指定しますということで、薑を指定してある。きのうきょうに指定したのと違う。10年前に指定しといて、いけますいけます言うて、今になってでけへんからこんな質問してるわけです。もちろん都市計画と農地法あるのわかってまんな。そんな法律を乗り越えた中で、今私は質問してるわけ。そやから、市としても県に対して国に対してちゃんとしますという答えを言うてくれたら、中身のことはわかってんねから、それさえ言うてくれたらええわけやん。する気ないのかあるのか、できるのかできないのか、その答えだけで結構ですわね。

それと、今、芝課長言われてるわけやけど、入札の日とか契約金額が漏れてるんで、それを教えてもらいたいと思います。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。ただいま岡本委員のご質問でございます。

薑工業団地につきましては10年前に工業地域、工業ゾーンという形の中で設定されて、その中におきまして、今、農地という形の判断をされているということなんですけども、今現在、県の方と協議をして、農地法で除外ができる方向を今お互いに探っているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

農畜産物処理加工施設駐車場整備事業、これが契約が平成30年10月29日です。それと契約金額が3,894万3,720円です。それと休養センターの方ですが、契約日が平成31年1月31日です。それと契約金額1,764万40円でございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今それぞれ答えてもらいました。池原部長の話であれば、県と協議中やと、こういうことやな。いつまでやいうような言い方したらあかんけども、ある程度、協議中ということは何かが立ってるという解釈をしたらええわけやな。そうせんと前向いていかへんから、そういうふうに解釈しときます。

それと、それぞれ、奥本委員も言われたわけやけども、やっぱり当初予算に計上されてる以上は、少なくとも8月までに契約をする、こういう姿勢やないと困ると思います。特に入札、契約するのだったら、6月にするか9月にするか、どちらかしかないわけやから、新年度予算についてもその辺を注意していただきたいというふうに思います。

下村委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 これは120ページの都市計画、僕所属してる委員会がこのことを質問できないというか、厚生文教常任委員会なのでね。都市計画の総務費そのものに予算的に直接影響があるかどうかは定かではないんですが、ちょっと気にしてたことがありますね。これ旧當麻町時代やと思うんですけども、これは御所・香芝線、通称山麓線と言われてるところで兵家南の交差点、信号がありまして、その東側、あそこにいるいろいろ工場が建ってるんですけども、もともとどういういきさつあったかいうのは定かでないんで、わかる方はちょっと教えていただきたいんですけども、当初はあそこは多分、準工か工業地域か何かの都市計画的には何らかの動きがあって、それであそこに工場が建っていったという経過があると思うんです。それで、今となつては違反の建物になってるんです、工場。市街化の調整区域ということで。しかし、その事業者は古い工場もありまして、そのときにはそういうふうな形になるとはわからなかったんかどうやったんかわかりませんけれども、当初から違反をしようとして建てるわけやないと思うんです、事業主は。

それで何年前やったかは知りませんけれども、あそこを市街化区域、準工にするのか工業にするのか、そういうふうな動きをされたときがあるんです。しかし、今、市街化の区域に指定して、準工とか市街化区域になると、農地の税金が一遍に跳ね上がりますので、市街化

の税金かかるんでね。ですから、なかなか今、農地をお持ちの方で、いろいろな考えの方は、もちろん県に都市計画区域の見直しの申請をしながら、それで地元とも話し合いをしながら、あの区域をしていかないかんですけれども、事業者は今そういう形で、初めから違反をしようなんて思うて建ててはらへんと僕は思います。何かの動きがあつて、あそこがそうなたんやと思いますねけども、今となつては相当年数たつてるんで、増築も改築もしたいと思つても、できへん状況になってます。

ですから、あそこを今後、都市計画の中で香芝がやったんは、商業地ですけど地区計画という形を何らかでとれば、農地は農地のままの課税ですし、今までどおりの。しかし、それの形、その地区の方々が賛成していけばそういう形に、地区計画の形に持っていけると思いますが、経過も含めて、あの状態をずっと放置していくんかどうか。何らかの方策を考えようとされるんかどうか、そこらをお聞きしたいんです。都市計画の範囲の中に直接入つてくると思いますが、そこらの今後の考え方をちゃんとしていただかんと、あのまま目立つところで違反の建物としてどんとあそこに何軒かが建つわけですから。ですから、そこらはどういうふうな形で解消していかないかのか。僕も経過もわかりませんので、そこらわかつてる方は説明いただいて、今後の取り組みがあるのであれば、お聞かせいただきたいなと思います。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいまの西川委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思つています。

現在、兵家のところにあります工業地というか工場群団でございますが、はっきりと当時のことをわかっている者は退職したりして、おりませんけども、私らが一番古い年代でございますが、聞くところによりますと、あそこの工場につきましては、都計法以前の時代にあそこに工場があつたということでございます。ですから、法ができる以前にあそこに大きな工場があつた部分の土地、要は既存宅地ですね。既存宅地を利用した中で、今現在6社か7社かわかりませんが、現在の工場が建つておると。ですから、現在建てられている工場については、違法ではなしに、きちんと既存宅地を利用した中において確認申請等もとられた中で工場が建つておるとというのが現状でございます。

今、西川委員がご指摘のように、あそこの工場において増築または拡大をしたいというようなお話も現在ございました。しかしながら、調整区域でもございますので、拡大はすることはできません。現在の工場を建替え、もしくは現在の土地の中で余っている部分での少しの増築等は認められておりますので、そこらで対応していただかなければならないということでご理解をさせていただきたいと思つています。

先ほど委員が申し上げられましたように、地区計画ということで、あそこに工場地としての地区計画を立てれば、それを都市計画マスタープランから全て改正していかなければならない作業になりますので、簡単に地区計画と言われましても、すぐにあしたからできるというわけではございませんし、どの範囲において地区計画を設定するのか、またその地区計画の範囲内にある地権者様のご理解のもと、全員一致のもとでの同意をとって、地区計画の策

定に入っていかなければならないという作業もございます。ですから、それぞれの方の思いもございまして、どの範囲でどういうふうにやっていけるのかということも、市といたしまして、あそこに工業地ということで、先ほど岡本委員もご質問ありましたとおり、工業地が少ないと、ないという中で工場誘致もできないというご意見は多種多様に皆様方からいただいております。現在、工業系ゾーンということで、ゾーンとしての指定はされておりますが、先ほどありましたように、1種農地であったり農業振興地域であったりと、また別の法律における問題点もございますので、そちらをクリアしないと、都市計画としての進展が次できないという部分もございます。

はじめに工業地帯につきましては、工業地という指定をしておりますので、その周辺100メートルについては条件を整えば工場を建てることのできるというような規定はございますが、やはり工業地域ではございませんので、あくまで今申し上げました兵家地域につきましては調整区域でもございます。ですから、既存宅地の中での範囲内でしかできないということでご理解をいただきまして、今後どういうふうに行けるかということについては、また皆様方とも協議しながら、皆様方がどういう思いを持って、あそこに広げていくことがいいということで賛同を得られるのかという部分もございまして、また、農業振興という部分も相まった中でどう考えていけるのかということもまた検討していかなければならないのかなというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 あそこを準工に指定して工場を建てられるような地域指定をせいというふうな話を僕今してるわけやないわけで。今現在あのまま放置するんですかということ。今、部長は既存宅地というのを利用してあそこ工場建ってる、ですから違法じゃないと、こうおっしゃるけれども、そのことを利用しながら、僕から言うと脱法行為的なというんか、いろんな農業倉庫あるとか何とか、そういうふうなことをやらんと建てていけへんから、それでも県の指導を受けて。違法建物ではないと部長おっしゃるけれども、僕はあの状態を、山麓線から見えてるあの状態をそのままにしとくんじゃなしに、何らかの。その地区計画というのは、香芝市もほっといたらインターの周りにいろんな商業施設が建ってきて違法な状態になっていくんで、地区計画という形をとったわけですよ。そして、農地をお持ちの方は、市街化区域になってくると一遍に税金が上がるんで、賛成もしにくいというんで、市街化区域の指定もしにくい。しかし、建物が建ってくると、違法な状態で。ですから、地区計画を申請してやってるわけやから。

今言うてんのは、そういうふうな努力をせんと、今現在その方は、先ほど言いましたように、そのことも知らん知らんというて部長はおっしゃるかわかりませんが、一度、地権者の方に集まっていただいて、そこの部分を準工か工業か市街化の形にできませんかという地元説明会も1回か2回か知らんけど、やってるはずですよ。しかし、そのときに問題が出て、そんなん一遍に上がるのかなわんですよ、市街化で。ですから、そこらが頓挫したんねけれども、ほな頓挫したまま、あれからずっと東の方へ行くといろんな工場がありますよ。それをちゃんと将来きちっとできるような形にしていくのが。事業者は初め言いま

したように、違法な状態でそこへ建てたというつもりじゃないわけですね。どういう形であそこが工場を建てられへん、いつのときかしらんけど、調整に戻って、もう工場建てられへんようになってんなど。そのうち、その中から、今、部長おっしゃった、それやったら、ここに工場あったさかい、既存宅という形でやろうかと、そういう方策を、逆なんです。そういうふうにとられたから、今後その事業者の方々が一生懸命事業やったはんねから、その部分を何らかの形で、違法な状態にはならんようなことを考えるようなことをやってあげたらどうなんですかと、それがこの都市計画の協議会とかいろんなことやっておられるんですから、そこらの話も机上へのせて審議をしていていただいたらどうですかと、こういうことをお尋ねしてるんですけど。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

今、西川委員ご指摘のように、地区計画をどういうふうにやっていくかということにつきまして検討しなければならないと思いますが、まずあそこの地域に工場が今あるというのは先ほど申しましたように、法以前の形での利用で建てられておることとございますが、これ以上上げていくのがいいのか、上げていかないで、周りの農地との農業振興との兼ね合いもございます。当時の都市計画法ができた中においてどういう用途地域の選定をされたのかという経緯もあろうかと思えます。その当時、地元においてどういう話し合いがあったのかということもございます。今後、都市計画法の中において、線引きにおいて市街化編入ということについては、今の時点ではなかなか難しい部分があるかと思えます。ですから、先ほど申し上げていただいた地区計画として整備できるのかできないのかというところについても検討していかなければならないだろうというふうに考えております。

今、実際あそこにある工場群の中で一部お話しをいただいたところではあるんですけども、その周辺にお持ちの地権者のお考えもございまいし、今後いかにしてその辺のまちづくりについての全体的な中において、工業地域の拡大、工場地の増設というようなものも今課題となっておりますので、総括的に市の行政の中でまた検討していかなければならないというふうに考えておりますので、その辺でご理解のほど賜りたいと思えます。

以上でございます。

下村委員長 よろしですか。

西川委員 理解せい言われたらしゃあない。

下村委員長 そしたら、時間もあれですので、ここで暫時休憩いたしたいと思えます。

休 憩 午後0時05分

再 開 午後1時30分

下村委員長 5款農林商工費、6款土木費の質疑を行いたいと思えます。

何か質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 113ページ、相撲館費の中の工事請負費3,300万円計上されてるわけで、説明資料では空調の改修工事ということになってるわけですけども、ここで前年度設計委託も見てないし、今

年度も見えない。誰がこの設計されたのか。どうしてこの金額が出てきたのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、土木費に入っていきます。土木費の中で道路新設改良費、開発公社が先行取得した1,571万8,000円、これの内訳について、それから国鉄・坊城線の事業費、それから社会資本の事業費、とえあえずこれだけ先にお問い合わせいたします。

下村委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課の吉田です。ただいま岡本委員のご質問で、相撲館空調設備改修工事の費用のことについてでございます。

葛城市相撲館及び事務所と観光休憩所の空調は、現在故障により使用できない状態になっておりまして、来館者のためにも早急に復旧すべき状態となっております。内容につきまして、相撲館の空調は、建設された平成2年の設置で、使用限度の20年を10年余り経過しています。また、事務所と観光休憩所の空調は集会所建設時の平成14年設置で、こちらも使用限度の13年を3年余り経過しています。

今までの故障につきましては、修理にて対応させていただいたところですが、メーカーの修理部品の対応がなくなっていく中で修理が困難な状態になってきております。また、修理が割高になるケースがありまして、一時的な修理でなく、空調の更新で予算計上をお願いしております。また、予算査定の中で設計施工同時ということの計上で、3,300万円の工事の予算をお願いしているところでございます。よろしく申し上げます。

下村委員長 松本課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。よろしく申し上げます。

それでは、新設改良の公社の買い戻しの分でございます。用地費といたしまして、全体で15筆分の買収を予定しておりまして、公社からの買い戻しは2筆分の買い戻しとなっております。残りの13筆分は市が直接交渉させていただく分となっております。補償費といたしまして全体で4件分、建物補償2件、移転補償2件となっております。公社からの買い戻しとしまして1件分の買い戻しとして計上させていただいております。

それと国鉄・坊城線の事業費でございます。委託料といたしまして、補助事業分でJR分が2億293万4,000円、家屋調査といたしまして1,200万円、道路詳細設計で1,000万円、建物鑑定補償で500万円を計上しております。これは単独となっております。工事請負費につきましては8,500万円を計上しておりますうち8,000万円が補助対象費、4,000万円の補助金となっております。それと公有財産購入費でございます。補償費といたしまして150万円を計上しております。補償補てん及び賠償金でございます。これにつきましても補助金といたしまして150万円、単独で350万円の500万円を計上しておりますところでございます。

あと社会資本でございます。社会資本につきましては、葛城川東側線、それと中道・諸鉾線を予定しておりますが、委託料で2,000万円を計上している中で1,500万円が補助対象となっております。それと工事費につきましては1億9,000万円、うち1億4,000万円を東側線、尺土・春日神社東線、尺土駅の北側の5,000万円を補助対象として上げさせていただいております。補助金につきましては、東側線で6,000万円、尺土で2,500万円を計上しております。

以上です。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 さっきの相撲館やけども、この3,300万円計上したあるけども、設計施工というような形で言われた。その設計施工わかるけど、この3,300万円の金がどうして出てきたんかと聞いてる。それを教えてほしいわけやねん。それと道路新設改良の中で、今言うてるのは1,570万8,000円かな、これ先行買収やってるわけやんか。その内訳を教えてほしいと言うてるわけや。例えば補償で幾ら、土地で幾ら、あるいは工事はしてないと思うけども、ほかでどういふうなとこに、建替えとかしてもうてるのかということを知ってるわけで、細かい詳細については時間がないんで後で聞くとして。それと、今聞かせてもうてるわけやけど、要はこの施設の予算金額と、今聞いた補助対象金額、その差額については全て単独やという解釈でええわけやねんな。その開発公社と相撲館だけ、ちょっともっぺん答弁お願いします。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

ただいま岡本委員からご質問がありました相撲館の空調の入れかえに伴う3,300万円の根拠でございます。これにつきましては、メーカーと立ち会いしたことによりまして、この見積もりを提出していただいております。

以上でございます。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいまの岡本委員のご質問の道路新設改良におけます開発公社への買い戻し分の予算でございますが、これは本会議においても開発公社の状況報告の中でも企画部長の方から答弁をしておるわけでございますが、詳細につきましてはこれからの事業の推移もございまして、先ほど岡本委員が申し上げられましたように、土地の金額また補償の金額につきましては、申しわけございませんが詳細に内訳を述べることができませんので、ご了承願いたいと思います。また、買い戻しにつきましては、利息、事務費等も含めた中で今回予算計上させていただきますことをご理解していただきたいと思います。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 まず、その相撲館費やけども、設計施工、わからんことない。予算出すときに、何の根拠もないのにぼんと出されへんわけやん。業者から聞いて出したということか。そんな入札の仕方であんなかいな。公共事業であれば設計施工せんなん場合もあるけども、競争性、透明性ということになってきたら、やっぱり設計は設計でもらう。ほんで入札かける。100万円、200万円ならええけども、この3,300万円も、ちょっとそんな方法は具合悪いと思うけど、答弁でけへんねやろ。そやから、何もわし入札のことばかり言うてるの違うて、これから出てくる随契も一緒やんか。だからきちっとすべきことはしないと、職員自身がこんでいけるんやとなってきたら、若い人らがついてこられへんねん。きちっと法にのっとり仕事をするということを先輩から後輩に教えていったら、これが私は大事やと思うんで、こう

いう聞き方をしてるわけやな。

それと、今、道路新設改良で、開発公社のときに説明してあると思うという話やけども、開発公社の理事長の方から、詳細については今いろんなことがあるんで申し上げできませんということやから、新年度で聞かせてもらいますということではあるわけや。ほんで部長の方からいろんなことあるさかいに、疑うてるわけでも何でもないわけや。何でそれを言うかいうたら、もっと言うたらこの中に用地代と補償代だけでこんだけの金額かと、違うやろということやん。わしの言いたいのは、開発公社で代行買収するけども、何の項目でも買収できるというのはおかしいやろということをお願いわけや。土地とか補償とか先行取得、そらわかりますやん。それ以外のもんも何でもできるのかということになったらあかんから聞いてるだけで、あんまり隠すように言われたら、何か問題あるのかいなと疑うてしまうわけやんか。答弁できないのやったら構へんけども、そういうことを含んであるの違うかなと思ふから聞いただけのことであつて。答弁できないのやったら、そらしゃあない。

下村委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

先ほど増井部長の方からご答弁申し上げましたが、もう一度繰り返しになりますが、正確に申し上げますと、土地開発公社の経営状況の報告に関しまして、本会議におきまして谷原議員の方からご質問を受け、それに対して企画部長がご答弁を申し上げます。まず、個々の明細につきましては、今後まだ交渉が残っておりますので、そのあたりも含めまして明細については詳細は申し上げられませんということとともに、谷原議員の方からは公社の報告書の様式が最終的に面積と金額しか表現できておりませんでしたので、そこを逆に単純に面積で金額を割り戻しますと、非常に多くの単価が出てしまうと。これは様式上の問題でもあるんだけども、内容的に何が含まれていますかというご質問に対しまして、項目といたしましては用地の取得費、それから当該土地に建物等がございましたので、建物の移転補償費、それから営業もなさっていたということで営業補償と借家人補償、そういった内容、それから全体に係ります測量の委託料等も中に含まれておりますと、そういったご答弁を本会議のときに申し上げたと。そのとおりでございますということを増井部長の方がご答弁申し上げた次第でございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員、それでよろしいですね。また後で関連で聞いてもらっても結構です。

ほかに質疑ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 3点ほどお伺いします。国の方の動きとの関係でお伺いします。

1つは、先ほど内野委員が質問したところと関係しますけど、108ページ、1、林業振興費の目で事業費でいきますところの上から森林保全整備事業の13委託料のところであります。これ委託ということで先ほど答弁があつたんですけども、その中で内野委員から森林譲与税のことで質問があつて、長期にわたって大変なお金が葛城市に、ある意味では使えるお金が来るわけであります。これについて長期計画について何らかの形で策定するようなことが入

っているのかなということをお聞きしたいんです。これは前倒しで2019年度からということになりましたので、実際には2024年度から市民の方の住民税均等割に1,000円ずつ負担を国民の皆さんからいただいでる事業になりますから、葛城市は3分の1ほど山があるわけですから、これは非常に景観の面でも大事になると思いますので、重ねてお聞きするところであります。

もう一つ、2つ目ですけど、114ページになります。プレミアム付商品券事業について、この中身についてお伺いします。その中身についてお伺いするときに、これは歳入の方に関係するかとは思いますが、歳入との関係でよくわからないんですけど、26ページの一番下の段になるんですけど、プレミアム付商品券販売収入額ということで1億9,000万円ほどあって、こちらの方に交付金として2億3,700万円計上されているので、この関係が収入と、歳入と歳出でちょっとよくわからないこともありますので、プレミアム付商品券の中身と、そこら辺のことがどうなっているのかということをお伺いします。

次に、121ページになりますけれども、1目都市計画総務費の中の13委託料の中で景観計画策定業務委託料とあります。この景観計画について、どういうものなのかということについてお伺いします。

下村委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

森林環境譲与税ですけども、これは一応、平成31年度から毎年交付されてくるお金でございます。今ある事業、間伐、施業放置林の解消、それと獣害に強い里山づくり、ナラ枯れ、木育推進事業、あとは森林学習、今こういったメニューが県の方から提示されておりますので、当面の間はこれに従って事業を進めていきたいと思っておりますし、また新たに事業が発生してきますと、それに乗った事業、あくまでも森林整備ということが目標と立てられておりますので、それにのっとった事業が新たに発生すれば、その都度考えていくというふうに思っております。

以上でございます。

下村委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課、吉田です。ただいまのプレミアム付商品券事業について説明をさせていただきます。

まず、概要についてですが、消費税率の2%の引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、低所得者、子育て世帯向けの利用店舗を葛城市内に限定したプレミアム付商品券を発行するものです。

ただいまのご質問で、具体的に入の方でプレミアム付商品券事業費補助金4,750万円とプレミアム付商品券事務費補助金1,470万円ということで上がっております。商品券の額でございます。購入限度額は該当者1名当たり販売額が2万円、利用可能額2万5,000円となっております。この差額5,000円が補助対象となっております。ということで、プレミアム付商品券の売り上げの計上を1億9,000万円ということで計算させていただいておりますが、

これの計算根拠として、想定9,500名に対して購入額の2万円を掛けて1億9,000万円。プレミアム付商品券補助金といたしまして、同じく9,500名掛ける差額の5,000円で4,750万円ということで計算をさせていただいております。また、事務費補助金、先ほど申し上げました1,470万円は国の100%補助ということで、発行に係る事務の経費の方で計上させていただいております。

以上でございます。

下村委員長 安川課長。

安川都市計画課長 都市計画課、安川でございます。よろしく申し上げます。

景観計画とはどういうものかというところの質問でございます。景観計画とは、奈良県の景観に関する事務について権限移譲を受け、県の景観計画よりも地域の実情に沿ったきめ細かな規制、誘導により葛城市の景観を保全するために、景観法第8条に基づき策定するものです。本市山麓部には多くの古墳群を初めとする歴史文化遺産や良好な田園風景等の景観資産が存在しております。その保全を図ることを目的としております。その実現に向け、本市の特性に応じた良好な景観を形成するための方策を定めていくものでございます。

平成30年度の事業としまして、2,000名の方を抽出してアンケート調査を行い、また、景観まちづくりワークショップを2カ所で開催いたしました。これらから、守るべき自然環境、歴史文化、景観等、景観資産の洗い出しなど計画策定に係る準備作業を行ってきました、平成30年度案をベースに、一定の行為を行う場合の届け出の内容、形態または色彩その他の意匠、建築物、工作物の高さの最高限度、届け出行為ごとの制限につきまして検証し、平成31年度、景観計画の策定を行っていきたいというところでございます。

以上です。

下村委員長 はい。

谷原委員 2点については最初にご意見だけ申し上げておきます。森林についての整備は、先ほど環境、景観計画にも関係しまして、葛城市の場合は大変美しい山麓地域を持っております。これが山が維持できての山麓地域だと思いますので、できたらまちづくり全体の中でも、この中にぜひ組み入れて検討していただけたらなど。県の事業、国の事業ですから縛りがあるかとは思いますが、その点で有効に生かしていただけたらと思います。

2つ目は2回目の質問になるんですけど、プレミアム付商品券なんですけれども、これについては低所得者及び子育て世帯に対してということで、前回のプレミアム付商品券とはちょっと形態が違うと思うんです。前回は対象者が恐らく限定されてなくて、抽選で予算枠の中でということだったと思うんですけども、そこら辺の把握が、これ商工観光課が前回と同じように受け持っておられるんですけども、そこら辺の対象者の把握とかいうことは本来は福祉課の方の担当になるのかと思うんです。ただ、これは地域の経済振興という面もあるから商工観光課が持っておられると思うんですけど、そこら辺はどういう割り切りでやっておられるのか、事務的なものですね、それについて伺います。

下村委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。業務の担当課の関係でございますので、私の方から答弁さ

させていただきます。

まずは委員お述べのとおり、この施策自体は消費税率の引き上げに伴います低所得者対策としてやりますので、この意味では、前回5%から8%に上げましたときには臨時交付金という形でやっておりまして、これは直接に交付金をお配りいたしますので、これは担当課の方も当市におきましても社会福祉課でございました。今回、政府の方で更にそこにいろんな意味合いの施策をのつけられたんでありましょうけども、とりあえずばたばたとかなり制度設計がなされて、急にいろんな連絡がおりてきましたので、縦割りの中で当初は県庁の産業・雇用振興部の方からのラインでおりてまいりましたので、直接おつき合いのあります当市といたしましては商工観光課の方でこのことをつかんだと。当時も実は議論があったわけでございますが、何せ時間がないもんですから、とりあえずどっかがしないといけないんだから、いろいろあるんだろうけども、とりあえず事務をなささいということで、今回、商工費の方で計上させていただいているところでございます。

実際の執行に当たりましては、やはり福祉関係の窓口と連携しないと実際の執行ができませんので、執行の体制につきましては、そこは柔軟に担当課が調整しながら、遺漏のないように実施に向けて準備をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。我が党としては消費税導入反対で、プレミアム付商品券も当然反対なわけでありますけれども、ただ、実施に当たって予算になっていますので、私が心配しましたのは、これは福祉関係の窓口だと、今大変、福祉関係も恐らく幼児の無償化と抱き合わせですので、事務的な作業が大変忙しくなるので、ある意味でこちらの方でやられるので、何とかなるのか、回っていくのかなとは思ったんですけれども、やはりその趣旨に沿うような形でちゃんとしていただけるということで、連携とりながらよろしくお願いいたします。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 都市計画課の関係ですけれども、122ページ、公園管理費の中の都市公園管理事業、測量設計委託料450万円、それから15節の工事請負813万6,000円と出てあるわけやけど、これと、その次の吸収源の公園緑地事業と2通りに分けてあるわけやけど、公園管理については単独の事業やと、吸収源については補助事業やと、こういう解釈で分けてあると、こういうことやけども、中身を教えてもらいたいと思うのと。それから同じ122ページの都市計画課、公園施設長寿命化対策支援事業、これも平成30年度で設計と工事と繰越しされてる。そこへ向けてこれまた3,300万円、工事請負入ってるんで、この内容について教えていただきたいのと、それから124ページ、新町公園管理事業、コミュニティセンターの関係ですけれども、譲与の関係で修繕料が465万5,000円、委託料で設備保守点検委託料、これが前年度より減ってるわけやけど、この修繕料の内容、それから公園緑化管理委託料、芝生のことやと思うけども、去年より若干上がってるし、芝管理アドバイザー委託料141万9,000円入ってるわけやけど

ど、この内容についてお聞きしたいと思います。

下村委員長 安川課長。

安川都市計画課長 都市計画課、安川です。よろしくお願いします。

まず、1点目です。都市公園管理事業の委託料、設計計画等委託料の内容についてです。しあわせの森公園の進入路の設計の委託ということで、しあわせの森公園の上部広場への進入路として使用しています道路について、一部民有地が含まれており、その所有者との協議の中で境界確認測量を行い、道路整備を行うことを条件に現状に合わせて土地を分筆し、寄附をいただくこととなっております。平成30年度に地図訂正を行いまして、平成31年度は寄附をいただく部分を確定するための前準備として道路の詳細設計を行うというところの設計委託業務となります。

続きまして工事請負費、内容としましては、都市公園に係る事業の中での工事請負費でございます。まずはJR大和新庄駅の東公園、区画整理内にある公園の雨水ポンプの入れかえ工事を行います。それが39万1,600円。

岡本委員 その工事費やなしに、長寿命化のところ聞いてんねん。3,300万円の。

安川都市計画課長 これの内容につきまして、公園施設長寿命化対策支援事業の工事請負費の内容ですが、具体的には新町公園のサブグラウンドのサッカー場のフェンス、北側と西側で、それに伴うフェンスの扉、ベンチ等の更新工事、それと屋敷山公園施設の遊具等の更新工事となります。これらにつきましては、平成28年、平成30年に各施設の長寿命化計画を立てた中で更新の工事となっております。

続きまして、吸収源対策公園緑地事業の中の工事請負費についてです。これにつきましては2つの工事がありまして、1つはしあわせの森公園彩り植栽工事9,800万円、もう一つは大畑公園整備工事ということで4,600万円を要求させていただいております。

以上です。

下村委員長 白澤課長。

白澤体育振興課長 失礼します。体育振興課の白澤でございます。

ただいまの新町公園管理事業の修繕費でございますが、新町公園の池の方のポンプ修繕でございます。ポンプの方が7基ございまして、そのうち7基の方は新設、それからナンバー1、ナンバー2、ナンバー3、ナンバー4、ナンバー5、ナンバー6と、それぞれ3年計画で更新工事の方を行ってまいりました。ただ、ナンバー5とナンバー6の排水ポンプの制御盤の方がかなり低い位置についておりまして、水がついたときにそちらの方が非常に危険だということで、そちらのかさ上げ工事の方を予定しておりまして、そちらの方が432万4,000円です。それプラス草刈り機等、管理で行っておりますそちらの方の修繕費ということで30万円予定しておりまして、合計この金額になっております。

それから、設備等保守点検委託料の方でございますが77万7,000円で、内容につきましては、排水ポンプの保守点検委託料の方が54万円掛ける消費税、それから電気設備保守点検委託料が1万3,000円の12カ月分で16万8,480円となっております。

アドバイザーの件でございますが、うちの芝の方がかなり傷んでいるということもあ

して、従来どおり芝生管理の方を継続並びに東海地方の専門業者の方に助言をいただきまして、アドバイザーという形で年4回、2名ずつお越しいただいて、その内訳でございますが、人件費が38万円、それから経費、交通費等が28万8,000円、間接費といたしまして技術管理費、それからプラス諸経費と含めまして62万3,000円、合計129万1,000円となっております。こちらの方は具体的に芝生の状態を見て、状態が悪いときにエアレーションした方がいいよとか、こういう除草剤をまいたらいいよとか、そういうところ辺の指導を仰ぐ形となっております。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 まず、122ページの測量設計については、委託料の450万円につきましては、しあわせの森公園に行くところの私有地、寄附してもらう、それに伴う測量を用地取得でやっていくと、こういうことの委託料やねんな。それと公園施設の長寿命化、この分については都市公園法に基づく公園、この公園を主に修繕をしていくという解釈でええわけかいな。それに対して、今繰越ししてる長寿命計画を立てたと。それに基づいて工事をやっていくと、そういう解釈ではないの。後でまた言うてくれたら。

それと、新町公園のここの修繕料、ポンプ制御盤という話あるわけやけど、以前から土砂上げというんか、池の中のヘドロ、これを上げないと、何ぼポンプを修理していったって、どんどん泥上がってくると。それと以前から言うてるように、呼び水、5号、6号あったかな、この呼び水のタンク上にあるわけやけど、一番最初に呼び水がないと。まさかのときに呼び水ができないので、その工事をやりなさいということをお願いしとったけど、それは全部できてるわけ。ということは今7台据わってるけども、全て呼び水のタンクは据わってる。だから、いつでも災害来たら、自動で運転できますよという状態になってるということかいな。

それと、今言うてる設備のところで、去年289万円、予算計上してあるわけやな、平成30年度。77万7,000円、今年になってあるわけやけど、今聞いとったら、ポンプの保守と電気の関係ということで54万円と16万8,000円になってるということやけども、それは今年はポンプを修繕するから保守が要らんということで金額が下がっているのかいな。俺が勝手に言うてるけど、ほんまやったらほんま、違うなら違うと言うてくれたらええけども。

それと、今言うたように、芝管理のアドバイザーという形で年4回と言われてるけども、芝の問題については吉村議員も、私もですけども、何遍も教育委員会へ申し出してる。部長の答弁では、新町公園、一般質問の中でこの24日ですか、スポーツ少年団、最後の試合というんか、それがある。3月中にコア抜きもしますという話があった。しかし、去年の12月に芝刈り機とか、そういうふうなものを買ってやりまんねんということであった。ところが、きょう3月の終わりになってきて、ほとんど手入れされてない。これから中学校のサッカー、8月に受けていく。これがほんまに受けられるのかと。芝も生き物ですので、いつでも手入れしたらええという問題ではない。少なくとも3月初めになったら下の根が動いてきよる。そのときに早いことエアレーションもコア抜きもして、肥料も置いてということで、わざわざ

ざ去年の10月に静岡県から日本の3本の指に入る専門の人も来てもらって、職員も立ち会って研修受けたわね。それをしながら、今まで何もしてない。もう3月、きょう20日、あと1週間、10日しかない。その間でコア抜きもできるのかどうか。

それと、12月にかけた1,400万円か、この機械、購入してあるのかしてないのか。私も教育委員会に早いこと発注せんと間に合いませんよということを申し入れさせてもうた。それで、その機械を購入されてるのか。日にち的な問題、いろいろあるやろ。3月中にちゃんとしますと一般質問で約束してんから、その購入した機械を使うんか。それとも、機械まだ購入してないんで、今回だけは業者に借りますよという形でされるんか。そこらをはっきりと説明してもらいたい。吉村議員も一生懸命になって、自分で静岡も行き、名古屋も行き、芝の状態を見てきてはる。それでいかにサッカーを受け入れる、この体制づくりをせなあかんと一生懸命なってるけど、当の担当の者、何も応えてない。そこらをどういうふうにするんか。詳しい説明をしてもらいたいというふうに思います。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。まず、岡本委員のご質問でございます。

公園の測量設計の委託料で450万円でございますが、先ほど課長も申し上げましたが、今、委員が申し上げられましたように用地測量ではございませんで、進入路の詳細設計を行いたい。それによって、まず道の形状、道路をどういうふうにつけるかということで確定した中において、潰れ地を見ていただいた中でご寄附を受けるということで、道路の詳細設計を行っていく設計費でございます。

それから、長寿命化の支援事業につきましては、本委員会のきょうの冒頭にも谷原委員の方のご質問で、公園の管理のことについてご答弁をさせていただいたところでございますが、平成28年度と平成30年度に都市公園についての長寿命化計画ということで、計画書を策定いたしております。これにつきましては屋敷山公園、新町運動公園、平成30年度に葛城山麓公園の計画をさせていただきまして、その中にあります公園施設、遊具等も含めた中での公園施設の緊急度の高い判定が出たもの、要はA B C Dの4段階で判定が出されておりますが、C、Dという判定、緊急度が高いものということの判定が出た施設についての更新については補助対象として更新事業ができますよというものですので、ご理解をしていただきたい。

その中で今、平成30年度から新町運動公園の更新をさせていただきまして、一部、駐車場の舗装とか園路の舗装やりかえ等させていただき、今、新町サブグラウンド、球技場の方の東側のフェンスの工事を行っておりますが、フェンスの二次製品の納入の都合上、繰越しをさせていただいて事業を進めているところでございます。平成31年度につきましては、先ほど申し上げましたように、北側及び西側のフェンスのやりかえ工事と、ほかベンチ等の修繕を行っていくということで、年次的にランニングコストを考えた中での長寿命化ですので、それぞれの計画を策定したもののなかから、C判定以上の判定が出た緊急度の高いものから順次更新を行っていくということでご理解をいただけたらと思います。

以上でございます。

下村委員長 白澤課長。

白澤体育振興課長 体育振興課の白澤でございます。先ほどの質問についてお答えしたいと思います。

まず、委託料でございますが、委託料の方は昨年とほぼ変わっていないと思います。ただ、アドバイザーの委託料の方がふえておりますので、その分の増額という形になっておるかなと思います。それから、先ほどから芝生の管理のことについてでございますが、まず機械の方でございます。今、発注の方かけておまして、予定では3月27日前後ごろに納入予定になっております。それで納入と同時に試運転も含めまして、エアレーション、コア抜き等をその場で業者とともにやりたいという形で思っております。

それから、あと芝の方がかなり不陸もございまして、それからかまぼこ型になっておまして、サッカーゴールの方が斜めになってしまうということもありますので、そちらの方を養生ということで、ただいまそちらの方を準備しておまして、木材、それから真砂土、それから目砂の購入の段取りをしている最中でございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 いろいろ公園につきましては、道路の詳細設計に入っていく、あるいは長寿命化については都市公園、定期的にやっていると、こういうことであつたと思います。

新町公園につきましては、今、課長の方から話あったけども、この機械、3月27日納入ですよということやけど、入札はいつかけたんや。入札はかけない。随契でしてるわけか。随契っておかしいんちゃうん、これ。わしも再三、さっき言うたように、日にちがないんで、2月にも早いことせんと、入札で機械入りませんと何遍も言うたやん。わしが構うたらあかんけど。どこが特殊な機械やねん。随契の理由は何やねん、それ。どの条文が随契に当たるねん。ほなみんな決裁してるわけか。あんただけやなしに、教育長みんなしてまんのか。さっきの相撲館の3,300万円でさえ、設計施工あかん言うてるわけやん。この1,400万円の随契って、何を根拠に随契になりまんねん。わし偉そうに言うてんのちゃうけど、こんなことしてしまつたら、平成30年度でもやかましい言うてるわけや、職員の仕事、自分の与えられた仕事、何でんねん、これ。何でも自由にできまんのかい。12月に補正して、日にちないさかい、特殊やよって買いまんねん、こんな執行の仕方、正しいでんのか、これ。こんなんやられたらやな。予算審議、皆真面目にやってはるわけやん。新年度予算についても補正についても。補正なんか、ぜひとも機械が要るから、補正予算認めてくれとやってるわけやん。12月に補正かけてやで、今までほつといて、特殊な機械やさかいに随契で買いまんねん。わしの言うてんの間違つてるのやつたら間違つてると言うてくれはつたらええと思うけど。余りにもずさんなやり方違うんかなと俺思うけどな。随契の理由、どの条文に当てはまるの、第167条の2の。それが答えてほしい。

下村委員長 岸本部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

芝刈り機の購入につきましては、ご心配いただいておりますように、ちょっと購入の方がおくれてというよりも、芝刈り機、海外製でございまして、今回購入する業者につきましては日本の輸入元ということで、そこは直販もしているということでございましたので、北陸

の一部を除いて、全てその会社が輸入元で直販しておるものでございますので、価格的にも競争性が少ないと、有利であるということ、それから後のメンテ等につきましても期待できるということで、輸入元であり直販のこの業者で契約をさせていただいたものでございます。

岡本委員 もっぺんよろしいか。

下村委員長 岡本委員。

(「3回目」の声あり)

下村委員長 よろしい。特別で。

岡本委員 これは回数なしに。ほな、この仕様書、誰がつくったんよ。ほな世界で1社しかないいうものかい。代理店ももっとあるやろ。せめて関西地区に2社、3社あるはずや。今うまいこと言うてるけど、要は12月に補正かけて、何もしやんとほっといて、際になって入札期間ないねん、間に合いまへんねん、そやから随契しましてんということやろ。そやから、どの条文に当たるねんて聞いている条文も言わへんやん。この仕様書、金額何ぼで契約してあるのか知らんけども、予算は1,400万円、ええやん、認めてもうてんから。契約金額何ぼやねん。おのおの機械に単価入ってあるやろ。誰がその単価決めてきたんや。業者言いなりで、機械こんだけしまんねん、ああそうでっか、それで契約しまんねんということややってるわけかい。全て市民からいただいた税金を使ってんねん。その自覚を持ってもらわんと、私1人やいやいやいやいや言うてんの違うやん。みんな一生懸命働いて税金納めてはるわけやねん。物買うにしたかて、有利な方法で購入する、これが市民に対するサービス違うんかいな。金は人の金や、何ぼ使ってもええねん、そう聞こえてもしゃあないんちゃうん。随契のどの条文に該当するか、もう一遍言うてほしいねん。

下村委員長 これ最後で、次、質疑なしやで。

松山副市長。

松山副市長 予算執行にかかわる話でございますので、本来は教育委員会所管ではございますが、私の方からご答弁させていただきたいと思えます。

この件につきましては、随契理由の詳細等につきましては、きちっと具体的に担当からご説明を申し上げたいと存じますが、委員の方から根拠条文のお尋ねでございますので、これは地方自治法施行令第167条の2第2項の「その性質が競争に適さない」という、この条項を中心としながら随契理由については考えておるところでございます。

それから、先ほどそれと関連いたしまして、相撲館の方の契約方法についてもお述べになりましたけども、こちらにつきましては、昨年、学校の方で順次空調の方、整備もさせていただきましたけど、そのときにもさせていただきましたように、全館あわせて大規模に空調をかえるときに、電力の自由化あるいはガスの自由化等の中で、方式が電気によるのがいいのかガスによるのがいいのか、それも含めて全体を比較する中で、全体として有利な方法を選ぶという手法として、設計施工という形でさせていただいておりますので、委員お述べになりますように、決して適当に、あるいはずさんな事務をしているわけではございませんので、そのあたりはご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

西川委員。

西川委員 関連でございますが、この新町公園のあり方については、僕は市長の方針とは全然違うことなんで、ここを随契して芝生を管理するねんどうのこうのいうのは、まあまあ、今、岡本委員がおっしゃるように、そこらはちゃんとやってもらわなあきませんよ。

ただ、このことは、もともとはこの管理料というのは、あの芝生を管理していくのに、毎年毎年この部分がかかってきたから、抜本的な考え方を改めようということで、コナミとの間での提携をしながら、あこを全体を、そして賃料を取れるような形にしようというふうなことを比べたんやけれども、それじゃなしに、いや、もともとの形で、市民が皆利用するんやから、ずっとこの管理料を、この管理を毎年かかってもこういうやり方すんねんという方針。考え方の大きな違いがあるわけね、僕自身と市長がとらえた方法とは、ここに。そやけれども、行政の理事者、行政がこう決めてんやったら、それはそれでええんやろうけれども、僕自身これはあんまり。これ毎年毎年かかってくると思いますよ。去年も同じだけの管理料上げてまんねんと、こういうことやからね、毎年毎年。それであの芝をずっとそういう形にして、使用料も取らんと、みんなの公園、グラウンドやからというて。そらそうですよ。

そやけど、それはそれでまた市民に還元の仕方はあるわけで。そやけど根本的な違いがあるんで、あんまりこんなことを言いたなかつたんやけれども、こういうふうな方向性を決めてきたんなら、本当にこのアドバイザーというの、ふうんと思うて、日本の3本の指か何か、俺知りませんで、この人どんな人か。そやけども、うちの息子ははっきりと、檜崎さんというて全日本のゴールキーパーやってた、それと一緒にずっとプレーやとった仲間やから、そんなことを本当にその人がそんな有名なのか、そしてこの芝管理の1,400万円か、補正認めて機械も、今、岡本委員言わはるように、それしかないんか。僕はしっかり調べまっせ、これ、はっきりと、それやったら。あんまりそういうことやと、誰の紹介か何か知らんけれども、それが日本で3本の指か5本の指か知らんけれども、ほんまにそうなのか。方法は、今言うたように何ぼでもグラウンド整備をした人と、僕は何ぼでも会うていって調べてきまっせ。

それで、そのアドバイザーという人、先ほど言われた2人、これ2人来はるんですか。静岡か東京か知らんけれども、2人来はるんですか。どんな仕事をどういうふうな具体的に出してきはるのか。芝管理の先ほどの機械、本当に今後ともこれだけのグラウンドの管理委託料、ほんで新町運動公園管理委託料と、これは説明書ではそうなってて、予算書では公園緑化管理委託料と、こういう表現の仕方変わってあるけども、同じことやろうと思うけども、これがずっと毎年毎年この部分はかかりまんねんな。これは今だけなんですか。答えられへん部分はあるやろうけれども、この委託というのは、どんな報告をどういうふうにしてもうて、静岡からどんな人が、これ2人分ということやから、どんな人、どんな資格の人が来るのか。それとグラウンドの芝管理の委託料、去年は六百何万円と、それで新町運動公園管理料のお金700万円と、これは毎年毎年、芝管理では今は900万円やけども、600万円そこそこは毎年毎年かかっていくんか。今年は900万円やけどもということなのか、そこら。

下村委員長 白澤課長。

白澤体育振興課長 失礼します。体育振興課の白澤でございます。

まず、アドバイザーの件でございますが、東海地方の静岡県のグリーンマスターズ清水という会社の代表をされております佐野さんという方がおられるんですけれども、こちらの方がサッカー場の芝生管理の方で、先ほどからも言っておりますが、日本でもかなり。

西川委員 どこをやったんや、その人。

白澤体育振興課長 主なところだと国立競技場とかその辺、大きなサッカー場の方の管理という形ではお聞きしているんですけれども。

内容につきましては、グラウンドのかたさとか、それはボールの跳ねとか返りに関係してくることだと思うんですけど、あと根の張りとか、一連の芝の状況の調査に伴ってレポートを提出していただいて、そちらの方に指導の方を仰ぐというような形の内容になっております。

あと、芝生管理の方でございますが、まず第一健民運動場、それから新町グラウンド、サッカー場の方は2面ございまして、それぞれの管理委託ということで、今もずっと続けておりますが、来年度、平成31年度につきましては、先ほど芝刈り機、それからエアレーションの機械等購入いたしますので、実際には芝刈り、草を集める等の作業につきましては職員の方で行ってまいります。ただ、芝刈りの方もかなり回数の方をしていかなければいけないというところ辺で、芝刈り、それから集草作業の方もこちらの方の契約の予算の方に入れさせていただきます。主にふえた内容といたしましては肥料ですね、今年までは約45万円ぐらいかかっていたのが、それぞれ肥料の散布のところ辺で130万円ぐらいの増になっております。それプラス散水の方、かなり回数の方ふやしてございまして、そちらの分、それプラス諸経費ということで、例年より非常に高くなっているようでございます。ただ、機械の方を購入していただくということで、来年度から職員の方で作業をしていながら、こちらの方は来年度以降、減額できるのかなという形で思っておりますが、何分初めてのことなので、来年度でどれぐらいの仕事ができるかということで、また来年度以降検討していかなければいけないと思っております。

それから、緑化管理委託料の方は、公園の方、グラウンドではなしに、周りの植栽とかの管理の方でシルバーの方にやっていただいております。これは例年どおりでございます。

以上でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 来年度からは、本当にこれ職員で機械を動かすねんという、そやさかい減るねんということやねんね。来年度からは芝刈り、職員でやる、そやさかい減るねんと。そやけど、何ぼ減るかわからんと、こういうことや。職員でほんまにできるんかどうか、僕はようわかりませんけれども。そやから、この900万円そこそこが、100万円減ったとして800万円そこそこが毎年芝の維持管理で要ると、こういうことな。そういうところもあつたから、根本的に考え方が違いますよという中で、ああそうしはんねやったら、そうやろうなど。

このポンプのことも含めて、あそこはそのポンプがなかったら、一遍に水つくわけやから。

それを抜本的に全部やりかえようというふうな、そこは生きとんのかどうか知りませんが、そういうふうなことも含めて、この新町運動公園については、僕はそういう考えを持ってたんやけれども、今、市長は、いや、ずっとあの芝を維持していくんやと。毎年800万円そこそこかけてでも維持していくんやおっしゃるねやろうから、それはその方向やからしかたないけれども、先ほど岡本委員がおっしゃった、はっきりと。岡本委員はずっと言うたはる、随契随契随契と、こんなあかんでと言うたはんのを、今、副市長はこの条項でやるねんとおっしゃるねんから、それは都合のええときは随契でやらはんねやろうから、それはそれでええんやろうけど。それで思うたって、いろんなときには、いやいや、競争性を發揮してやらせまんねんという、その使い分けがどこでどうされるのかよくわかりませんが、とりあえずは間に合わさんと、何も中学校のサッカーのためにやるのと違うとおっしゃってますけれども、せっかくのことならちゃんとしときたいと、これはようわかります。

そこら辺はやっぱり、こういう方法をとらはる限りは、僕は中学校のサッカー大会があつて、全国から集まってくる時にはちゃんとした形になってる方がええやろうとは思いますが、今後問題が残ってるのは、この方法でいくのであれば、ほんまに職員で芝刈り機をぼんぼんぼんぼん動かすのがええんかどうかということ、本当に検討しているのかどうかということが気がかりやから。答弁は要りませんが。答弁としては、来年からは職員でやる言うてるからね。ほんまにそうかなと思うてまんねんけども。

谷原委員 関連でいいですか。

下村委員長 関連で、はい。

谷原委員 職員でやるのかどうかということも出ましたから、関連で質問させていただきます。

ここにある芝の管理委託料ということでありますけれども、これが昨年どおりみたいな形で今おっしゃったんですけれども、機械を購入するわけです。昨年度までは機械がなくて、業者に機械料も含めて委託をしていたわけですから、だからその内訳をもうちょっときちんと、今年度これを出された内訳を。機械を買って、去年と同じように上げたと言われたら、ちょっとこれどういう算定なのかと思うので、お聞きしたいんです。その中に、これまで機械代込みで業者の方へ委託していたということであれば、機械で業者の方にやってもらう、職員ではなくて業者の人にやってもらうということのお金なのか。その細かいことをお聞きします。

下村委員長 岸本部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

今ご質問の芝刈りについてでございますが、昨年までは年9回行っておりました。それを目標といいますか、すぐにはこの回数までは持っていけないと思うんですけども、60回程度は刈りたいと思っております。だから、50回程度ふえるという形の中で、その60回のうちの4分の1、最初のころ、また中体連のあたりで業者の方にオペレーターとしての業務を委託させていただきたいと思っておるのが大体15回程度と考えております。それが大体、大まかな芝刈りの状況で考えておるところでございます。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 オペレーターの委託も含めてということなので、基本的に今ある機械を使った上での算定だということで理解しておきました。職員の方がやられるのかどうかというのは、そこはお答えがなかったんですけれども、またそこはお願いしたいと思うんですけれども。

下村委員長 岸本部長。

岸本教育部長 失礼いたしました。先ほど言いました60回を目安に思っておりまして、15回程度はオペレーターにお願いする。残り45回は職員で行いたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 職員といっても、アルバイト職員ということもあるから、実際にここにおられる方がやれるというわけではないと思うんですけれども、最後に一言だけ意見だけ簡単に述べておきます。

この間ずっとこの件について私も発言してまいりました。これは新町スポーツゾーン公園ということでありまして。葛城市には大規模公園がたくさんあります。それぞれ担当課が管理されているわけなんですけれども、例えば山麓公園、屋敷山公園、それから二上山のふるさと公園、しあわせの森公園もふえました。従来からこの新町公園もあるんですね。全て大規模公園です。それなりに多額な費用をかけて維持管理しております。私は芝は、これだけ費用をかけてということがあるかわからないんですけれども、私はこのスポーツゾーン計画の中でそれなりにお金を投入して整備していく必要があるのかなと。ただ、葛城市全体でこんな狭い町でこんなに大規模公園をたくさん持っているところはないと思うので、これは今後の市政のあり方とも関係するんですけれども、ただ、この新町公園も1つの公園としてはそれなりに維持管理を今後ともしっかりしていただいて、スポーツゾーン計画の中に位置づけられているところでありまして、しっかり管理をしていただきたいと思います。

以上です。

下村委員長 ほかに。

関連、杉本委員。

杉本委員 関連で芝生のことをお聞きしたいんですけども、僕も芝業界も全然わからないんですけども、この芝管理アドバイザー委託料というのは、高いんか安いんかもさっぱりわからないんですけども、交通費がかかって、この会社の方を選んだんですけど、年4回何日間こちらにおられて、どういうことを何日教えていただけるのかと。近隣ではそういう芝管理アドバイザー的な方はおられないんですか。せめて交通費だけでも浮くように。このアドバイザーの方がすごいというのは、今聞いててわかるんですが、過剰なのか適正なのかというのがいまいち見えないので、お聞かせください。

下村委員長 岸本部長。

岸本教育部長 教育委員会の岸本でございます。

今、予算上の中で課長の方がこういう形で予定をしておるということでお答えをさせていただきました。これは関東方面から来ていただいて、年4回程度という形のものでございま

すが、今こちらの方等も話を、これから調整させていただくとは思いますが、回数的にもう少しふやしていただけるような、委員おっしゃっていますように、この近隣でもそういう方がおられないかということも含めて、期間はございませんが、もう少し検討しようと考えておるところでございます。

以上でございます。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 そしたら、今僕が言うたんも踏まえて、もう一度考えていただきたいです。

以上です。

下村委員長 増田副委員長。

増田副委員長 関連でお願いします。私も新町のスポーツゾーンについては前にもお話ししましたように、浸水想定区域ということで、本来なら先ほど岡本委員がおっしゃられたような水害対策をポンプアップもしくは地下の浸透貯留施設もあわせて計画されておるということはちょっと横へ置いといて、まず芝生からというお話でございましたので、全中のサッカー大会を控えておるということで優先順位をつけられたというふうに解釈しておりますけれども、先ほどの説明もありました、前回も一般質問での説明もありましたように、最高の技術をお持ちの佐野さんという方に最高のピッチの管理をしていただくということで、すばらしい新町グラウンドによみがえるというふうに私は思います。

先ほど、どの委員がおっしゃられたように、どこまでやねんと、その最高というのは、こういう施設に関してはレベルを高いところに求めますと、限りなく高いところまでいくんですけど、どの辺までを求めるんだということもあるのかなど。妥協点といいますか、その辺のところ、最高最高という話ばかり出ているので、今後それを継続するためには、大変な今後の管理体制になるのかなど。

そこで、これ佐野さんに来ていただきました、次に誰が佐野さんの指導を直接受けるんですか。これ芝生管理委託者に、今委託している造園業者等々の委託業者さんとの話し合いになるのか、その技術をどういうふうな形で受けて、実際に日常管理をされるのか。この管理体制というのが見えないんですね。そこんとこ確立する必要あるのかなど。逆に言うと、何かあったときの責任、誰とるねんと。芝生は生き物です。一晩でまっかっかになる可能性もなきにしもあらずです。そういう管理責任、管理体制、ここのとこをきちっとやっとかんと、せつかく佐野さんに教わったいろんな技術をちゃんと消化する者がいてないと、今後の運営に身についていけないかなというふうに思いますので、そこのとこをお尋ねさせていただきます。

それから機械ですね。メーカーの名前を教えてください。これ複数、私の記憶では芝生ってどこにあるねんと。日本中のゴルフ場等も芝生管理されています。特にパターをやられるグリーンについては、最高の技術で最高の芝生管理をされていると。機械もそれぞれ各メーカーの機械をお持ちやと私は記憶しています。そういうことで、1社しかないということに対しては、いささか疑問な点ございますので、今回どのメーカーの機械を導入されるのかということも参考にお尋ねしたいというふうに思います。

それから、全く関係のないお話、もう1点お聞きさせていただきます。112ページ、観光費、商工観光課、景観向上推進事業1,875万円、この事業の内容についてお尋ねいたします。

下村委員長 岸本部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

今ご質問いただきました、佐野さん等に教わった技術をどういうふうに継承していくのかというようなところかと思えます。

先ほどちょっと杉本委員のご質問でもお答えしましたが、まず基本的には佐野さんという方をお願いしたいとは考えておりますが、何分遠いところの方でございますので、できるだけ現場を見ていただけるような方法等をもう少し佐野さんとも詰めていきたいというのが1つございます。それと、教えていただいた技術につきましては、今管理していただいている業者に、直接それをアドバイザーからお伝えしていただくのは可能かどうかにつきましては、まだ調整の方はできておりません。まずは職員の方でしっかりとお聞きしまして、方法を業者とともに考えて調整していくという方向で考えております。

それと、メーカーにつきましては、トロというメーカーの芝刈り機でございます。こちらの芝刈り機につきましては、新町公園、当初で上がったときにも購入しておりました機械でございまして、信頼性等があるという考えで、このメーカーのものを購入させていただくということでございます。

以上でございます。

下村委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課、吉田です。ただいまのご質問の景観向上推進事業1,875万円の内容でございます。

こちらにつきましては、奈良県植栽計画による葛城市の景観向上推進事業として、奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金、これは県2分の1の補助でございます。それを活用いたしまして、四季を通じて彩り豊かな植栽景観の向上を図るとともに、日本遺産に認定された竹内街道を安全かつ自然を楽しみながら歩くための遊歩道の整備を行う内容となっております。予算書のとおり、遊歩道設置工事で1,270万円、2分の1補助で補助額が585万円、そして測量設計等委託料で500万円、2分の1で250万円の補助、そして遊歩道設置に係る用地購入費、これ単独でございますが105万円を計上させていただいております。事業費合計額の1,875万円、そのうち補助額が835万円というような内容になっております。

増田副委員長 場所は。

吉田商工観光課長 竹内街道ということで、竹内街道の本道の方、歩道がない部分、水道局の前のあたりから竹内街道旧道に入るまでのところで計画をしております。延長につきましては350メートルということでの計画でございます。

以上でございます。

下村委員長 増田副委員長。

増田副委員長 ありがとうございます。これ早くつくってくださいよ、管理体制。そうせんと、何ばアドバイザー、日本一の先生来はっても、生徒おらんかったら、人ごとみたいに聞いてたら

伝わってこないと思うんで、やっぱり責任者、芝生管理責任を明確にさせていただく必要があるのかなと。1人、2人、少なくとも3人体制ぐらいで、機械担当と技術担当というようなところでチームを組んでいただく必要があるのかなと。それを業者さんに委託すると、こういう形が必要なんかなというふうに思いますんで、お願いします。

それから、随契のところに入りますけども、トロ、芝刈り機、それからコア抜き機、いろいろ機械あるかと思います、3機種ですね。トロだけしか使ってないことはないですよ。芝生を刈る機械なんて、日本のバロネスとか、日本製もありますわ。そやから、芝生刈るのに、世界で1社1機種しかないということはある得ない話です。そやから恐らく、推測で物言うたらあかんけども、この機械がいいですよというアドバイスをいただいて、それを購入することになったのかなという私の推測ですけど、間違ってたら間違いですと言っていたら結構ですけども。そういうことで、私はもっともっと幅広い、外国製でいうたらジョンディアとかいっぱい、機械メーカーはないこともないと思うんで、その辺のところの今後のあり方については十分注意が必要かなというふうに思います。

それから竹内街道、具体的にいよいよ竹内の日本遺産のハード事業が進んできたなというふうに思います。特に裏の水道局の小川のせせらぎの横の道、本当にふだん私らが通ることのない部分の旧のほんまに旧街道の発掘をしていただくということですので、非常に期待をしております。350メートルということで、あそこから下に350メートルぐらい行くということ想像するんですけども、その間、綿弓塚とか、いろいろと立ち寄る場所があって、その道をちゃんと観光道路にさせていただくみたいなイメージ持ってるんですけども、周辺の綿弓塚だけやなしに、その辺の地域の今後の観光スポットとなるような部分も観光化する、民家等の老朽化も進んでいるような家のところも含めて、今後更に進めていただきたいなど。350メートルをできたら峠の頂上の、市長が前に表現していただきました鬱蒼とした杉並木の旧街道のあそこまでつなげていってもうたら、本来の竹内街道の景観向上推進事業が達成するのかなと思いますので、その辺のところも今後の見通しも含めてお尋ねします。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。ただいま増田副委員長からご質問ありました遊歩道の今後の見通しということでございます。

言われましたように、今年度考えております遊歩道につきましては水道課の東側、熊谷川沿いを竹内街道の神社の東側、ちょうど上手の方に向かっていく形で持っていくんですけども、その東側には言われましたように綿弓塚、また、北へ行けば當麻寺等々、観光スポットを面をつなげる1つのスポットという形になってくると思います。現在、竹内街道は上池の北側で旧街道につないでいるんですけども、国道166がどうしても、水道局のそこへ上がっていく予定をしておりますので、水道局のところから上池の部分だけは国道を歩かざるを得ない状態になっております。今後につきましても、その部分についての状況をどういう形で考えていくかというのは今後の宿題となっておりますけれども、それも踏まえた中で全体的な観光客、ウォーキングしていただく方にメリットあるような形で考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。この5款、6款でもうないですか。

私、最後に1つだけ、皆さんから質疑出ると思ってたんですけど。ほなちょっと悪いけど。

(正副委員長交代)

増田副委員長 それでは、委員長にかわりまして、暫時委員長の職務を行います。

質疑を行います。

どうぞ。

下村委員長 どなたかの委員から質疑が出ると思ってたんですけども、なかったし、増井部長の方から予算委員会で尺土駅前広場の件でまた質疑もあると思うから、答弁させてもらうというような話が最近あったので、ちょっと簡単に私、質疑をさせてもらいたいですけれども、ページ数でいきますと117ページなんですけれども、尺土駅前周辺整備事業費ということで、今年度は4,425万3,000円という予算が計上されております。前年度に比べるとかなり低い金額なんですけれども、その中で人件費が2,160万円ほどで、結局、建設の整備事業に係る費用というのが1,263万円ということで、私ちょっと言うてましてんけども、尺土駅前周辺整備事業というのは、新市建設計画の中でも一番重要な事業やと思つたんですよ。合併が平成16年、それから以後10年の間に、平成26年までの間に恐らく完成はできるであろうということで地元の役員さんないし地元の方もそういうように思っておられます。

私もよく問われるというか聞かれるんですけども、駅から南側の駅から東の方への道路の拡幅工事は現在されております。ところが、ほかの部分はまだ一向に進んでいないというような状態なので、内容も私は半分ほどわかっておりますけれども、今の地権者の状態、3軒、なかなか話がまとまらなかったということなんですけれども、1軒の方は承諾されたということで聞いておりますし、あと2軒なんですけれども、その2軒のうちの1軒は、何も反対じゃないんですよ。私もよく知ってますねけども、賃貸住宅も持たれていまして、反対じゃないんですけれども。土地の坪単価は別によろしいんですよ、そんなん高く上げてくれとか、それはできませんから。それも地権者の方わかっておられまして、ちょっとした移転するときに予備の車を置くとこないし、回転する土地の費用がちょっと要りますねんということで、それを市の方に要望されていますけれども、市の方ではそれは承諾できないと。そういう細かいこともちょっと聞いてるんですけども、このままいきますと、恐らくまだまだ年数がかかるようにとられています、私たちの地元では。

それと現状、朝、皆さん方、西の方からずっと尺土駅まで来られる方も、特急停車駅ですからあると思うんですけども、私はよく通りますけれども、朝の駅の南側の駅から西へ行くときに、西から駅へ来られる方がかなりスピードを出しながら来られて、賃貸住宅が1軒あるんですけども、非常に危険な状態になっているということも私は目にして、これはどうにかしないとえらい事故が起こるなどは思うてんですけども、そういうこともありまして。できるだけ今の地権者の方々と話し合いをしていただいて、早くまずは南側整備ですね。地元からはずっと合併のときから、北側も回転広場をしてほしいという要望、また新庄

の方からずっと来て166号線、国道まで道を抜いてほしいと。でないと、どうしても高田の方から北側へ来られるんですよ。大字の村の中の道路が非常に狭いということで、危険やということで、駅から国道の方に道を通してほしいという要望、これはずっと担当の方で市の方に尺土の方から要望されていると思うんですけども、そこらのところ、今後どうなるのか、それを聞きたいんですけども。

増田副委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。ただいまの下村委員長のご質問にお答えさせていただきますと思います。

前回、総務建設常任委員会の際にもご質問をいただきまして、ご答弁をさせていただいたところではございますが、本年度の事業費につきましては、国庫補助申請を行っておられない関係上、委託料と少しの費用を計上させていただきましたところでございます。現在、12月に契約させていただきました地権者様につきましては、現在、移転作業の方に入っております。ですから、その後、引っ越しの荷物等が全部出た中において、ご本人様の方で解体という形になりますので、まだしばらく平成31年度の後半までかかるかなというふうな思いをしております。

残る2軒の地権者様につきましてもお話はさせていただいております。先ほど委員長がおっしゃっていただきましたように、1軒の方についてはある程度のご承諾はいただいておりますが、最終的に細部の交渉の中における条件で、こちらとしてもできない部分、できる部分をお示しさせていただいた中で、今交渉を協議させていただいております。いち早く交渉がまとまれば、その辺の部分の予算化もまた必要になってくるかと思うんですけども、いかにせよ難しい部分もございます。やはり公正な交渉というのが今原則としてやらせていただいておりますので、先ほど委員長の方もおっしゃられましたように、土地の単価についてはご了承いただいておりますが、移転補償という中において、移転の条件というのが、向こう様がおっしゃっている条件がそのまま市としてのめるのか、そこらができるのかできないのか、これがやはり法に違反するのかもしれないのかということも法令遵守ということでコンプライアンスを守りながら事務を行っていかねばならないということは、建設課が今一番やらなければならないところはそこでございます。事業を進めるのも確かに大事ですけども、コンプライアンスを犯してまで行う必要性はあるのか、職員が問われております。これは身をもって今年度感じたことが都市整備部第一番でございます。

ですから、そこらも踏まえた中で、相手様のご要求もございしますが、その辺をしっかりと吟味しながら交渉はしていきたいと。早くせい、早く完了しろというのはわかるんですけども、今のご時世の中において、うちがそれを曲げてまで交渉を進めなければならないのかということもございします。ですから、ご理解をしてもらわないと交渉というのは成り立ちませんので、そこらも踏まえて事業の方は行っていきたいと。交渉が成立しましてからでも、1年から1年半、更地になるまでかかります。物件が上にある以上、移転をしていただいて解体をしていただいて、それで初めて工事にかかれるというところでございますので、そこら辺は粘り強く、また親切丁寧に交渉を進めてまいりたいと思います。

それから、北側の部分につきましては、平成30年度で公社で先行取得をしていただいた土地につきましては買い戻しをさせていただきまして、その部分の工事費は今年度の先ほど岡本委員のご説明のときに申し上げましたが、社会資本の道路改良事業の方で北側の部分の道路改良を行う工事費は見込んでおりますので、平成31年度に執行できるように努めてまいりたいというところで、今回のご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

増田副委員長 委員長。

下村委員長 私も無理を言ってるつもりは全くない。だから、今まで尺土駅前広場のことは余り私もこういう質問はしたこともないし、余り要望もしたことないんですけども、最近特にこの大字の役員さんなり地域の住民の方が私にいろいろ問い合わせがあるので。何も焦ってしろとは言ってませんけれども、できるだけ住民の方々の意見に応えられるように努力していただきたいというようなことで、これで終わっておきたいと思います。よろしく願います。

増田副委員長 それでは、ここで委員長と交代いたします。

(正副委員長交代)

下村委員長 ほかに質疑はございませんね。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、5款農林商工費、6款土木費の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時08分

再 開 午後3時29分

下村委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、7款消防費、8款教育費の説明を求めます。

吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、順次説明をさせていただきます。

7款の消防費でございます。事項別明細書の127ページをお願いいたします。

まず、7款消防費、1項1目広域消防費でございます。7億3,462万6,000円の計上で、県広域消防組合負担金といたしまして4億7,104万8,000円。消防署整備事業といたしまして2億6,357万8,000円でございます。

続く2目非常備消防費では1億3,917万円の計上で、消防団運営事業といたしまして、消防団員130人分の報酬と消防団活動に要する経費として3,082万2,000円、消防委員会委員報酬といたしまして11万2,000円の計上でございます。消防団屯所管理事業といたしまして、消防団の活動拠点である屯所の維持管理及び建替えに要する経費として1億834万8,000円を計上いたしましたところでございます。

次に、128ページの一番下になります。3目消防施設費でございます。529万5,000円の計上で、消防施設整備事業といたしまして、消防水利関係施設の新設、維持管理に係る経費と

して529万5,000円でございます。

次に、129ページに移りまして、4目災害対策費では2,362万2,000円の計上で、防災対策事業といたしまして、災害の未然防止及び災害発生時の防災体制の充実に要する経費として1,558万8,000円、防災士育成支援事業で、防災士の養成及び防災士会の活動支援に要する経費として63万4,000円、民間建築物耐震改修促進事業といたしまして、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断、耐震改修等に要する経費として740万円でございます。

次に、130ページに移りまして、8款教育費でございます。

1項1目教育委員会費につきましては148万8,000円の計上で、教育委員会事業に要する経費でございます。

続く2目事務局費でございます。3億9,660万4,000円の計上で、人件費といたしまして特別職1人と職員12人の人件費で1億4,943万4,000円。教育委員会総務管理事業といたしまして、教育委員会における全般的な管理に要する経費として2,460万2,000円、学校教育事務事業といたしまして、市立小中学校及び幼稚園の運営に係る業務に要する経費として266万8,000円、就学指導事業といたしまして、就学指導委員会に要する経費として9万6,000円、学校情報化推進事業といたしまして、小中学校のICT環境整備及び運用に要する経費として1,352万1,000円、英語教育講師派遣委託事業といたしまして、小中学校及び幼稚園の英語教育に要する経費として2,459万7,000円、学校補助金事業といたしまして、児童生徒指導及び教職員の資質向上に要する経費として389万1,000円、学校給食特別会計繰出金といたしまして1億7,754万5,000円でございます。

次に、134ページに移っていただきまして、2項1目小学校費、学校管理費でございます。2億8,728万6,000円の計上で、人件費で職員7名、嘱託員5人の人件費といたしまして3,426万9,000円、小学校運営事業といたしまして、教育総務課配当でございますけれども、教職員のストレスチェックに要する経費等といたしまして12万5,000円、同じく小学校運営事業の学校教育課分といたしまして、小学校の維持及び運営に要する経費で4,636万5,000円、小学校管理事業といたしまして、教育総務課配当分で施設及び設備の維持管理、更新、改修に要する経費として1億6,972万6,000円。同じく小学校管理事業の学校教育課配当でございますが、学校施設の光熱水費等で2,737万1,000円、小学校情報化推進事業といたしまして、ICT環境の整備に要する経費として943万円でございます。

次に、137ページに移りまして、2目教育振興費でございます。5,207万4,000円の計上で、小学校教育振興費といたしまして、小学校の教育振興に要する経費といたしまして2,394万3,000円、小学校就学援助事業で、就学が困難な児童がいる家庭への経済的援助に要する経費として2,686万7,000円、森林環境教育推進事業といたしまして、森林と環境の関係についての理解を深めるための経費として126万4,000円でございます。

次に、138ページに移りまして、3項中学校費、1目学校管理費でございます。9,440万9,000円の計上で、人件費といたしまして職員8人、嘱託員2人の人件費で3,405万8,000円、中学校運営事業の教育総務課配当で、教職員のストレスチェックに要する経費として5万9,000円、同じく中学校運営事業で学校教育課配当分といたしまして、中学校の維持及び運

営に要する経費で877万3,000円、中学校の管理事業で教育総務課配当分といたしまして、施設及び設備の維持管理、更新、改修に要する経費として3,151万4,000円、中学校管理事業の学校教育課配当分といたしまして、学校施設の光熱水費等で1,611万3,000円、中学校の情報化推進事業といたしまして、ICT環境の整備に要する経費で389万2,000円でございます。

次に、140ページに移りまして、2目教育振興費でございます。3,826万円の計上で、中学校教育振興費で、中学校の教育振興に要する経費として1,733万8,000円、中学校就学援助事業といたしまして、就学が困難な生徒がいる家庭への経済的援助に要する経費として2,092万2,000円でございます。

次に、141ページに移りまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございます。6億2,090万5,000円の計上で、人件費といたしまして職員32人、嘱託員15人の人件費で2億1,437万5,000円、幼稚園運営事業といたしまして、幼稚園の維持及び運営に要する経費で4,800万4,000円、幼稚園管理事業の教育総務課配当分といたしまして、施設及び設備の維持管理、更新、改修に要する経費として3億4,112万8,000円、同じく幼稚園管理事業の学校教育課配当分といたしまして、学校施設の光熱水費等で675万2,000円、子ども・子育て支援事業といたしまして、施設型給付費等に要する経費として1,064万6,000円でございます。

143ページに移りまして、2目教育振興費では420万3,000円で、幼稚園教育振興事業といたしまして、教育振興に要する経費として382万5,000円、幼稚園就園奨励事業といたしまして、経済的負担が大きい世帯への保育料の減免を行う経費として37万8,000円でございます。

次に、144ページでございます。5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。4,467万1,000円の計上で、人件費といたしまして職員3人、嘱託員1人の人件費で3,131万4,000円、社会教育総務事業といたしまして、社会教育委員会等に要する経費として34万7,000円、各種団体補助事業で1,301万円でございます。

次に、145ページに移りまして、2目人権教育推進費でございます。312万3,000円の計上で、人権教育推進事業では、さまざまな人権課題の解決に取り組むための経費として人権政策課配当分で182万2,000円、生涯学習課配当分で130万1,000円でございます。

次に、146ページに移りまして、3目文化財保護費でございます。1,564万6,000円の計上で、文化財保護事業で文化財の保護に要する経費となっております。

次に、147ページに移りまして、4目公民館費では9,213万6,000円の計上で、人件費といたしまして職員2人、嘱託員2人の人件費で2,632万2,000円、公民館分館運営事業といたしまして公民館の運営及び施設維持管理に要する経費として1,834万円、中央公民館運営事業といたしまして、各種講座教室等の館の運営に要する経費として1,553万1,000円、中央公民館管理事業といたしまして施設の維持管理に要する経費として3,194万3,000円でございます。

次に、149ページに移りまして、5目コミュニティセンター管理運営費でございます。899万1,000円の計上で、人件費といたしまして嘱託員1人の人件費を264万3,000円計上いたしておるところでございます。次にコミュニティセンターの運営事業といたしまして、コミュニティセンターの維持管理に要する経費として608万5,000円を計上いたしております。

次に、150ページの6目文化会館費でございます。1億5,353万4,000円の計上で、人件費

といたしまして職員 4 人、嘱託員 3 人の人件費で4,124万9,000円、文化の振興及び普及のための施設の運営に要する経費として新庄文化会館運営事業で200万5,000円、當麻文化会館運営事業で347万2,000円、施設の維持管理に要する経費として新庄文化会館管理事業で6,103万円、當麻文化会館管理事業で2,743万3,000円、館独自の催しを企画運営する経費として新庄文化会館自主事業といたしまして1,557万5,000円、當麻文化会館自主事業で277万円でございます。

次に、155ページをごらんいただきたいと思います。7目図書館費でございます。7,395万6,000円の計上で、人件費といたしまして職員 6 人、嘱託員 1 人の人件費で4,345万8,000円、図書館運営事業といたしまして、施設の運営に要する経費として2,530万6,000円、施設の維持管理に要する経費として、新庄図書館管理事業といたしまして6万5,000円、當麻図書館の管理事業といたしまして373万1,000円、葛城歌壇事業といたしまして、短歌大会開催に要する経費として139万6,000円でございます。

次に、157ページに移りまして、8目歴史博物館費でございます。4,844万4,000円の計上で、人件費といたしまして職員 2 人、嘱託員 2 人の人件費で2,562万2,000円、それから歴史博物館運営事業といたしまして歴史博物館の運営に要する経費として763万6,000円、歴史博物館管理事業で博物館の施設維持管理に要する経費として1,518万6,000円でございます。

次に、159ページに移りまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。2,150万7,000円の計上で、スポーツ振興事業といたしまして、スポーツへの動機づけなどに要する経費として299万3,000円、スポーツ振興負担金事業といたしまして、各種スポーツ関係団体への負担金等に要する経費として119万6,000円、スポーツ振興助成金事業で、大会への選手派遣及び各種大会助成金に要する経費として1,360万8,000円、スポーツ振興補助金事業といたしまして、市内各種スポーツ団体への補助金等に要する経費として371万円でございます。

続く2目体育施設費では1億4,180万4,000円の計上でございまして、職員 3 人、嘱託員 1 人の人件費といたしまして3,070万9,000円、當麻スポーツセンター運営事業といたしまして、館における各種スポーツ教室等に要する経費といたしまして364万6,000円、當麻スポーツセンターの管理事業でございますが、施設の維持管理に要する経費として1,948万2,000円、新庄スポーツセンター等運営事業といたしまして、こちらはコミュニティセンターの配当となっておりますけれども、各種スポーツ教室等に要する経費として474万3,000円、新庄スポーツセンター等管理事業でございますけれども、施設の維持管理に要する経費として5,146万3,000円、体力づくりセンター管理事業といたしまして、体力づくりセンターの管理に要する経費として3,176万1,000円でございます。

以上で、7款消防費、8款教育費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 よろしくお願いいたします。ページ数ですが129ページ、4目の災害対策費の中の11節消耗品費の中身をお教えてください。もう一つ、130ページの同じく4目の19節の感震ブレーカー設置補助金なんですけど、これは今年度の事業と思うんですけども、それぞれ3種類あると思うんですけども、分電型の内蔵型、後づけ型、簡易型タイプという、それぞれの設置台数を教えていただけますでしょうか。以上2点、よろしくお願いいたします。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願ひします。ただいま内野委員のご質問についてご答弁させていただきます。

まず、消耗品でございますが、こちらは災害対策用の備蓄食材ということで、アルファ化米の2,400食と保存水1,000本、けんちん汁の20食入りの20缶で合計97万1,080円分と、あと防災訓練消耗品ということで15万円の計上で、合わせて112万2,000円になっております。

続きまして、感震ブレーカーの設置状況でございますが、今年度申請あって補助させていただいている分は、2月末現在で、分電盤タイプの内蔵型として5件、分電盤タイプの後づけ型として1件、簡易タイプとして1件、合計7件を、申請があって補助させていただいている状況でございます。

以上でございます。

下村委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。今、備蓄食材をアルファ化米、けんちん汁等々、お聞かせいただいたんですけども、私も一般質問の方でいろいろと女性の備蓄食品ということで、幼児なんですけども、粉ミルク等も備蓄をしていただきたいということも申しておりました。今回、3月11日、これは本当に東日本大震災の日日に合わせてじゃないんですけども、液体ミルクが発売になりました。できれば、粉ミルクもですけども、液体ミルクの方も備蓄品に加えていただけたらなと、そのように思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと感震ブレーカーなんですけれども、結構少ないかなという感じの中で、今件数を聞かせていただいたんですけども、確かに内蔵盤とか後づけ盤というのは電気屋さんに来てもらわないとなかなかできないというところで、簡易タイプはもうちょっとあるのかなと思ったら1件だけということですね。私思うんですけども、我が大字にも防災訓練ということで来ていただいて、いろいろと防災に対しての説明をしていただくんですけども、消防署の方が来ていただいて、感震ブレーカーのことも話をさせていただくんです。でも、実際に来られた方はどんなんというて聞かれるんですね、見たいということで。持っておられるのかなと思ったら、西葛にも置いてるのか置いてへんのかわかれへんねけども、ないということで、それがあつたら、あるのかどうか。それを現場へ持っていただいて説明をすれば、もうちょっと皆様、結構関心あつたんですね、いろんな説明を受けたときに。そやから、どんなかなということを見せていただいたら、もっと利用の頻度が上がるんじゃないかなと思いますので、また今後、感震ブレーカーに関しても、何か工夫していただいて、皆様にもうちょっと周知をしていただけたらなと思います。今年度もまた引き続き補助事業をやっていただけということなので、お願ひしたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

まず、液体ミルク、粉ミルクにつきまして、以前に粉ミルクを一度備蓄させていただいたことがありましたが、今回の液体ミルクもそうなんです、1年保存ということで、さきの答弁させていただいた分については5年保存ということで、食品ロスのないように回転させていただいているので、1年ということで。液体ミルクの方が新たに、先日どこか1メーカーの先行で販売になったというのもニュースで見せていただいているところでございますが、この方につきましては、幼児等の健診されている部門なり保育所等の関係部署でのサイクルが可能なかどうかを踏まえて、今後考えたいというふうに担当部局では検討しているところでございます。

それと、感震ブレイカーにつきましては、先ほど消防署の方でモデル機ということでございましたが、その分につきましては、葛城消防署自身で持っているのが、2回ほど、まず11月のゆめフェスタ in 葛城のときにうちの関係ブースのところ、相撲館の横ですね、そういうデモ機を持ってきていただいてPRと、うちの市の補助のご案内もしていただいた中で、その補助なり設置の推進をいただいています。それとあわせまして、同じく11月24日ぐらいでしたか、今年度、24日、25日ぐらいでしたか、ごめんなさい、日付はあれなんですけど、地域防災訓練、今回、北小学校区で、当日、体育館内ではあったんですけど、何回かアナウンスはさせていただいたんですけど、その中でも消防署の方と関連事業者等でそういうPRもあわせてさせていただいて、もちろん広報、ホームページでもあわせてやっておりますので、今後もうちょっと推進されるように努力したいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 内野委員。

内野委員 課長、ありがとうございます。イベント等で感震ブレイカーに関しても、2回ほどそこへ持って行って、いろいろと市民の方に見ていただいたということなんですけれども、見ていただいてこの結果なので、しっかりと今後工夫していただいて、各大字に持っていきなりして、手にとって見ていただいて、説明を受けて理解したら、またつける人もふえるかなと思いますので、よろしくお願いします。

液体ミルクに関しては、確かに賞味期限1年かもしれませんが、災害はいつ起こるかわかりません。1年前にかえていただいて、その辺も工夫していただいて、しっかりとこの辺、備蓄をしていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく申し上げます。いきなり飛んで145ページ、お願いします。各種団体補助事業の中の成人式実行委員会助成金なんですけど、予算の場で言っていないかわからへん。私、成人式へ行かせていただいたときに、やっぱり朝から女性の方、すごいきれいにされて、髪の毛も服もいろいろやられていて、大変やなと思って、いろいろ声かけさせてもらったら、朝3

時から美容師さんに行って。美容師さんにも聞いたら、3時からお母さん送ってきてもらって大変やねんという声をすごい聞くんです。僕の細かいコミュニティで聞いている限りでは、やっぱり朝眠たいねんとか式も寝てたとか、そういう声を聞きます。僕ちょっと調べたら、五條市と東吉野村は成人式、1時から始められているんです。こちらは聞いたら、交通の事情があって1時から始めていますということなんですけども、交通事情のほかでも皆さん喜んでもらっていますというのは聞いております。この葛城市実行委員会の設置要綱の中に特に時間の取り決めはないんですよ。

何が言いたいかというたら、1時からしろと言うわけじゃないんですけども、成人式というのは若い人たちとか保護者の方々が主人公やと思うんですよ。それでいろいろ皆さんの思いとか事情とか、あと風習とか伝統とかもあると思うんですけれども、ご提案なんですけども、成人式実行委員会のこれは新成人の方々でできると思うんですが、一度この方々に統計とかアンケートをとっていただいて、時間を今のままでもいいのか、それとも遅くにして、用意とか周到にちゃんとしていただいて、一生に一度の思い出なので、若い人たちの声を反映させて、そういうことできないかなと思って、提案させてもらうんですけど、いかがでしょうか。

下村委員長 西川課長。

西川生涯学習課長 生涯学習課の西川です。よろしくお願いたします。

ただいまの杉本委員のご質問といたしますか、成人式の方は葛城市では、ずっと成人の日、1月の第2月曜日でこの時間でさせていただいております。今仰せのとおり、成人式の方は1部は式典で、2部が企画運営によります催しをさせていただいております。葛城市では、最後に地域ごとに写真撮影をさせていただいております。それで大体30分ぐらいはかかろうかと思えます。時間の方が大体、今の状態で12時を回る、9時半開始で。その辺もありまして、お昼をまたぐのはいかなものかと思うんですけれども、今後、検討委員会を立ち上げた際にご意見を頂戴したいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 必ず一遍やっただいて、報告いただいて。僕お聞きしたら、すごい皆さん、女の方は特に、できるだけ女の方に聞いてほしいんですけども、そういうことを聞きますので、よろしくお願しときます。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑。

谷原委員。

谷原委員 消防関係のことはまた後で聞きますが、先に災害防災関係のことを3点ほどお伺いしたいと思えます。

129ページ目の目4の災害対策費の中の13節委託料の中に防災マップ整備委託料というのがあります。この中身について聞かせてください。これはどこに入っているのかよくわからないんですけども、この防災マップと関係があると思うんですが、避難経路を市が指定した

場合、避難経路に面する一定規模以上のブロック塀等は耐震診断が義務づけられているということになりました。したがって、これについて防災マップをつくって避難経路をすると、道路に一定以上というふうに国交省はなっていますけれども、これについて義務づけされているとなると、当然それに対する予算が発生すると思うんですけども、それがどういふふうな見込みになってるのかちょっとわからないので、どこに入っているのかもわかりませんので、お願いしたいんですが。同じく学校関係の通学路、これは民間に対してもそういう補助が出るということになりましたので、それが項目として私よくわかりませんので、どの程度予算化されているということについてお伺いしたいと思います。

最後、3つ目ですけども、130ページ、防災士育成支援事業というところで、今、防災士が何人おられて、私が聞きたいのは市の職員の方に何人おられるかというのを聞かせていただきたいと思います。

以上です。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま谷原委員のご質問でございますが、まず1点目の防災マップ整備委託料でございますが、こちらの方は平成25年度にある程度、市内を17地区に分割した中での折り畳み式の水にぬれても大丈夫な特殊な用紙を使って配布させていただいたものの、それから約5年以上経過させてもらってる中で、土木の方の関係で土砂災害警戒区域が新たに追加されたり、今年度、県の方で葛城川、高田川、葛下川を中心に浸水想定の見直しをされて、また追って今月中ぐらいには告示される予定かと思っております。そのあたりを踏まえまして、改めて防災マップの見直し並びに作成をして、また配布したいということで、今回予算計上させていただいているものでございます。

それと、避難路等の耐震対策の義務化に伴う予算ということで、本市というか奈良県の方針として、それによる補助事業ではなしに、こちらで予算でいいますと、130ページの民間建築物耐震化促進事業、安全事業の中の19節の負担金、補助及び交付金の中の下の部分の建築物耐震改修促進事業補助金の中で、こちらの方で今年度6月、大阪北部地震を受けてブロックの倒壊事故、非常に気の毒な事故でございましたが、その後で県内で既にそういった形で国の補助事業を使った中で進めておられる補助事業をこの中で本市の方も来年度に向けて、一定の限度額を設けた中での補助事業をさせていただく予定をしております。さきの義務づけによる分については別途、社会資本でも違う。本市の方は効果促進事業ということでやらせていただいて、県の方もその整備計画で2分の1補助を、有利な方をとるという形で推進をされて、そういう方針でうちの方もそれでいこうという形を計画しております。義務化についての分は、3分の1の補助で別途、社会資本で違う事業があるというのはお聞きしているんですが、本市の方は、さきに言います奈良県の全体の方針に合わせた2分の1、有利な方で事業化を計画しているところでございます。

それともう1点、防災士会でございますが、今現在89名で、あと今年度新たに取られた方が最終10名の登録予定で、最終的に99名になりますということで、職員についてございま

すが、市職員として改めて受けてという方はないんですけど、たまたま元消防職の方で資格をお持ちの方は、当課の方に1名在籍しておる状況でございます。職員については、今後、当課を中心に取れるものかどうか、そのあたりも市の補助としては大字推薦ということがありますので、のるのはいろいろな条件もございますので、そのあたりは別途考えたいと思います。よろしくをお願いします。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。1つ防災マップの整備についてなんですけれども、これはつくる上で、できたら大字なりで実際に歩いて、大字の声をしっかり反映させる方が、自分たちがつくったマップということになるので、そういうことを計画されているのかどうかということを、業者委託でぼんと投げるんじゃなくて、そこら辺のあたりはどうなのかということをお聞きします。

それからブロック塀の件につきましては葛城市においては大阪北部地震のときに迅速に対応されたと思います。通学路について、そのときに何カ所か把握されているということがありましたけれど、実際にその後、民間の方のブロック塀で通学路に危険なところがあるということなんです、その対応が今どうなっているかということをお聞きしたいと思います。

最後の防災士の件でありますけれども、これは意見ということになりますけれども、質問ではないんですが、できたら職員の方もぜひ。今は大字から上がっている、大字もなかなか候補が出ないとかいうことがあるんですが、私は職員の方が今後、震災のときに陣頭指揮をとるといふか、最前線に立っていかれるのは職員の方だと思うので、ぜひ取っていただけたらなと思います。と申しますのは、私は取りました。取ったら、それだけ非常に知識もふえるし関心もふえるし。先ほど感震ブレーカーの件もあったんですけども、実は感震ブレーカーは、私ら防災士会で聞いていたのは、1軒だけあっても意味がないと。ほかがついてなかったら火事になるから、1軒だけついていても意味ない。だから地域全体でやっていかなあかん、やるんだったら。しかし、今は関西電力、電力会社も大地震後、一斉に電気をぱっとつけるときは1軒1軒ブレーカーを確かめてつけるようになっているから、防災士会では感震ブレーカーちょっと要らんなどというふうな話もなって、テンション落ちたということがあって。そういうのは防災士会に入ったら、職員もそういう情報も入ってくるし、実際に災害が起きたときに避難所の運営とか、そういう訓練とかも非常に必要になってくるところがあると思うので、大字推薦だけではなくて、市の職員の方で、できたら何らかの形で防災士になっていただく方がふえると、ソフト面で葛城市の防災が強化されるのかなと思いますので、またお考えいただきたいと思います。

最初の質問2件、お願いします。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。

まず、1点目が防災マップの作成について、もちろんこの予算計上の経費につきましては、業者委託の部分の印刷製本費だったり校正費にはなるんですけども、前回、平成25年度の方も、当時の部課長を中心に担当地区を配分されて、各大字の区長さんなり役員さん中心に大

字のご意見を聞きながらされて。私もそのときに1大字は行かせてもうた経験でそのあたりも認識はしとるところです。今回につきましても、改めて大字の方に聞き、各大字を回らせてもうてという形では思っております。その中でも、もちろん谷原委員もご参加いただいたと思うんですけど、2月に防災士会のスキルアップ研修ということで、県の土木事務所の方の委託事業にのっからさせていただいて、土砂災害に伴う防災マップづくりのワークショップの研修を当課の方も可能な限り実際に同じ研修を受けると、立場として同じように参加させていただいております。そのような形をとった中で、そのときモデル地区として、ゆうあいステーションを起点に大字當麻地内を歩かせていただいて、大字當麻の方も協議委員として多数参加いただいた中で、そういう勉強会をさせていただいております。そういった形をそこまで100%できればいいんですけど、可能な限りそういったことも踏まえながら、実際に現場を見たり、そういったことを反映できるような方向も踏まえた中で検討していきたいと思っております。

ブロック塀につきましては、通学路等につきましては、その当時、6月の地震直後、うちの方の主導というか教育委員会の方の主導で、報告を受けている中では、各学校を中心に校区内の通学路を中心に点検、歩いて。先生方だったのかP T Aか、そこは確認していないんですけど、そういった方々中心で歩いていただいて、そういったところはないかの確認をされたということの中で、程度にはいろいろ差異がございますけども、20カ所程度そういうような箇所は、言うたら基準に該当しないところがあったというふうにご報告を受けているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。防災マップの方は今そういう形で考えておられるということなので、よろしく願いいたします。

それからブロック塀の件なんですけれども、これについては大阪北部地震のときに女の子が亡くなりました。それはプールの目隠しの塀が倒れたというだけでなく、そこには鮮やかな緑色でグリーンベルトが引かれている。つまり通学路だったんです。だから大変な問題になったわけなんです。葛城市においても早急に調査していただいたんですが、私は前回、きのうですか、グリーンベルトをしっかりと教育委員会の責任なので引いていただきたいというのは、グリーンベルトを引いているとわかるんです。皆さんが関心持って、ここのブロック塀危ないなど。それでその家の方にもそういう中で協力してもらええる環境ができるのかなと思っておりますので、グリーンベルトも含めて、このブロック塀を引き続き改善の方よろしく願いしたいと思っております。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ありませんか。

関連。岡本委員。

岡本委員 129ページの防災マップのことでいろいろ聞かれてるわけやけど、今の課長の説明であれば、土砂災害警戒区域に指定された。葛城川、高田川、葛下川、氾濫調査、それに基づいて

するということやねんな。結局、この防災マップを5年前につくったときに、職員が担当区域を決めて回った。なかなか地元の要望が受け入れてもらえないというふうなことです。特に私どもは低い土地に住んでますので、葛城川が氾濫したら逃げるところがない。そういう話をしながら新町公園へ避難せいと、こうなるとるわけやな。決壊したらとても行かれへん、逃げるところがないというのが私どもの住んでる大字ですんで、その辺も本当に考慮願いたいのと、委託するのはええわけやけども、いろんな資料を行政から提供して。いつも言うてるように委託に丸投げするねやなしに、いろんな提供して委託事業をしてもらいたいというふうに思います。

それと、今言われてる、130ページの建築物の耐震600万円、これ来てるわけやけど、この助成事業を受けようとしたら、例えばどんな状態のものが受けられるのか。例えば限度額が幾らまでですよと。例えば100万円かかりますと、その分についても上限は幾らですよとか、そういうことを教えてもらわんと、聞かれたかてわかれへん。それと感震ブレーカー、今、内野委員聞いてはったけども、これも個数言うてはるねけど限度額が幾らやねん、何ぼ補助出すねんとか言うてもらわんとわかれへんということで。関連ですので、ほかのどこ聞いたらあかんで、この3点についてよろしくお願いします。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

ただいまの岡本委員の質問でございますが、まず、マップの葛城川の東側の地域ということで、浸水想定区域には今回の発表の中でも入っております。その避難場所につきましては、災害に応じてということで、川が決壊というか川を越えては行けないので、その辺はそういったことを考慮しながら、避難場所と避難経路、避難のタイミングとかを踏まえた中ではそういったことは重々考慮しながらの作成と対応の方を検討していきたいというふうに思っております。

ブロック塀につきましては、今回、建築基準法にそぐわない部分を中心に、詳細につきましてはこれから要綱整備をしながら補助、予算の計上の中での予定としましては、撤去について限度額10万円、軽量フェンス等に改修する分については限度額20万円のそれぞれの2分の1補助ということで。他の先進事例を見ましたら、中にはメートル当たりとか平方メートル当たりの限度額等もあったり、対象のブロックの形状等、いろいろ詳細もございますので、その辺はいろんなところを精査しながら、補助要綱の整備を進めた中での最終決定の中で詰めたいというふうに思っております。

それと3点目の感震ブレーカーに対しましては、こちらの方もそれぞれ2分の1の補助でございますが、その中でタイプ別に限度額がございまして、まず分電盤タイプ内蔵型が限度額3万円、分電盤タイプ後づけ型が1万円、簡易タイプが3,000円の上限をそれぞれ設けているものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 防災マップについては、いろんな今言いましたことを配慮して、もう一遍作り直すよということですので、その点、特に配慮お願いしたいと思います。

感震ブレイカーにつきましては、それぞれ3万円、1万円、3,000円と言うて、それぞれ2分の1やねんな。この分はええとしても、ブロック塀、まだこれから要綱つくっていくということやけど、10万円の2分の1の助成となってきたら。10万円の2分の1と違うんか。例えばフェンスとかある場合は20万円やろ。もう一遍言うとなはれ。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。ちょっと説明が不十分でございまして、申しわけございません。ブロック塀につきましては、工事費が撤去でいいましたら、20万円かかったら2分の1で10万円が限度額と。改修の方は工事費が40万円かかったら、その2分の1の20万円が限度ということで、補助の限度額でございまして、それぞれ合わせて20万円と40万円、60万円が工事費の上限というふうなざっとの概算で思っていたら結構かと。合わせて30万円ぐらいの補助が上限というぐらいに考えていただいたら結構かと思えます。

以上でございまして。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 わかりました。それは補助やからいろいろあるやろうけど、実際にブロック打っていこう思うたら、5メートルや3メートルのブロック塀でないやろうし、なかなか指導徹底難しいな。今言うてはる通学路のところで個人で塀したある、傾いてる、これよしてくれと、撤去してくれということになってきたら、田舎の家やったら10メートルぐらいのブロックなんか少ないわな。20メートル、30メートルやったらかなりかかるし、ないよりましかしらんけど、もうちょっと限度額を上げるとか。国の補助制度やから勝手なことできないやろうけども、その辺をもうちょっと考えていただいたら一番ありがたいなと思えます。今、即答できないと思うさかい、要望だけしときますわ。

下村委員長 ほかに質疑。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。127ページ、消防署整備事業です。概要の45ページで同じこと、新規事業で2億6,357万8,000円、大多数用地購入費となっているんですが、これの詳細と、どういう動きになっているのかをお聞かせ願ひたいのと、あとこの前、議長と副議長が広域の会議に行かはったんですかね。そのときの内容をもうちょっと教えていただいたら助かります。あともう一つは屯所の老朽化による建替えなんですけど、これも詳細をお願ひいたします。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。

ただいま杉本委員のご質問のまず消防署整備事業の用地費の積算でございまして、計上させていただいているのは平方メートル3万円の8,500平方メートルでの積算で計上させていただいているものでございまして。

それと屯所の委託料につきましては、屯所というのは、消防団6分団でございます、それぞれの屯所の部分の建替え計画の中で今回計上させてもらっているもので、6分団のうち老朽化が激しい旧耐震の昭和57年以前の4カ所と、その後昭和62年建築の老朽化が激しいものの

5カ所を建替え計画する5カ所分の設計委託並びにそれに伴う建築確認が伴いますような明示であったり開発、その後地質調査。そのうち2カ所を今年度別途計上させてもらっています工事をさせていただきますので、その分の工事監理が含まれた部分の計上とさせていただきます。

以上でございます。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの杉本委員の質問でございます。消防署整備の経過ということでございます。

この消防署整備につきましては、候補地をいろいろ選定する中で、3つぐらいの候補地が浮かび上がってきたというところでございます。まず候補地の選定に当たりましては、24時間稼働する消防署でございますので、人家の少ないところをまず重点的に候補としてピックアップしたところでございます。そういった中で今現在の葛城消防署の出動にかかります所要時間ですとか、あと現地、市内への到達時間等々も考慮した中で、できるだけ東の方に移転する方がいいだろうというところも踏まえて、今現在は大字北道穂地内ということで、大字の方との協議をさせていただいているところでございます。

その経過でございますけども、昨年の年末に北道穂の区長さんのところにご挨拶に伺ったところで、翌年の1月に入ってから北道穂の総会があるので、その1週間前の役員会で時間をとるので説明をしてくれということで、お伺いをしたところでございます。その際に葛城消防署の移転の必要性ですとか大規模災害時における移転後の位置づけ、それから計画の概要みたいなところを説明させていただいたところでございます。次の週、大字の総会があるので、その際に区長様の方から説明をするというような提言がございましたので、そこはお任せしたところでございます。大字の総会の中で、私ども出席はさせていただいておりませんでしたので、区民の皆さんにもお話をさらっとさせていただきましたということで、何も別段意見がなかったということをお伺いしたところでございます。

その後、一部の大字の役員さんの方から住民の説明会を開催する必要があるのではないかというような提案がありまして、区といたしましても2月9日の役員会に諮って決定するというふうな流れになりまして、その際に2月24日に臨時総会ということで開催するということを決定されたというふうに伺っております。その翌々日、2月11日に北道穂の区長様名で区民宛てに臨時総会の開催案内が各戸配布されたということを休み明けの2月12日にお伺いしたところでございます。その文章の中に、消防署の移転がほぼほぼ決まったというような内容と、それからヘリポートという言葉が入っていたことについては、ヘリポート自身の計画等はございませんが、どこからどういった形でヘリポートという文言が入ったのかわかりませんが、そういった文言で案内文書が流れたというふうに伺っております。

実際、臨時総会に私ども説明会ということで行かせていただきました。その際にいろんなご意見を頂戴しておるわけでございますけども、そういった行き違いといいますか、文書がこちらの思いとは違うところで流れたというところで、その文書の内容についてそごがあるということの説明をまず最初にさせていただいております。ヘリポートにつきましては、実

際、航空法で言いますヘリポートと言いますが、伊丹ですとか大きな空港と同じような設備をしなければならないというような施設でございますので、そういったことはあくまでも計画をしておりますということで、できるだけ広い防災活動の空地を確保したいということで説明を申し上げたところでございます。その際にドクターヘリ等が場合によっては離着陸する可能性もございますということと、あと大規模災害時に防災ヘリ等が場合によっては離発着する可能性があるというような説明をさせていただいて、場外臨時離発着場というような位置づけでの説明はさせていただいております。それから、北海道地内に決まったような表現となっておったところでございますけども、私ども、地権者は当然のことながら、大字の方で受け入れが可能かどうかというところをまず確認させていただきたいということで、役員会にお邪魔したわけでございます。

その後、説明会においていろんな反対意見もお伺いをしているところでございますけども、その内容については、まずどういった意見が出たのかというところでございますけども、実際、老朽化に伴う移転ということであって、二次的に活動エリアが3方にしかないということで、東の方に移転することで4方の活動範囲ができると。ですので、活動エリアもしくは出動エリアが広がるというようなことを説明させていただいておったところ、今現在の通信指令のシステムからすると、そんなに到着時間が変わらんのかなと思ったら今のままでいいんじゃないかというようなご意見とか、そもそもヘリコプターが飛来するのは危険であるであったり、消防署という性質上24時間、救急であったり消防、火事、火災のときの出動があるということで、特区が近くでございますので、そこに移り住まれた若い子育て世代の方々が子どもに夜中サイレンが鳴ると、やかましくなったり夜泣きをしたりという影響が出るのではないかというようなご意見ですとか、あと東に出るといことになりまして、近隣の高田南出張所との関係がどうなのかであったり、そもそも北海道でバイパスを使って活動範囲が広がるというような話がございましたが、そういう説明をさせていただいてはおったんですけども、西側に移動するのに乗り場がないというようなことで、西に活動する時間が余計にかかるんじゃないかというようなご意見もございました。ヘリに関しては高压線が東の方にありまして、バイパスが北の方にあるということで2方向が危険なので、2方向でしか進入、離発着ができないということで危険だというような話、それからそもそも何で北海道なんだと、ほかにも候補地があるのではないかというような意見が上がりました。こちらの思いとは裏腹に、その中で反対を唱えられている方々が、これ以上話を聞いても時間の無駄というようなことで、その場で採決をされるような流れになってございます。賛成の方ということで誰も手を挙げられず、反対というところで約半数近くの方の手が挙がったというようなところでございます。そういった状況を持ち帰って上層部に報告しろということで、当日の会議は終了ということでございます。

経過といたしましては、今のところ以上でございますけども、その2月24日の大字北海道の総会は、北海道全体で131軒ございますが、そのうちの62軒が出席されたというふうに後で確認をいたしておるところでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 今お聞きして、前もお聞きしたんですけども、やっぱり反対の意見がすごい多いというのを、僕も聞いたらすごい反対されてる方が多いと聞くんですけども、その用地購入費2億5,500万円、これは北道穂の予算ですかね。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 当初の想定では、北道穂ということで予算計上をさせていただいておるところでございます。

下村委員長 藤井本議長。

藤井本議長 今、消防署の移転という問題が出てまいりました。この消防署というのは平成26年4月から広域消防に変わっております。私、広域消防組合の議員をしておりますので、広域消防そのものが、まだ変わって5年もたたないと、こういうことで、失礼ですけど議員の皆様方に報告する場面も少なかったし、市民の方も余りわかっておられない方もおられるかなと思いますので、議論を高めてもらうためにお時間をいただいて、消防議会、広域消防ということについて説明をさせていただきたいというふうに思っております。

今申し上げましたように、平成26年4月に広域消防となりました。これは奈良県内、奈良市と生駒市を除く全市町村が加入しているところでございます。この予算書にも出ておりますように、今までは葛城市消防ということで、葛城市の職員ということで、こういう委員会などをしますと、消防署からも来ていただいていたと。葛城市の消防署という考え方で、ここに消防がどないなあってんねんというようなことも聞けたわけですけども、今、広域に変わってしもてる、ここの大前提をまず理解しなければならないというふうに考えております。

ここにも出ておりますように、それまでは葛城消防署員の人件費等も葛城市から出ていたわけですけども、今どうなっているかというところですけど、今現在は発足して平成32年度まで自賄いということでございますので、支払い方法等について、人件費も設備、車を買うとかについても、もちろん今回の建替えもそうですけど、後で言いますけど、自賄い、自分とこの町でやってくださいというふうになっております。今後の経費負担についてですけども、平成33年度以降、順次改定して行って、負担というのをどうやっていくかということが議論されます。一緒になっているのにその市町村がやっているというのもおかしいし、負担金という計算の仕方を今後変えられるという状況に今あります。

何もかも話すというのは非常に難しいんですけども、スケールメリットというものを目指して、この広域消防、全国的にも珍しく大きな、奈良、生駒を除いて大きな広域になったであろうかというふうに思います。どんなことがメリットとしてあってんということですけども、今、指令本部は1つになりました。今まで各消防署にあった指令室が1つになりましたので、指令にかかわっていた職員、今、広域というのが全部合わせると100人近くいてたということですけども、今35名ほどに減って、65名の人件費等も助かるというんですか、その方が外へ出向いていただくというようなメリットもございます。また皆さん方、個々に感じていただけるであろうかと思っておりますけども、救急車の到着時間が非常に早まっているというのを感じていただいているだろうというふうに思います。といいますのは、例えばこの葛城

市役所、柿本ですけれども、ここは葛城消防署から消防車が来ますけれども、笛堂とか北花内の国道付近から向こうは高田南出張所から来ます。先ほど新町とか出ていましたけれども、忍海の方になると御所から来る。近いところから、広域に1つになりましたから、そこから行くということで、そういった意味で救急の到着時間が非常に早まったということは、この間の全協でもお示しあったと思いますけれども、これは肌で感じていただいているところであろうかというふうに思います。火災についても同じことで、葛城市、はしご車とか化学車はないわけでございますけれども、それを持っているところも、当初、合併当時、来なかったやないかというような議論もありましたけれども、だんだんそれも確立されてきて、葛城消防署にはないけれども、高田、御所にもはしご車ございますので、そこから来てもらえるというのがメリットであろうかというふうに思います。

今般、この消防署の移転というか新築ということで計上されておりますので、平成30年2月に奈良県広域消防組合の中長期ビジョンというのが文書で発行されております。このことについて少しかいつまんでお話しをさせていただきたいと、このように思っております。

先ほど申し上げた平成26年4月から広域になったというところで、なったすぐにはいろいろうまくいかない部分がございます。ここに書かれているのは平成33年、全体統合に向けたということを目指しているところがございます。その中に、これ平成30年2月に書かれたわけですが、中期ビジョンと長期ビジョン、平成26年に発足はしているけれども、平成30年から起算して5年以内を中期ビジョンというふうに考える、それ以降を長期ビジョンというふうに考えるというふうに明記されております。まず、中期ビジョンで出ているのをお話しさせてもらいたいと思います。

中期ビジョンで出ているのが、消防署の再編というものです。前後いたしましたけれども、今該当している広域消防の中で葛城消防署を入れて38の消防署というのがございます。その再編ということについて中期ビジョンで明記されております。そのまま読ませていただきますと、「高田東出張所と橿原北出張所の統合移転、橿原署の移転と橿原東出張所の橿原署への整理統合、宇陀北分署の宇陀署への整理統合または統合移転」。これらが消防署の統合再編というところで、5年以内の中期ビジョンというところで明記されているところがございます。2番目に申し上げました橿原署の移転と橿原東出張所の橿原署への整理統合ということについて、ちょうどこれの策定をされているときに橿原の市役所が移転されましたので、少し変わっていくだろうということで話は変わっていったるらしいですけれども、明記されているのはそういうところがございます。

次に、長期ビジョンについてお話しさせてもらいたいと思います。長期という中で、この消防署の更なる再編の検討ということで明記されております。それは桜井南出張所の桜井署への整理統合というのと、大淀署と下市署の統合移転というものが、この統廃合ということについては、今、中期と長期に分けてお話しをさせていただきました。じゃ、葛城消防はどうなるのというふうなことになるわけでございますけれども、その辺についても確かめとかないけないということで、私も広域消防の議員もさせていただいたわけでございますので、今月15日に出向かせていただきますと、その辺も教えていただきたいということで言ったわけ

ですけど、いやいや、私どもの方から行きますということで、来ていただきました。その際、たまたま一緒にいていただいた副議長と一緒にその話をさせていただいていたところでございます。職員の数も中長期において、今51人ですけども、そのままの51人を予定しているというところでございます。

今、コピーしてほしいというお話もございましたけども、これ全部読んでみると、ほんまに確かにそうなりますので、今関係する部分についてお話しさせていただきたいと思います。

この中に最後の方に載っているのが、消防署庁舎の維持管理というものが載せられています。ここにそのまま読みます。「現在、18の署、12の分署、8出張所の合計38の消防庁舎を広域消防は有しています。建築年数は別表のとおりで、耐震化の必要な消防署は13施設あり、既に10施設は耐震化を完了しています」と、こういうようになっております。ここで問題なのは、じゃ、葛城消防署はどうなんねやと。今出ている耐震化の必要な消防署が13施設ある中に入っているのか入っていないのかというのが一番の皆さん方の興味のあるところであろうかと思うわけですけども、これは葛城消防は入っていない、こういうところでございます。ただ、今申し上げたように、別表の中で、古いところはあるんですけども、葛城市消防の昭和56年に建設されたということで、今現在は問題はないわけですけども、将来的に、ここにもうたつてあるんですけども、この年代、昭和55年ぐらいから平成元年ぐらいに建てられた消防署というのは奈良県内に非常に多い、今一番多いのがその辺に建てられた分でございます。その辺、つくり方というんですか、構造にもよるわけですけども、ほぼ50年ぐらいで耐震の方とかいろんなことも考えてもらわないといけないというふうなことについても明記されているわけでございます。今後において、この消防署の耐震化とか建替えということが将来において大きな問題になるであろうと。それについては消防本部の方で、広域消防の方で、今後大きな課題であるというようなことはここに明記されているところでございます。

あともう一つ、全協の中で市長がおっしゃったと思うんですけども、救急車の1台減車というお話があったのも事実であろうかというふうに思います。このことについてですけども、これは葛城市消防の中で減らすということについては、今のところ明記はされておられません。しかしながら、全体として長期のビジョンですけども、先ほど言った5年以上以降の話になりますけども、救急車については今3減1増と。ほんまに忙しくなってる場所があるというのと、3減1増、全体として2台を減らしたいという計画が、これはどこということは明記されておられませんけども、ビジョンの中に書かれているのが事実でございます。こういったビジョンに基づいて、私も消防議員として行かせていただいて、ここで発言をしてまいりたいというふうに思っております。

ちょっとかいつまんでお話しをさせていただきました。見ないとわからないという部分もあろうかと思っておりますけども、以上説明とさせていただきたいと思っております。

下村委員長 必要な方はまた事務局へ行っていただいてコピーしていただいたらいいと思いますけども、枚数が多いですね、20ページぐらいありますね。ということでちょっと今置いといてもらいましょうか。ありがとうございました。

議長。

藤井本議長 最後に言おうと思っただけなんですけども、こういう計画が葛城市の方で上がっていると、広域ではどのようにお考えかと、これは当然の話であろうかというふうに思います。費用負担というのが今現在確立されていない。平成33年度までには早く確立しようというところですけども、それを今議論しているところでもあります。先ほど申し上げたように、今すぐ建替えとか何も消防本部の方から言っているものではないですけども、いずれはやらしてもらわなアカんと。それで葛城市の方でやっていただけるということにつきましては、葛城市の方からお話としては聞いておりますということでございますので、つけ加えさせていただきます。

下村委員長 ご苦労さんでございました。議長からの説明ということで、質疑とかそんなんなしでということをお願いいたします。

それでは、引き続き先ほどの7款、8款ですけども、質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 127ページの非常備消防の関係ですけども、消防団員の退職報償金の人数ですね。それからこの中でいつも聞いとるわけやけど、なかなか防火水槽の増設が見込めない。消火栓も大体年4カ所ぐらいということやけども、それもなかなか進んでいないということで、今現在、防火水槽、あるいはまた消火栓の数、平成30年度末でどのぐらいあるのかということと、いつも聞きますように、消防に対する基準財政需要額、平成30年は今出てないんかな。出てあったら教えてほしい。出てなかったら結構やと思いますけども。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。よろしく申し上げます。

退職報償金につきましては、今年度計上させていただいているのは、分団長2名、班長1名の3名で計上させていただいております。それと消火栓ですが、まず消火栓の整備につきましては毎年度4カ所をめどに、消防署の方の全体の中での配置が不足する部分であったりとか、大字要望等踏まえた中で整備させていただいておりますが、今年度は1カ所、要望がある中で、合わせて5カ所ほどの計画で平成31年度については計上させていただいております。全体の消火栓の数としまして、今現在平成31年2月末現在で、地上式、地下式を合わせて1,195カ所、防火水槽につきましては150槽で、消防用水は防火池として1カ所ということになっております。

以上でございます。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

消防費の基準財政需要額というお問い合わせでございます。平成30年度の一本算定におきましての金額を申し上げます。5億8,743万1,000円となっております。ちなみに算定替えといたしまして、旧町ベースで計算した場合の合計額でございますけども、こちらは平成26年度以降縮減がかかっておりまして、実際にこの額になるかどうかというところはまだ確認はとれておりませんが、算定替えの単純合計で6億2,675万5,000円となっております。ちなみに平成29年度の本算定でございますけども5億8,825万5,000円で、同じく算定替えの単純合計でございますけども6億2,657万4,000円となっております。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 団員の数3人ということですね。それから、消火栓の数が4基とは決まってないけども、余りふえてないということやな。1,195カ所、防火水槽150槽ということ。この基準財政需要額は今一本算定と両方言うてくれてはるわけやけど、この計画どないしたらええの、一本算定でいくの。どっちで計算したんや、率出すのは。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 どういった計算をするのかというところでございますけども、実際、交付税として交付をいただくのは、基準財政需要額と収入額の差というところでございます。その基準財政需要額の積算に当たりましては、一本算定と算定替えの総額の差を、縮減がかかって、平成26年からの縮減ですので、9割の削減が平成30年度には行われるというところでございます。どちらを使って計算するのかというところは、用途によってどちらを使うかというところでございますので、今は数字の紹介だけということでとめさせていただきます。

下村委員長 ほかに。時間が、5時が迫ってまいりましたけども、7款の消防費、まだ質疑あると思いますけれども、あれば質疑していただいたら結構だと思います。

西川委員。

西川委員 今ちょっと杉本委員言われたけど、消防費が新規で出てきてるんですよ、消防署の整備。これ何で出てきたんやというたら、緊急防災・減災事業債が平成32年度まで、平成32年度に完成ですよ、全部が完成、平成32年度で。それを使うてやりたいと。唐突にこれ出てきてるんです、唐突に議会に。

それで、いや、全員協議会で話、去年しましたと、10月か12月か。それで今年の2月に全員協議会でもう一回説明しまんねんと。そのときに僕は質問して、北海道に区長がこういうふうに区民に配ってるやないの。こんなん議会全然知らんがな。どないなっているねんと。その前にどこでやるねんと聞いたら、いやいや、3カ所はどうの、この丸いところにどうの。全然場所も言わんわけや。それで初めてですよ、場所がそのときも僕がきっちり聞かんかったら、場所を言わんわけやから。唐突に出てきて、議会にこんな公有地の購入費を上げてきて、それでこの3月議会で認めよと。議会に何の説明もないのに、こんなんはっきり言うて、はいわかりましたと言えるような議員おるねやったら、お目にかかりたいなと思うほどでね。

この消防署、今の消防署で物すごく不都合が起きてると、そういう不都合が起きて、市民の方々から、古いし、やっぱりちゃんと建替えをしてもらわんな、ちょっと私これ何か災害があったら難儀やというふうな市民からの声が出て、この話になってきてるのやったらわかるけれども、そんな話聞いたこともないし。そんな話が出て、こういうことになってるんですか。

そして、先ほど消防本部の議長の説明がありましたけれども、議長ははっきりと事実に基づいて説明をしているけれども、全員協議会での話を総合すると、消防署がこの状態では、言い回しですよ、いつか統廃合になる可能性あると、それで救急車の減車せいと言われてると、そういうふうな話の運びから、これ消防本部がこの建替え、こういう話が出てきたんかというたら、議長が聞いたら、消防本部の方からはこんな話は一切出てませんと。これは葛城市

が持ち込んだ話やさかいに、そうしてもらえるのやったら、そうしてくれはったらよろしいよと、そういう話やということを議長は聞いているわけ。

この平成32年度までに合わさんなん、その緊急防災・減災事業債、緊防債を使いたいから、それを使ってやりたいからいうて、それでできんのかどうかもわからんし、そんなことを今唐突に持ち出してきて、そして土地は葛城市で緊防債を使って手に入れて、そして建物は緊急防災の事業債を本部が申請してると。そやけれども、7割補助、交付税算定するんが7割。3割は葛城市が全部持つと、土地も建物も。こんなふうな話あるかと思ってたら、今、総務部長の方から、24日に開いたら賛成の意見来なんだ。地元でどんだけの人知ったはるか知らんけれども、賛成の意見が一つも出てない。反対の意見はあったけど、賛成の意見が一つも出てない。これそもそも地元の理解を得てないわけや。そしていまだに北海道やいうの、僕ほんまに最近や、こんなこと。こんなむちゃな話をよう議会へ持ち上げてきたなと僕は思いますよ。

これ、そんな要望があつてやってるのか、そしてはっきりと中戸にあるのを、中戸は一切そういうふうなことは聞いてませんよ。本来はやっぱりいろいろな事情があつて、昭和56年にいろいろな事情があつて、中戸もその当時は町民、新庄町民、そやけど當麻町と一緒にやってるんやから。中戸はそういうことで、やかましいいろいろなことがあつても辛抱せなあかんと思つて協力してきたやつを、それを中戸に何の説明もなしに、土地決まってから言いまんねんと。どこの土地であろうと、中戸はそこから出はんねやったら別に反対しませんよ。今までのことをちゃんと中戸が納得するような説明を受けて中戸が納得したら、別に反対しませんよ、中戸は。それも全然説明ない。今、説明しましたと言うけど、市長は説明しました言うけども、うちは中戸の役員が、区長、副区長が決まったから、今後ともよろしく頼みますというて市長に挨拶に行ったときに、ついでにこんな話をしはりましたと、わし聞いてまんがな。そんなついでにするような話と違うし。

今後、このことをはっきりと進める、そしてヘリポートはしません、先ほど言わはつたとおり、ヘリポートではないけれども、近隣の他府県を受けて、広域の広いそこへ寄ってくる場所をそこへ設定しまんねんと。自衛隊もそこへ来まんねんというたら、消防署にヘリコプターがおりてけえへんなんてことあり得へんわけで。ヘリポートとは違いまんねん、それはヘリポートとは違うけれども、何かがあれば、その訓練もせなあかん。防災訓練、奈良県のいろいろな防災訓練やったときには、葛城市でやったときには、その防災訓練のときはきっちりヘリコプターも飛んできてますがな。そういうことなんでね、このことに関しては本当に慎重に考えてやらんと。そんな早急にやるような、平成33年をめどに自賄いをやめるて言うてんねから、そこらも考えて計画していかんと、こんな唐突に出されてきて、僕自身は戸惑うてるんで、本当にこれ実現をしていくというふうなことを総務部長、これははっきりと。聞いてたら、用地の交渉に入つてると聞いてんねけど、そこらどうですの。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

今の問い合わせでございます。実際に用地交渉に入っているのではということでございます。

すけども、先ほども申し上げましたように、大字の役員会でご説明をさせていただき、その後、1月の初総会の席で区長さんが報告をされたということを伺っております。その際に余り反対意見もなかったということ聞きまして、その後、当然ながら地権者様の合意も得ないことには何も進みませんので、ご挨拶だけお伺いしたところでございます。一切、金額的な交渉とか用地の協力をお願いしますというような話をしたつもりはございません。

以上です。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そして、建物は消防本部でお願いするねんと、設計も。そしてこの事業債の申請も。消防本部には議会があるんで、議会の同意をきっちり得やんと、こんな申請の届けみたいなん出えへんねけれども、既に本部とこの建物についてすり合わせしたり打ち合わせしたりしてるんですか。議会は承知してませんけれども。そういうふうなことでもう打ち合わせに入ってるんですか。それで平成32年までですか、緊防債、完成ですよ、建物全部の。消防本部の議会なんて今度あっても7月ですよ。これどういうふうな予定を組んで、既にやったはるんですか。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

建物の打ち合わせということでございますけども、用地が固まらない限り、広域消防の方では設計もできませんしアウトラインもつくれないということでございますが、ただ、移転をするに際して、最近、女性消防署員もいることから、どれぐらいの床面積が要るのかという問い合わせはしておるところでございます。あと、緊防債の期限でございますけども、今現在、用地は無償貸与、建物はもともとあった葛城消防署につきましては無償譲与しておるところでございますので、建物につきましては、あくまでも広域消防組合の方で申請をしていただくということになります。

緊防債の対象にしよういたしますと、広域化ですとか機能強化というところの位置づけが必要ということで、そういったところの整理については広域消防の事務局の方とはお話をさせていただいたことはございます。あと1点、緊防債の期限ですけども、前提といたしましては平成32年中の完成ということでございますけども、予算については繰越制度もございます。ですので、起債の同意というところで平成32年度の起債の同意があれば、完成が平成33年度末になっても対象になるというふうなことは市町村振興課の方で確認をいたしておるところでございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 もう3回目やから、これ言いつ放し、次誰かが質問しはったら言いますけど、地元には正式に向き合うたんは2月24日ですね。それでこの地元同意がほんまに得られるんかどうか。少なくとも今反対やいう声をずっと聞いてますよ。この地元の理解なしにこれを進めるといのは、行政としてはあんまり。いつの時点で理解を得られるのか、理解得られへんたら、また3カ所言うたはるさかい、次に行かはるのか。本当のところ、どう考えたはんのか。今慌ててそんな緊防債緊防債と言うてやんでも、地元ははっきりと今4つの訴えをしとる中に

国土強靱化という1つをうとうとるわけやから、その中に別に平成33年になっても、今、議長がおっしゃったように、ここを整備していかなあかんというふうに葛城市が努力してのせたら、本部がいろんな事業をしていきよんねから、そんな慌てて、今言わはったように、はい、土地は無償提供ですということは、3割は葛城市が払いませと、ずっと払うてきた。建物の事業債以外の3割はずっと葛城市が払うていきませと。こんなこと慌ててやらんなんのかなというふうに思います。

下村委員長 ここで暫時休憩します。

休 憩 午後5時12分

再 開 午後5時30分

下村委員長 先ほどいろいろ議論が出ておりますけれども、7款、8款やっておりますけれども、まず7款から皆さんの質疑また答弁をやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。質疑ございませんか。

先ほどの関連。増田副委員長。

増田副委員長 先ほどの消防署整備事業につきましてお尋ねさせていただきます。

これ屯所の管理事業とあわせてでございますけれども、今回出されてる予算につきましては、市長が目指しておられる防災に強い葛城市まちづくりという方向で、非常に多額の予算を計上されておるわけでございますけれども、防災を充実さすという考え方については、市民にとっては非常にありがたい取り組みであると、私もそういうふうに感じております。

消防署の整備につきましては、当初全員協議会の中で、老朽化したということで建て直しの必要があると。これ早いか遅いかは別にして、一番最初の取り組みの根拠としては老朽化しておるということでございました。そこで先ほどの部長の説明の中で、今の場所から少し東の方ということで場所を、当初私も全員協議会の中でお話を聞かせていただいたのは3カ所ということをめどに候補地を探しておるということでございました。

当時の西葛城消防署、これ、當麻町と新庄町が共同で組合事業として昭和56年ですか、建てられたという先ほどの説明でございましたけれども、当時、大きな町をまたいでプロジェクトチームを組んでこれを建てられたと。候補地につきましても、十分な最高の条件といえますか、多分推測するところによると、当時あそこが適しているであろうということで建てられた場所であるのかなというふうに思います。ただ、建て直すとすれば、イエローゾーンに接しておるというふうなことで、そこを避けたいというふうなお話でございましたけれども、条件としてはあのあたりがというふうな思いは私は今でも、県道30号線を中心に葛城市の隅々まで最短距離にある立地条件かなというふうに思っているわけでございますけれども、やや東ということも、今の救急車、消防の出動条件からいくと、もう少し東の方がより全体に届くんだと、こういうふうな理由であるのかなと思いますけれども、私の思いとしては、あのあたりが移動手段としても非常に立地条件としてはいいかなというふうには思っているんですけれども、それが1つ、場所的にどうかと。

それから、先ほどから西川委員もおっしゃっておられましたけれども、私は大きな大仕事やと思います。こういうハード事業を進めるに当たっては、市長の思いも含めて、これを確実

に進めるための体制というのは、今、総務部長がいろいろと地元対策も含めてやっていますけれども、それなりの体制、過去のハード事業の大きなあれでいくと、議会の特別委員会を設置するかそういうふうなことも、こういう施設においてはそこで検討されているというふうな経緯があるかと思います。今回は議会の方におきましては全員協議会の中で報告をいただいているということで、情報が入ってこないんで推測で私どもも物を言ってしまう部分がございますし、それから新聞等で地元のいろんな状況を聞かせていただくかということです。少し情報が不足しております。

きょうは議長の方から広域組合の資料もいただいて、全体像というのが、県の思いも聞かせていただいて、見えてきたわけでございますけれども。新聞を見ましても、それから私ども議員のところにも届きました地元の方々からのこの事業に対するメッセージも届いておりますけれども、なぜここだというふうなことで反対の意見も多くいただいております。先ほど申し上げましたように、3カ所をいろいろ検討しているんだということから、既に1つに絞ってここまで来たんだということかなと私は勝手に推測するわけでございますけれども、いやいやそやないということであれば、その辺の、どこまでこのお話を進めていただいているのか、この辺が地元の方にとっても、ここでこういうふうなものという具体的にそういうふうに関き及んでおられるのか、どうですかという程度なのか、その辺のことも私ども実際に聞いてないし、進度のはかりしれない部分でございますので、答えられる範囲内で結構でございますけれども、どこまでこの話が進んでおるのかということをお聞かせ願えたらと思います。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

ただいまの増田副委員長の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。現在の場所における支障点ということでよろしいですかね。今現在の場所につきましては、皆さんご存じの場所にございまして、西側は既に一部、中戸の墓、大字の墓で、それよりも南西につきましては山林ということでございます。そういった位置関係、それからこういうことを言うと西川委員も余り言うなというお叱りを受けるわけでございますけれども、消防署ができてから、土砂災害警戒区域のイエローゾーンに指定された。

増田副委員長 ごめんなさい。付近というふうに解釈していただけますか。

(「入ってる」の声あり)

増田副委員長 真ん中か。

西川委員 入ったあんのわかったあんねん。

(「隠す必要ない」の声あり)

吉村総務部長 そういう事情もございます。確かに立地からいたしますと、当然ながら南阪奈の葛城インターからおりてきたところ、また西へ上るという双方向のインターがあると。それから通称山麓線、そこに直結できるといったことで、位置的にはかなりすぐれた場所ということで、旧新庄町、旧當麻町の時代にあちらに先人のご努力があつて、中戸大字のご協力もい

ただきながらその場所に設置されたということは重々理解をしておるところでございます。

今般、なぜそこを離れるのかというところでございますけども、後々指定された土砂災害警戒区域と、それから老朽化は最初に申し上げたとおりでございますして、昭和56年建築で、ちょうど新しい耐震基準ができてすぐの建物ということでございます。そういったこともございますけども、かなり老朽化が進んでおります。その維持補修費についても年々かさかきてきているところでございますして、活動エリアにつきましても、西側が山ということで3方向でございます。救急車が広域化になりまして、一番近い署からの出動ということになってはございますけども、先ほども話題には出ておったわけでございますけども、葛城消防署の救急車が2台あると。その利用実績がかなり悪いということの議論の中で、経費の削減というところも含めて、減車という話も現に阿古市長が広域の協議会の中でお聞きになって、そこを阻止されたということでございます。そういったことも含めまして、一旦は東の方。といいますのが、北ですとか南に振ってしまいますと、葛城市の地勢からいたしますと、南北がかなり長い、東西には距離が短くて南北には長いということになりますので、いずれか南北に振ってしまいますと、市域の一番端までの到着時間が長くなるということもございます。そういったことから、旧両町の中心線の東方ということで候補地を選定したところでございます。

先ほどのお話の中に3カ所ということでございましたけども、当初ある一定の防災活動空地が確保できるようなまとまりのある土地ということと、あとは周りに人家が少ないというところを重点的にピックアップさせていただいて、3カ所抽出したというところでございます。その3カ所のうち1カ所につきましては、将来的に道路整備の予定はあるものの、今現況、接道の延長が少ない、出入りが狭いという問題もございます。近くに民家もある。それからもう1カ所につきましては、過去に水害のあった場所であったというところで、最終、今現在の候補地に絞ったところでございます。実際、地元の説明会をさせていただいた中で、ある意味反対の意見がかなり多うございました。声が大きかったというところでございますけども、いま一度説明をさせていただく機会が設けられればというふうに思っておるところでございますけども、そういったことでなお一層のご理解をいただけるような努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

これで答弁を終わらせていただきます。

下村委員長 増田副委員長。

増田副委員長 今の場所はイエローゾーンということで、もう少し東。東へ行った理由は、もう1件はわかるような気がしますが、救急が西葛城、特に国道24号線で多く発生するということが想定される。そこへ行くのに近い救急となると、高田南とかそういうところからの出動が葛城市内に多く出でおられるんで、本基地といいますか地元である葛城消防からの救急の出番が減ったと、こういうことで、もう少し地元の国道24号線の事故といいますか救急発動も網羅できるエリアまで東に持ってこようと、こういうことでこの2台の救急の確保を計画されたというふうに解釈いたしますけれども、先ほどお話ございましたように、私こここで、3つのうちの1つという段階のお話であるのかなというふうに期待をしとったわけですから

も、既に1カ所目については道がない、現状ですよ、道がない、家があると。こういう理由で断念されて、プラン1は没になったと。

私ここで気になるのは、道がないということです。これ一回建てると30年、50年、60年とこういう建物でございますので。ということは今後10年先、20年先を見越して、都市計画も含め、都市計画に今後、ここにのっていない見直しもあって、こんな陳腐化してまんねんというんやったら別やけども、今後20年、10年先を見越して、ここに道路が要るんだとか。例えば進んでいない高田バイパス4工区、あそこは国がやりますと言うたから、あそこはほぼつくでしょう。今はないけども、そういうところであったり。これは1つの例ですけども。今ないから立地条件としては云々ということで選択されるとなると、条件というのは非常に厳しくなってくるのかなと。2つ目は、過去に水害があったと。私は、ああ、あそこやなど想像したんですけども、あの水害については、たまたま川の堰堤がちょっと弱かって、それが崩れて北の方に流れたというのが。私も被害者ですので、よく承知をしておりますけども。そこもいろんな過去の、斜線引いてます、こういう都市計画のどこにも、過去に被害があったと。3番目に今の場所と。

ここまで進んできていることに対して、まだ住民の方にこれからというふうなことであれば、またそれなりの方法もあるかと思うんですけども、こういうふうな市民感情まで来ている中で、ここを更に今月末に地元の方にご説明いただくというのは。どこまで、先日のお話からどういう改善があって、歩み寄りがあって、次のご納得のいく材料をお持ちになるのかということも含めて、非常に不安を感じておるところなんですけども、何か進展はあるんですかね。先日の訪問されたときから、次に地元説明される説明材料としては何かございますか。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

次回の地元説明に向けての資料的なものということでございますけども、まず、前回の大字で行われました臨時総会につきましては、約半数弱の出席ということでございますので、できるだけ参加をいただき、残りの半数強の方にもご説明をさせていただく機会が必要だろうということで予定しているところでございまして、新たな進展といたしましては、今まで救急車の出動ということに資料としては限定しておったわけでございますけども、火災出動等も含めた状況の説明を加えさせていただく予定をしておるところでございます。

以上です。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 なかなか私の方に質問していただけないんで、それも含めましてお話をさせていただけたらと思います。

まず、副委員長のご質問の中で、地元の方がまだ完全なご理解をいただいている部分があります。ヘリポートという言葉がどこから出てきたのかはわかりませんが、まるっきり誤報でございまして、まずその説明をさせていただかないといけないという思いもあります。それと、新たなデータといたしまして、誤解を流されている部分についての訂正すべき資料

を準備しないといけないのかなという思いでございます。

それと、行政としての考え方について、まず申し上げたいと思います。私、市長に就任させていただいて約2年と4カ月たちました。その中で市民の声がある事業だけをやればいいとは、実は私は感じておりません。将来の葛城市の姿を鑑みて、それに向かうべき葛城市にとって有益な事業であれば、それは行政が主体として、その未来図を示す中で事業を組み立てていくというのが私に与えられた任務の大きな1つであると理解をしております。ですから、市民の声があるからないからということが判断材料ではございません。現実の行政の手続の中で、市民の方からのご意見があれば、それは真摯に受けとめ、それに対応するというのが当然ではございますが、必ずしも100%市民の声だけで動くという形ではないということをご理解いただきたいと思います。

私、就任させていただきまして、初めて奈良県の広域消防の協議会の委員になっておりますので。この委員といたしますのは、従前の広域消防組合の代表がその委員になるということでございます。ですから当然、中和はたしか中和地域の市町村の代表として出てこられますし、西和は北葛城郡等の代表として出てこられます。その中で葛城市は従前、當麻町と新庄町が合併してなりましたが、そのときの広域の西葛城消防署の代表として、今現在は葛城市消防の代表として、その協議委員のメンバーに加わっておるわけでございます。私が広域消防にお伺いしたのは平成29年になってからでございます。初めての委員会の席で、2回目やったと思います、当然のことながら県広域消防というのは、従前から平成26年から検討を重ねておられますので、その中で中長期ビジョンの組み上げの最終段階に入っております。その中で私初めてお伺いしたもんですから、いろんなご意見を申し上げました。その主な内容はといいますと、広域消防になることによって効率化を目指すべきであるという意見がその協議会の中でも主流の意見でございました。その中で消防署の統合等を議論されていた。その中では、消防署がないところについては、従前ですと10分で救急車が行ったところも45分かかりますというような議論もあったみたいですけども、中長期ビジョンの策定の最終段階に入っておりまして、その中で先ほど議長の方がおっしゃいました救急車の3減1増の話が出てまいりました。そのときは3減の中に葛城市という文字が加わっていたわけでございます。多分、そのことはその当時の消防議員の方にもお知らせが行ったように聞いております。ですが、私の考え方といたしましては、今の自然状況、水災害等が非常に多うございます。台風も非常に多く、自然災害が多い状況、それと去年は大阪北部等で活断層の地震がございましたが、ごく近い将来に東南海地震という大規模な地震災害が起こるべき、そういう時期に防災力や消防力を効率化という名のもとに落とすことが本当にいいんですかというお話をさせていただきました。その中で地域の市民の皆さんの人命を守る、1人でも命を助ける。そういうことにならないように葛城市としては、その分野に力を入れていきたいという話をこの2年間ひたすらしてまいったわけでございます。

その当時、救急車の話が出ましたときには、緊防債、緊急防災対策債なんですけども、100%の事業に対して国が70%の負担をしてもらえるとという起債が使える期限が間近まで来ておりました。非常に残念な思いをしたわけなんですけども、ただ、現実としてそれを期限

が間近であるということなんで、その分を投資といいますか、災害に対する投資をできる部分においては、設備を新しい設備にするという。先日、指揮車が入ったわけでございますが、設備だけでも新しくしたい。ただ、そのときに県広域消防に申しあげましたのは、もしも緊防債が延長になれば、昭和56年に設置している葛城消防署、非常に古うございます。それと先ほどからおっしゃっていただいているイエローゾーン、土砂災害警戒区域内にある、それと地震の揺れ方を見ますと、山麓エリアについては非常に激しい揺れをするエリアであるというデータがございますので、それを考えますと、円として使える場所に葛城消防署を移転したいというお話をこの2年間してまいりました。これは幸いにしてと言っては非常に語弊あります、日本全国でいろんな災害があるに当たって、緊防債が延長になりました。まさにお願いしていたことが現実となったわけでございますが、そのことについて、では消防署の移転を進めたいというお話をこの1年ほど根回ししてまいったわけでございます。

方向性的には非常にハードルの高い事業やと思っております。わずか2年の中でそれを消化しないとイケない。それと地元の方のご理解、また地権者のご理解、それと最終的に広域消防としてのご理解をいただかないとイケない。3つのハードルをくぐらないとイケないという事業ではございますが、緊防債という国が負担していただく起債を使えるのであれば、例えばの話でございます、まだ金額は確定しておりませんが、用地費で約2億円ちょい出ております。建設費でまず10億円やと仮定すれば、12億円の70%を国が面倒見ていただけるという起債でございますので、12億円の3割であれば3億6,000万円で整備ができる。消防署を一旦設置いたしますと、最低でも30年使うことになります。そういたしますと、3億6,000万円を30年で割ると1,200万円、保険料やという考え方に立てば、私は葛城市民の安全を確保するためには非常に安い投資であるという考えを持っております。

その中で前向きにこの作業に入るために、副委員長のご指摘の中では、いや、今現在ある大字区の区長さんに正式にお伺いして挨拶をすべきではないか。まことにそのとおりやと思っておりますが、この移転作業といいますのは、まだ確定ではございません。予算をつけた中で、今話しておる3つをクリアできないと完結できる事業ではございませんので、ある一定の時期が来ましたら正式にお伺いいたしますが、今この方向で考えておりますということは口頭でお伝えさせていただいたという段階でございます。新たな設置場所として検討しております大字区の役員さんにもその旨を昨年にお伝えし、これは私が報告を受けたのは大字総会でご了解いただいたという具合に報告を受けたわけなんですけども、その方向で了解いただいたということをもって個人の地権者の方に挨拶に回っているということでございます。この事業というのは非常に繊細な要素がございます。もちろんこの事業は葛城市から持ち込みました。ですから、当然のことながら平成30年2月に冊子としてでき上がってきました広域消防の中長期ビジョンには全く含まれていないことでございます。葛城市消防の移転が完了いたしましたら、そのことは中長期ビジョンに入ってくるということでございます。

葛城市の消防力といいますか、用地が8,000平方メートルからの非常に大きな用地を確保しようとしております。その目的の1つは消防署本体の建物は今現在の建物とそんなには大きくはなりません。はしご車ぐらいは入れられるようなスペースをちょっとだけ大きくする必

要があるのかなという思いでおりますが、大きなスペースを確保するように、それは明らかに何を前提としておりますといたしますと、大阪方面からの救援隊。葛城市、奈良県等全域広域の中で災害が起こったときに、そういうふうなものを受け入れるスペースとして、一旦そこに入っただいて、それが奈良県広域の中でどちらかに移動になるのかもわかりませんが、一旦それを受け入れるだけのスペースを確保したい。それとヘリコプターの件につきましては、災害が起こったときに救援物資等を運んできていただいた方の着陸場所を確保したいという思いの中の大きなスペースを考えております。これも将来を見据えた中での判断でございます。

議員皆さん方のご意見いろいろとあると思います。まず、市民皆様方のご意見もいろいろあると思いますので、できるだけ早いうちに誤解を解くように、正しい情報を伝える作業をしたいということを地元区にもお願いしております。近々にその説明会を、私は遅いと感じていますが、その返事がいただけましたのが近々の日程でございますので、まず地元の皆さん方に正しい情報を伝えた中で、本当に消防署というのは迷惑施設なんですか。私は非常に近辺の方というのは一番に安全を確保できるエリアであると感じております。私の父自身も脳梗塞で救急車に運ばれましたが、1分1秒を早くという思いがございました。そういう意味におきましたら、確かに年間に救急車は1,500回といたしますと、大体1日に2.5回ずつぐらいは出動いたします。また、これもデータが完全に私は聞いておりませんから、例えばの話、火事があれば、消防車が年間10回ぐらいですから、一月に2回ぐらい出動するのかなという思いはありますが、その辺のご説明も正しくした中で、ご理解がいただけるのかどうかということをも調整させていただきたい。非常に大変な作業ではございますが、将来の葛城市の安全を確保するためには、私は消防署の移転が不可欠であるという認識のもとに予算計上させていただいたわけでございます。慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

下村委員長 増田副委員長。

増田副委員長 市長の防災に対する立派な考え方というのは冒頭にもお話ししましたように評価をさせていただきますし、多くの議員の方もそうであるというふうに思いますけれども、まず、広域という今の組織の状態といたしますか形態の中で、葛城市の思いというのも、より手厚く、葛城市の地元にとって。例えば救急車を2台確保するというようなことも、場所をかえてでも確保するという手段も、考え方としては必要かなとは思いますが。

私も先日、私の伯父が、もう96歳ですか、田んぼで脳梗塞で倒れまして、頭の血管切れて。いどこに聞くと、救急車で運ばれてと。助かったんかと聞いたら、それが頭は真っ白に血管とまっとなってんけども、来てくれはったんが中和広域から救急車来てくれはってんと。そこにお医者さんがついて、ドクターカーですね、その救急来てくれはって、すぐに県立奈良医大で緊急処置をしてもうて、おっさん3日で帰ってきよったというて、やたら喜んでいただきました。これも1つの、広域というのはそういう過去の市内自賄いの救急の手の届く範囲の一番先っぽの部分については、逆に違う方からの距離の方が近くて、これが広域のメリットなんだなということをつくづく感じさせられました。特に加守とか忍海の南の方におい

ても、火災等でも御所の消防、香芝の消防が今まで以上に早く届くという広域メリットというのがあるというふうに思いますし。自賄いでより充実という市長の自分の城といひますか、葛城市を守るという気持ちもあって当たり前なんですけれども、広域によってそういうメリットというのは享受されておるということだけお話ししときたいと思います。

それから、ヘリポートという、これ副市長も先ほどおっしゃられましたけども、ヘリポートという定義のお話をちらっとされて。多分、地元の方はヘリポートという文言によることを危惧されているんじゃないし、先ほど市長おっしゃられたように、緊急のときはヘリコプターもおりてくる場所を確保するとおっしゃられましたけども、その緊急時におりてくるヘリコプターに対する恐怖ということをおっしゃられてるのかなというふうに思いますので、そこんとこの、毎日ヘリコプターがそこを乗りおりして困るというお話じゃないというふうに思うので、その辺のそごがないのかどうか、地元ともう一度確認をしていただきたいなと思います。

それから、市長のお話にありましたように、私もなるほどそうだなと、これいい言葉やなと、私も使おうと思ったんですけども、市民の声ではなく市民のための事業をするんだと。まさしく政治とはそういうもんですね。市民のための事業に取り組まれていると、市民の声を尊重した事業ばかりやってたら、ほんまにあっちにもこっちにもいろんなことを次から次となるんで。ただ、そこにはこういうビジョンにのって、それにのっかって、ここんところが大事やなと。これをちゃんとつくっておく。あらかじめちゃんと計画を立てとく、それに基づいて事業を進めるということをやっていただく。何でこんなこと言うかいうたら、嫌われること言うて申しわけないですけども、消防署、危ない、危険、古いという記事が総合計画、都市マスタープラン、防災計画の中にかけるも入っていない。そういう計画の中で入っておれば、それなりの優先順位が、これが一番先に来なあかんなど、下のやつを前に持ってこようかというふうなことも理解できるんですけども、緊防債という1つの事業というものがあってというお話でございますけれども、そこんところがちょっと私疑問が残っておるところでございます。

最後、根回し、おっしゃいました。根が回ってないんかなと。根回しきれてなかった。これちゃんと根回しされてたら、そういう誤解もなかったんですけども、地権者への根回しはある程度されたんかなと思いますけども、周辺住民の方の配慮、根回し等が今の段階では十分に生かされてなかったんかなと、そういうふうな状況と推測をさせていただいております。

以上でございます。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 副委員長ご指摘のとおりでございます。根回しという部分につきましては、時間的な余裕がなくて、完全に行き届いていないということは理解をしております。ただ、先ほども申し上げましたように、非常に短期間で仕上げる事業の中での事業の組み上げ方としての根回しは、それなりにさせていただいてきたわけなんですけども、このタイミングで誤報が流れてしまったということは、ご理解を妨げている部分があるのかなと思いますので、まずその辺から正しくさせていただきたいなという思いでございます。

この事業、マスタープラン等に入っていないですとおっしゃるのは、まさに残念なことではございます。本来でしたら、平成26年時点で私はこの事業というものはある種終わらせておくべきものであったように感じておりますが、残念ながらその議論には至っていません。今回、屯所等の建物を建替える話も出ているのはその部分でございます。耐震化されていないものを耐震化しないと、消防車が出動できない、そういう状況があってはいけないということではございますし、ただ、マスタープランに盛り込むには一定の期間がかかります。それを待っていては間に合わない。実際に今回、国が延長した部分の緊防債の部分にはのれないということではございますので、急遽、短時間の中で練り込んだ事業でございます。そのことについての、本来でしたらおっしゃるとおり、これは例えば5年なり6年なりかけて議論を重ねてやるべきぐらいの価値のある議論やと考えております。ただ、それが時間的な余裕がなかったということではご理解を賜りたいと思います。

非常に短期間でワンチャンスの事業でございますので、葛城市の将来のために何がベストであるのかということを考えて全力を尽くしたいという思いでございます。ただ、その全力が至るのか至らないのかというのは、この予算計上の段階ではわかりません。事業の組み上げ方としては、まずこの事業を目指すに当たっては最低限の予算計上をした中で、これを進めていくのか、執行できるのかできないのかということはこれからの議論になると思いますが、まず将来の葛城市のために何をすべきかということをお考えください。

それともう一つ申し上げておきたいのは、広域消防に入っております。当然、広域消防の一員として、その受益を享受する、もしくは広域消防に貢献するというのも必要であると感じております。奈良市、生駒市が抜けておりますが、奈良県下広域消防にとって、この葛城市がこの消防署に新たな投資をするということについては、広域消防からも評価をいただいているところでございます。当然のことながら、県広域消防の消防力、災害の防災力に対して非常に貢献ができるものと判断をしております。

以上でございます。

下村委員長 関連ですな、西川委員。

西川委員 土砂災害の避難区域に、それを言うと西川委員がどうのこうのとね。避難区域、僕は聞きましたやん、黄色の線、これを理由に言うんであれば、そしたら今、奈良県でこの黄線の避難区域の中で消防署、警察署、学校、そういうふうなもんが一切ないんか、何カ所あんなやと。それを理由にするなやということ言うてるのと、うちらそれを言われると、何百年もいつの時代からか知らんけど、墓もあれば家もあるのに、そんなことみたいな。それで東南海あったら崩れんねんて。東南海みたいなんあったら、そんなもん今建てようと思うてることだつて、影響があるわけで。それと今やろうとしてるとこ、避難マップの中で、そんな安全やと出てんのかどうか、それ答えてくださいな。

それと、先ほど市長は、市民の声が出てないけれども、市民の声だけではなしに、将来を考えてこういうふうなことに取り組んでんねんというふうなおっしゃり方をしてますけども、まことにそらそういうふうな考えもあるやろけれども、1つおっしゃったのが、地元住民が誤解していると。ほんまに誤解してんのかと。ヘリコプターのヘリポートというそういう専

門的なことは言うてないけれども、やっぱりそういうふうなことになるやろうと感じたはるわけですよ。広い土地を何のために確保するのかいうたら、そういうことやから。

それと、1つこれだけははっきりとしときます。これは尋ねますけれども、1つはこういうのを迷惑施設やなしに、自分とこのおやじさんの例出して、このことが来ることによって、そこらの人ら、そこの周りの人らが助かるのちやいまんのかと、何反対したはりまんねんと、そんな頭で来たらあきまへんで。それと、さっき3つをクリアせんなんと言うたはる。なるほどそうや。広域消防もクリアせんなん、地元もクリアせんなん、その3つのクリアをせんなん中に地元の了解も、そんな100%と僕は初めから言うてませんよ。少なくとも地元の理解や了解を得て、その3つのクリアをするめどが立ってるというて今説明するのなら。先ほど聞きました、広域消防とも何らまだ話もしてない。いや、ちょっと話しました。その議会が7月にあって、それ緊防債のどこへ届けを出して、それから土地が決まって、それから計画やって。ほんで初めに、いやいや、それ間に合わんかったら繰越ししまんねんと、こんな初めから繰越しするような頭で来るんか。

こんなことを言われると、ほんまにこれ3つのことをクリアせんかったら、議会にこの予算を持ってきて、この部分あきまへんでしてんと。これを認めるいうことは、議会がそのように進めてくださいいうことやから。それで、こんだけの地元も消防本部、いろんなことクリアせんなん。そのクリアの道筋をある程度示さはんねやったらええけど、まだ地元へも私これから行って説明しまんねんと。それを今この予算で上げてきて、議会認めよと言われたって、認められませんか。もしか流れたら、この土地どないしまんねん、この土地を買いに入って。そこんとはっきりと、どんな見通し立ててんのか。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

西川委員からのお尋ねのうちの最初の2点につきまして、私の方からご説明を申し上げますと存じます。

まず、土砂災害警戒区域の関係でございます。これにつきましては、西川委員ご指摘のとおりでございます。中戸区で平穏無事に歴史もあって、その中で暮らしていらっしゃる皆さんにとってみたら、非常に不安感を抱かすような議論をしているのかと。決してそういうことではございません。土砂災害警戒区域自体は、土砂災害防止法、災害関係の法につきましては、いろいろな自然災害、大規模災害があって、それを踏まえてどんどん新しい基準ができてくるといったものでございまして、これにつきましても、平成11年だったかと思いますが、広島での土砂災害を踏まえて、いろんな議論の中で平成12年、すいません、記憶で申し上げますので、年度を間違ってるかもしれませんが、平成12年に新たに制定された法律でございまして、基本的には土地の傾斜度等から土砂災害の発生のおそれがあるところについてイエローゾーン、これが警戒区域でございます。それからレッドゾーン、2種類の地域指定をいたすものでございまして、レッドゾーンの指定を受けますと、これは新たな建築にとって制限がかかる等のいろんな土地の利用に規制が出てまいります。イエローゾーンにつきましては、現在議論をしております中戸区もイエローゾーンがかぶってる区域が

ございます。このイエローゾーンにつきましては、これはあくまで、まずは住民の方、従来どおり歴史のあるこの地区の中でお暮らしいただくと。ただし、これは危険性がございますので、災害に対する備え、あるいは速やかに避難をするいろんなソフト的な対策を講じるといったところで、その危険性を排除するといった地域指定、これがイエローゾーンでございます。

したがって、中戸区の住民にとってどうかといったことに対しましては、これは個別受信機の整備も含めまして、いろんな災害対応を別途させていただいておりますので、その中で自分の命は自分で守るという行動を速やかにとっていただけるような支援を引き続きするとともに、救援の手ができるだけ速やかに現地に届くといった対策を総合的に講じていく部分で対処していく部分ということでございます。

ただし、これは現在の消防署、葛城署、昭和56年築の消防署が、今平成31年のこの現時点において直ちに危険であるかどうかということは別といたしまして、近い将来改築を検討していく時期が来るであろうと。そうなったときに、同じ今の場所で改築を検討するのがいいのかといったときに、いろんな観点からほかに適地があるんじゃないかという検討をいたしておりますというご説明をしておるところでございます。

それから地震の関係についても先ほど市長がお述べになりましたが、こちらにつきましては中央構造線断層の断層域のラインが、おおむねでございますが現在の山麓線エリア、山麓線に沿って、葛城市におきましては南北に行っているのではないかと、あのあたりが活断層に近い地域ではないかといったことも含めまして、葛城市自体の全体の面積がそんなに広くはございませんので、どれだけ離れば安全か安全でないかということにつきましての差がどれだけあるのかという問題がございますが、少しでも適地ということ考えたときに、そういった危険性を排除したエリアの選定も必要ではないかといったことの説明でございます。

それから、ヘリにつきましても、これは増田副委員長もおっしゃいましたけど、地元とのご説明、あるいは毎日新聞で結構紙面を割いて取り上げられましたけども、その中でも地元住民の方はヘリについてもかなりご心配をされているような報道もございましたので、これについてもきちっと整理をして申し上げたいと存じます。航空機の運航につきましては、これは航空法という法律で規定をされておるところでございます、航空機の離発着につきましては厳密にいろんな規定がございます。基本的に一般的にいうところの飛行場ということでない航空機の離発着が認められません。この飛行場につきましては、管制機能でありますとか、整備の機能でありますとか、さまざまな施設、人的物的にさまざま条件が必要になってまいります。こういったものを消防署に併設するということは全くございませんし、このようなものを市であれ広域消防であれ、持つということは多大な予算もかかれば、運営に対しても維持に対しても費用がかかってくるものでございます。そういったものは予定しておりませんので、そういった意味ではヘリポートはつきりません。

逆に、いついかなる場所にも、ヘリコプターが着陸できないのかといえば、御嶽山の噴火で非常に被害があって、70人ぐらいお亡くなりになりましたけども、あのときも映像等でご記憶があるかもしれませんが、要は山の中腹でもおりにいるわけですね。ああいったふうに

人の捜索でありますとか救助のときには、実はどこでもおりていいわけでございます。いいんですけれども、ヘリコプターというのは基本的に有視界飛行であります。有視界飛行であるということは、安全に運航して安全に離着陸をするためには、どこの場所、どんな地形である、周囲にどんな高い建物があるかないかということについて、あらかじめ十分な情報を持った上で、それを救出、救助に携わる航空隊、これは奈良県でありましたら奈良県の防災航空隊でありますとか自衛隊でありますとか、あるいはドクターヘリの運航でありますとか、こういったこととなりますが、それらの航空機の運航に携わるそれぞれのところがきちっとしたデータを持っておいていただいた方が安全に運航できるわけであります。

そういった意味で、災害時に離発着をしようと思ったら、できる場所としてあらかじめ整備をしておいた方が、あるいはそのデータをそろえて、それぞれの航空隊に持っていただいております方が安全な航空機の運用ができる。そういったものについては、消防署なわけですから連携できた方がいいわけでありまして、それがおりられるのであれば、おりる、そういった設備にしておくにこしたことはない。そういったことについては、新たな消防署を検討するのであれば視野に入れて検討すべきであると、そういった構想をしておるということでもございまして、ここはヘリによる騒音でありますとか、あるいはヘリが自宅の上空を常時通れば、そのうち墜落したら危ないんじゃないとか、そういったご心配をなさる方がいらっしゃるかもしれませんので、ヘリポートではありません。ただし、緊急時、これは本当はどの場所でもおりようと思ったらおりられる場所が、ほかにも空地があればあるわけでもございますが、安全に運航していただいて、多少は北部の中でもおりていただくということであれば、あらかじめこの場所はこういったところで、ここを目印に飛んできてくださいと、ここに高い建物がありますから、こっちの方向からこの角度で進入していただければ安全に着陸できますというデータを示しておけば、安全に使える離発着場所として1つ葛城市の中に確保できるわけですから、そういったものについては新たな施設を整備するのであれば、あわせてそういう離発着ポイントということも1つ視野に入れておいたらいいんじゃないかと、そういった話でございますので、これは市長、誤解というふうな表現をなさいましたけど、ある意味その部分は誤解があるのではないかと考えております。

私の方からの説明は以上でございます。

西川委員 その地域は安全なのかと。マップ上、あそこは。

松山副市長 担当課長の方から答弁させます。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本でございます。

ただいま西川委員の今の候補予定地が安全かということのお尋ねでございますが、そちらにつきましても、平成20年度に市の方で改めて、当時、葛城市防災ガイドマップということで冊子を配布させていただいて、そちらに記載のある部分のことかと思われまして。その部分につきましても、その中の葛城市地震防災マップの揺れやすさ、危険度ということで、市全域を捉えたマップでお示しさせていただいているものでございまして、こちらにつきましても、その当時、平成17年にこの地震の想定される、今お話が出てます中央構造断層帯地震なり東

南海地震の2つの地震の想定震度を重ね合わせた最大震度なる表示をした中で、その中で市全域では、まず西の山側エリアがほぼ震度6強の想定がされています。平野部については震度7の想定をされている結果が出ております。その中でその地域の危険度という判定が建物の被害状況危険度として危険度5から危険度1までございまして、その中で今候補予定地につきましては、危険度4の30%から50%全壊になっている部分でございまして、逆に今現在ある中戸地区、現在の建築位置につきましては、危険度5という結果が出ている状態でございます。

説明は以上でございます。

西川委員 4や言うんやな、危険度。

竹本生活安全課長 市域全体では5か4。若干3の部分がありますけど、全域では危険度4の黄色部分が大方と、山間地域に近い部分については危険度5の高いところの方が多いという全体の結果にはなっております。あくまでも建物が建っている部分での倒壊危険率を出しているものでございますので、そういう形の結果になっております。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 まず、危険度書いている部分については、例えば池やとか、建物の建ってないところは白地なんです。建物が建ってる場所についての危険度表示ですので。それで山麓エリアについては危険度5、全壊率50%以上。それと平坦部については、ほとんどのエリアが危険度4になります。ですから、大きくは5か4かという、大きな地震に対しての危険度というのとはなります。ただ、今言ってるのは、全壊率については、耐震化をした中で安全は確保できるという考え方でございます。何もしない状態での建物被害危険度というのをその当時の防災マップには、揺れやすさマップで示されているということでございます。ですから、市内全域、ほぼ4、大きな地震に対してはほぼ危険度は4と。山間については危険度5という表示を大まかにしているということです。

下村委員長 あいてるとこは、その危険度はないということです。建物が建ってなかったら。できたらその辺見たかったけども。ほかにご意見、関連で。

西川委員 答えとらへんやんか。3つのクリアどないすんのと。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 3つ目の西川委員のお問い合わせでございますが、これはまさに予算のあり方についてのお問い合わせだと思います。

逆に、ご答弁の方は先ほど市長がご答弁申し上げた中に、今後のスタンスについては十分お述べになりましたので入ってると思いますが、それも踏まえて、確実なものだけを予算に計上するのか、見込みがあれば、最速であれば達成できるかもしれない、それにチャレンジをするために当初予算に予算として、これは予算案でありまして、来年度末までの執行の予定のある予算の見積もりでございまして、これは予算委員会始まってから、予算の執行の姿勢について岡本委員からもいろいろご議論いただいたように、それはどの部分までの確実性なりがあれば予算に計上するかといった、まさに予算の根本的な問題でございまして、そこにつきましては、見通しも含めて先ほど市長の方からご答弁申し上げたとおりでございます。

が、そういった市の姿勢の中で、理事者側としてはこの関連の予算について予算計上をさせていただいた上で、実現に向けて鋭意頑張っていきたいと、そういった内容の予算でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 今この予算を審議してますけれども、おっしゃるとおり、実現をしていくというのは、ほぼこの予算書を見て、予算に上がってきてる部分についてはそういうふうに思いますよ。しかし、この消防整備については、市長が言うたはるように、大きなところをクリアしていかんなんねんと。先ほど質問したら、本部消防署の方ともそんな土地決まらんと打ち合わせもしてないねんと。それに平成32年のあれが決まってる。そやから言うてるんであって、なるほど予算はこの中で、今審議してる中でほぼ努力したらできますやろ。屯所屯所と言うてはるけど、屯所のとこなんぞは僕は言うてませんよ。屯所のところは27節のところいろんな整備費も皆出たあるからね。

今言うてるのは、12節、13節、17節の部分と言うてるんであって、これは果たして、特に公有財産、ここはいろんな不確定な要素、地元も含めてあるから、市長の思いはわかるけれども、もう少しきちっと見通しを立ててもええんと違うんかと。それから予算計上してきてもええのちゃうかと。別に今の平成31年度と今の予算と違うたって。もうちょっと見通しを立ててきはったらどうでんのと、地元も含め、本部も含め。

先ほどから3つの候補地がどうのこうの言うてるけど、1つ目あかん、2つ目あかんなんて議会全然知りませんで、どこを検討しはったんか。そやから、今の言うてるのは、なるほど副市長おっしゃるのはわかるけれども、余りにも乗り越えやんなん部分が多過ぎるから、今これを上げてきて、はいわかりましたと議会は言いにくいと、僕個人だけかしらんけど、言いにくいと言うてるだけでね。そこのところはわかって言うてはんねやろと思うけれども、ほかの予算のことなんて、ほぼ努力したら実現していく予算を上げてきたはんのはわかりますけれども、これはちょっと不確定な要素が多過ぎるから、今これ上げてきてるのは大丈夫ですか、議会がうん言うて、ああ、あきませんでしたいうたら、議会も一緒になって何をやってんねんという話になるから。そういうことでございます。もう答弁結構です。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 私の意見は後で述べさせていただきますけれども、最初に予算案に即してのことなんですけれども、1つは緊防債のことについてお伺いします。

我が党は、緊防債、3年で区切っているということについては、これは批判的です。今こういう時期には、毎年きちっと予算化して災害対策に備えるべきだと。この緊防債についても、従前からそれぞれのところから都道府県から上がってきたものをメニューとして積み上げた予算、3カ年で総額7兆円ですから、10年ぶりに公共事業が大きく伸びたということになる1つの大きな原因をつくってるわけですけども、1,001兆円の国の大赤字の中で、この間、災害広く発生して、それは地震だけじゃないです、水害も含めて異常な状態になっている。そこで何とかしなければいけないということで政府の方がこういう大赤字の中でも3年間7兆円の投資をやるということなわけでありまして、私はちょっと不思議だったの

は、この期限が後ろを切られているから、見ましたらメニューがたくさん上がっているんですが、河川とか踏切とか、あるいは地下鉄のところに入水が入り込むとか港湾とか、言ったら比較的短期でできることに対する起債が緊防債でないのかと私は理解しているんです。つまり、こういう土地を取得してやるということになれば、これはおおよそ2年で終わらないわけですよ、普通は大変難しいと私は思うわけです。だから、そこで緊防債がほんまにのるのかということをお聞きしたいのが1点目です。

それから2番目ですけれども、これは議会との関係が、西川委員もおっしゃるように、私も議会との関係で、まず全体像が明らかになっていない、その中で予算を組み込まなあかんということに対して非常に抵抗があるわけです。後で意見は述べますけれども、そこで少しお聞きしたいのは、この全体像、多少今出てきました、何平方メートルということが出てきたんですが、消防部分、要は消防署の建物の部分とそれから災害時に支援とかそういうところでヘリコプターがおりるかもわからんということで、そういうこともありますけど、その敷地の割合はどうかということと、全体像の予算、先ほどちょっと出ましたけれども、こういう見通しでいくのかどうか。まだ土地鑑定価格も、これから鑑定評価もあれだし、設計もまだの段階では難しいと思うんですけれども、これをちゃんとどういう、大体的見通しで今の時点でいいですのでお聞きしたい。これが2つ目です。

3番目は広域との連携の件があります。これは高いハードルということだったんですが、先ほど西川委員がおっしゃいました、広域化すれば、後、平成33年から施設なんかについて統合するわけですから、広域消防の方が見ることになるということで、慌てて葛城市で今つくる必要ないんじゃないかと。その部分がまるまると負担になるというふうなことがあったんですけれども、広域化になっても地元負担金、それぞれの市町村の負担金でいずれにしても負担していくわけですから、その際、葛城市がこういうふうにならに新たに移転したことに対して、ほかの広域消防の老朽化に対して、これがまた葛城市にも負担になるというのであれば、これは二重の負担になってくるので、そこら辺は広域化についてどういう見通しなのかということについてお伺いしたいです。3点。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

まず、1点目の緊防債でございます。委員ご指摘のとおり、平成29年度から平成32年度におきまして発行できるという対策でございます。その対象事業の中にいろいろメニューがございます、その中の消防広域化事業というところで、消防署等の再編についても対象になりますということでございます。その再編だけではなく、機能強化についても拡大解釈をして適用しますというふうな内容でお伺いしているところでございます。

それと、全体事業費ということでございますけれども、今、委員もお述べになったように、土地の鑑定評価も行っておりませんし、建物の規模、今現在の規模から少しだけ大きくなるのかなという程度の概算でございます。近隣の直近で建築されました消防署等々があるわけでございますけれども、その建築単価が、少し多めに見ておりますけれども、ざっと平方メートル当たり40万円程度で建築をされているというところと、想定でもないんですが、今現在予

定しているといえますか、大体これぐらいあればいいかなというような面積は1,700平方メートルというところがございます。それ以外に訓練施設等も必要になりますし、自家給油設備等も必要ということで、総額といたしましては、ざっとでございますけども10億円弱程度になるのかなというふうに思っております。実際建築発注しますと、もうちょっと下がるかもわかりません。今の段階での想定ということでございます。

あと敷地面積につきましては、現実、消防署部分、それから防災空地という区分けを明確にしておるわけではございませんので、最低限、消防署の建物の敷地、それから職員の駐車場、訓練施設等を含めると、約5,000平方メートルぐらいあればいいのかなと。それ以外については将来的な防災活動空地といった思いで今現在はおるところでございます。

あともう1点、広域化のこと、負担金の検討ということでございます。今現在、広域消防の方でワーキンググループを立ち上げ、将来的な平成33年度以降ですか、全体統合後の負担金のあり方ということを検討はしております。ただ、その検討も3つのタイプに分けて検討をされておるところでございます。内容といたしましては、今現在広域消防組合の規約というものがございまして、そこに負担割合を細かく規定しておるわけでございますけども、その規約を改正せずにいく場合、それからあともう2つ、規約改正を全面的にやって、自賄い方式を一掃するというような方式、それから一部分は自賄いを踏襲するというような形の3タイプがございます。それぞれ一長一短がございますし、それぞれの市町村なり署の言い分というのもございまして、今現在はワーキンググループの議論から離れまして、協議会の方に上がっているというところでございます。その方向性につきましては、当然ながら広域の行政組合ですので、一本化というような流れでは大筋ではあるかなとは思いますが、それぞれ団体によってはかなり負担金が上昇するという団体もございまして、下がるという団体もございまして。どの負担方法をとりましたが、今のところ葛城市の負担はふえるような計算方法が今3つのタイプで示されていると。実際に確定はまだですので、これ以上のことは今現在は申し上げにくいところでございますけども、今の議論の流れとしてはそういったところでございます。

以上です。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 まず、全体像というところですけども、消防部分で5,000平方メートル、最初に8,500平方メートルというふうにおっしゃいましたので、2,500平方メートルぐらいが空地なのかなというふうに思います。

この点についてですけど、今こういう形で明らかになっているわけで、本来だったらもっと早く議会の方に審議して、それを出していただくべきものだと私は思います。そういうことがないまま予算案を議決することに対する心配があったわけですけども、先ほどおっしゃったように、これは執行できるかどうかは3つのハードルがあると、そのハードルを越えての話ということで、それを超えるつもりだということでおっしゃっているわけですから、この点については議会に引き続き丁寧に状況を今後とも知らせ、議会の意見をしっかり聞いていただきたいという思いがあります。

私個人としても、こういうことはちゃんと事前に示されておられたら、例えば耐震性の緊急貯水槽の問題なども、これは消防庁も1.5倍ぐらい予算が今年度膨れ上がっています。これも3年間の対策で、さきの一般質問でも松林議員の方からチェーンソーとか、家が倒壊したときにそれぞれの屯所に備えつけるものということで、この3年間の措置で出ていると、それどうするんやというふうな質問がありました。つまりこの3年間で頑張ろうというところですごい予算ついてるわけですね。そうすると、この耐震性の緊急貯水槽の消火用と飲用と共同でできるわけですけども、これについてもかなりの補助金がついてるわけです。そうすると、そんなことも含めて今の葛城市の水道の状態では山麓線以降しか、地震が起きたときに給水できないときには、山麓線より南ないわけですから、今年度は水道局が耐震性の防火水槽を1個つくるということですけど、ここの消防署のところにでもつけるんだったら、そういうものも利用してつけてほしいとか、いろんな要望も出せたりできるわけですけども、そういうのがこの間、議会で全くもまれてないし、予算全体も示されてないと。本当、不十分だと思うので、この点については奇妙な予算のつけ方なんですけれども、チャレンジさせてくださいということであれば、引き続きそういう努力をしていただきたいのは、これはお願いです。

それから、2つ目の緊防債の件についてはよくわかりました。ただ、この緊防債についても、市庁舎が地震のときはこれが司令塔になるわけです、市庁舎が。ところが、その市庁舎の耐震性について、これも緊防債でつけてるようなところがあるわけですけども、ほかの予算かもわかりませんが、これも期限切られたら困るということで国の方が延長されたということを聞いています。したがって、この国の働きかけの中で、平成32年度、難しかったとしても、平成33年度とおっしゃいましたけれども、もしやるとすれば、県とか国にも働きかけて、こういう時期ですから期限を切るなということも含めてしっかりと働きかけていただいて、やるのであれば、必ず実現するという方向でお願いしたいと思います。

最後になりましたけど、広域の問題ですけど、広域化の問題についても引き続き、ちょっと回答がよくわからないところがあったんですけども、葛城市にこの建てたことによって更に負担がふえるということが、よその分まで負担することがないように頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

最後になりましたけど、意見として、議会は住民の代表でありますし、市長は先もよく見えるし情報もたくさん入ってくるので、市民のためと思って、よかれと思ってやられるかもわかりませんが、それだけでいったら、それこそ独裁制でありまして、議会なんか必要ないわけでありまして、議会があるというのは、そこに丁寧に、我々全然知識がないですけども、住民の方の心配も届けることできるし、もむこともできるので、早めに出していただいて議論をしていくべきだと思います。

ただ、今回は最初に申し上げたように、3年で切ると。これは日本共産党としては、3年で何で切るんやと、こんな重要なときに切るなという要求をずっとしています。だから、非常に無理があるんです、3年で。だけど、その3年間で物すごく異常な投資をして国を挙げてやっているときですから、市長が今チャレンジさせてくれというのは、それは了解します

けれども、議会に対して今後ともちゃんと丁寧な説明をしていただくということが1つ。

それから、もう一つは住民の方の問題です。私は公共施設については、地元の住民の方が本当に納得できない、協力できないような状態をつくるべきではないと思います。これはしっかりと説得していただいて、もし住民の方がどうしてもあかんと言うのであれば、それは3つのハードルで必ずしもやるという予算ではないようなので、それはブランクみたいなどころがありますから、しっかり住民の方と協議していただいて、住民の方の納得ができないような施設はつくらないでいただきたいと思います。

その上でですけれども、例えばヘリコプターの問題があります。ヘリコプターについては、交通網が断裂して、ほんまにトラックも入れないからヘリコプターがおりるとかいうことであれば、住民の方も納得していただけると思うんですが、ドクターヘリがおりることについて、そういう基地になることについて、ほんまに納得していただけるかとか、これは物すごく住民の方と細かく丁寧な説明も要ると思うんです。そういうことも含めて、今後、住民の方の意見をしっかりと尊重していただいて、また聞いてもいただいて、それでも難しいというのであれば、決断もしていただきたいなど。私は住民が納得できないような施設は本来つくるべきでないという考えですので、その点についてはしっかりと努力をしていただきたいと思っています。

以上です。

下村委員長 ほかにありませんか。

岡本委員。

岡本委員 この消防署のことについていろいろ議論をしていただいているということだと思います。葛城消防、担当がそのとき私やっておりました。昭和54年から配属されて、昭和56年になるまでの間、前行ったり後ろ行ったりというようなこともありました。それは全て住民に話をしたということやなしに、ある程度上層部でどうするかと決められて、実際は1年間で業務開始までやったというのが実態であるわけです。

それは今、當麻地区は高田にお世話になり、新庄地区は御所にお世話になってきた。ところが、御所も高田も人口もふえてきた。救急の回数出てきた。やはりよそへ先に出ていかなあかん。地元ほったらかし。これでは住民が納得せえへんということから、だんだん両方から圧がかかってきたと。それで消防署をつくらないかんと。火災のときについては消防団で十分間に合うとった。火災も少なかったからね。消防署をつくるようになってきたら、救急だけで消防というのは認可もおりません。両町の組合でいくわけやから、1つの自治体と一緒に。葛城市があるように、葛城消防署というのは1つの自治体をつくらなあかん、国の認可もとらないかんと急遽やってきて、今場所の問題、いろいろ議論されてるわけですけども、確かにそのときも3カ所、當麻地区、1つは如意やったかな、場所ははっきり覚えてない、如意のあの付近。1つは南阪奈。いつ開通できるか決まっていなかったけど、早うから南阪奈はできますよということで、南阪奈の近く。もう一つは當麻と新庄と南北に長い、東西に短いけど、ほぼ真ん中どの辺やと。今の北葛変電の周辺ということで3カ所された。その当時はあそこに北葛変電、かなり大きい30万ボルトいうんかな、大きなあれが通ってる。そのの

関係で障害起きるといふことで没になった。1つは如意となってきたら、バイパスから外れていくと。急ぐという形で、あそこにあったんがたまたま池、土地の買収をせんでもええ。その池に建てようという形であそこに建った。ところが、やはりどんな施設であっても、迷惑施設に入るんか入らんか別としたら、やはり地元の住民というんか、これの理解がなかったらなかなか難しい。中戸の人もこんなん言うたら怒られるかわからんけど、ある程度役員さんの中で固めてもらったと思います。

その当時と今とは違います。40年前の住民の考え方と今とは違う。そやけど、それで話をしていただいた。ただ、あこにサイレンはつけたけれども、サイレンは鳴らさんといてくれという条件はつきました。それは何かいうたら、久保、中戸、言われた土地が低い、音は45度で下がっていくわけやから、ちょうど久保、中戸のところが、近くやなしにその辺がやかましくなる。そういう条件はつきました。だからサイレンもよほどのときやないと鳴らしません。それは今言われた大きな災害起きたときは、両町は鳴らしますと。そういうふうなことでつくっていたのがあの消防やと思います。

そやから、今場所云々でいろいろあるわけやけども、確かに用地の話、これはおくれてることも事実やし、用地交渉というのは並大抵にいくもんでも何でもない。そやから、市を批判すんねやないけども、やはり順序を踏んで、用地買収というのはやっていかないかんということやけども、1つは緊防債の話も市長の方から話があるし、施設としては市民の幸せ、安全となってきたら大事な施設であると。ただ、今地元で問題になってるのは、ヘリコプターがしょっちゅうおりるんちゃうかということが1つの問題やと思うんですね。今既に新庄地区では第一健民グラウンド、これもそこに事実おりてます。しかし、周辺にきちっと行政から説明したんかと。私はそんな説明してなかったやろうと思う。そやけども、結果的におりるようになってから4年も5年もたつわけやな。しゃあないかなという状態になってるのではないかな。當麻は今、役所の前、農村広場、指定はしてある。ところが、おりた形跡はないと思います。

(「おりてる」の声あり)

岡本委員 おりてんのかいな。おりてんのかしらんけども、今、消防署できたから、そういうスペースは大事やけども、そこへ消防署のそこへヘリコプターおりまんねんおりまんねんとあんまり言うたら、地元だますわけやないけど、やっぱり恐怖心が出てくる。だからヘリコプターというのはおりん方がええわけやから。そやけどもドクターヘリとか緊急の場合はおりる場所をつくつとかなないかんいうことで、将来のことでははると思うし、例えば大きな災害起きて、救援物資とか来たら、当然、新町公園の方に行かないと場所も狭いと。あそこであれば駐車場もあるし、いろんな形の中でなってきた道路も広い。恐らく大きな災害が起きたら、新町公園の方に行かないと、今の1万平方メートルまでのところでは難しいんではないかな。あそこをもし利用するんなら、本当にドクターヘリぐらいのもんしか利用でけへんやろう。災害、自衛隊を要請するとかどうのこうのという話もあるけども、ほんまにそんな大きな災害起きたら、1万平方メートルぐらいでは。全体面積1万平方メートルやけど、建物建てて5,000平方メートル、ヘリコプターとめようと思うたら最低1,600平方メートル、2,000平方

メートルの土地がなかったらおりられへん。最低がそうですよ。そやから、例えば1万平方メートル要って、5,000平方メートル必要で、5,000平方メートル残ってます言うたかて、十分おりられるスペース、完璧なスペースかというたら、そうでもないとは思ってるわけ。だから、大きな災害になってきたら、当然、新町公園へ持っていかんと、今のとこで全て補えるとは私は思ってない。

ですから、今、西川委員とかいろいろ言うてはるけども、何もこの予算通せと言うてるわけでも何でもなし。しかし、予算というのは、今、副市長言われたように、1年間でこういう事業するというようなときは新年度に上げるというのは基本ですわ。今の時期に途中で補正でぽんと上がってくる、余り好ましくない。そやから、上げた以上は責任持ってきちっと地元にも説明をし、納得していただく。この約束なかったら、なかなか我々としても、そうですかというわけにいかへん。上げてきた以上は、どんな事情があろうと役所が責任持ってきちっとこの予算が執行できるような状態に持っていく。これは行政の責任やいうふうに思います。それは中には議員が手伝えということもあるかもわからん。手伝わないかんのやったら、要請があったら手伝いするというのも大事やと思いますけども、そういうふうなことですんでね、理事者側もいろんなことも今説明受けました。そやから、条件やないですけども、きちっとするという条件のもとやないと、なかなか難しい。そういう条件をのんでもらうという前提で前向いて進まない、この議論、終結はなかなか難しいんやないかなというふうに思います。

下村委員長 ありがとうございます。ほかに考え方。

杉本委員。

杉本委員 市長のお話聞いてて、確かに消防署に関しては建替えなり移転なりというのは僕はいいと思うんですけども、急ぐ理由というのもわかるんですけども、今回シビアな問題であって、地域の皆さんが反対に寄って、お世辞でも賛成とは言えないですよね、僕は。その中で予算が上がってきていると、ちょっと急ぎ足過ぎる。岡本委員、怒られるかもわかんないですけど、例えば地域の皆さんがすごい納得していただいて、補正で上げるとかいう手はだめだったんですかね。

下村委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

予算案のあり方として、いろんな考え方があろうかと存じます。ただ、一番大きい金額は公有財産の購入費でございますが、それ以外にも測量費でありますとか土地の鑑定費用とかも入っておりますので、準備費用として必ず必要な経費と、それからうまく進むと、それをできるだけ進めるとすると必要となってくる本体経費と両方が含まれているということでございます。

以上でございます。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。例えば、この土地の購入費があるとないでは大きく違うと思うんですよ。ここが問題というか、僕が気になる場所であってね。途中、手数料と鑑定料が今

上がってきただけやったら、まだ気持ちよく賛成できるんじゃないかなと思うんですけど、購入費がぼんとあって、地域の皆さんのところが指定されていて、反対されているというところがあるんですけども、意見として終わるときです。

下村委員長 ほか。

奥本委員。

奥本委員 意見にもつながるんですけども、まず1つ確認だけ。何のためにこの予算委員会、我々参加してるか、委員として私が入ってるかというたら、これは議員の1つの務めとして、この予算を精査して、通すか通さへんかというところを、我々がやらんとあかんのが、この場に座ってる役割だと思うんです。それに対して、今現状この消防のことに關していろいろと説明とかそれぞれ委員の意見も今聞いているわけなんですけども、まず質問のところからお聞きしたいんですけど、この問題に關しては広域消防です。ここだけで話が仮に1つに決まったとしても、最終的に広域の方がどうなるかによってまた変わってくる可能性があります。議長からご説明いただいたように、広域の会議は次、7月ですよ、たしか。そこでもわからへんということで、1つ懸念するのは、広域は広域でこれまで何年もかけて県内の全域の消防体制の役割分担も含めて考えてらっしゃるところに、今、葛城市はこれやることによって施設は新しくなりますけども、いろんな消防対応、救急対応の計画が多分変えないといけない。その計画が7月時点で通るんか。いい話やと思うんで、向こう乗ってくると思うんですけども、緊防債の期限以内に果たしてそれがまとまるのかなという懸念があって、そのあたりどう考えていらっしゃるかなと、まずお聞かせいただきたいなと思います。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 広域消防組合での議論がどうなるかということでございますが、組合にも議会があり、そこで審議をされるということでございますので、その言及は今は控えるべきかなと思いますが、事務局であります広域消防本部の方々と何度かお話しさせていただいている中で、葛城市がされるのであればという前提で、広域の事務担当としては喜ばしいことですよというお返事をいただいております。

以上です。

奥本委員 それはわかるんですけども、私さっき申し上げたのは、この緊防債の期限以内にそれが、全員、全ての広域も含めて納得のゴーサインが出る見込みがあるんかというのを答えられたらという話やったんですけども。

(「そんなん答えられへん」の声あり)

奥本委員 わかっていながら質問させてもらったわけなんです。要は、その辺、正直見通しつかない、今現状誰も答えられないと思います。我々もそこ判断できないんで、今困ってるわけなんですよね。

ところが、今回の予算委員会としては、これに対して何らかのジャッジはせんとあかんことになるんですけども、1つ言えることは、市長のお考えのように、現状のいろんな声があっても、将来を見据えた上で、特に防災面に關しては長期的なビジョンもあるけども、予想できることに對しての備えはしていくと、ここは非常に大事なことやと思って、これを進め

ることはいいと思うんですけども、ただ、いろんな意味で、さっき申し上げた広域の計画も変わってくるというところがございますので、その辺ちょっと我々判断材料として、非常にそこが重要になってくるかなと思って、それが今わからないので、判断が非常に難しい状況でございます。

それと、いろんな意味で期限延びてしまって、いずれ決まるとしても、地元のいろんな受け入れ先の納得もいただけるということですので、それが先に延びたときに今現状進めていただく予算のところ、どういう形でなっていくんか。土地は先に買ったけども、整備がそれこそもっと遅くなったときに、果たしてこの現状の予算で決めるのがよかったのかという議論に多分つながってくると思うんで、そのあたりを踏まえた上で進めていただけたらなという。正直何言ってるかわからんようになりましたけど、とにかくいろんな情報として、根回しという言葉がいいんかどうかわかりませんが、我々に対しても詳しい説明をもう少し早く欲しかったなど。今現状、この時点でこの短時間で判断するというのは非常に難しい立場であるということだけお伝えしたかったです。

以上です。

下村委員長 内野委員。

内野委員 意見になると思うんですけども、私も本当にこのようなすばらしい、公明党もずっと言ってる防災・減災、ここに力を入れさせていただいています。ほんとにこういうふうない話をもっと早くに議会へ聞かせていただけたらなと、そのように思います。先ほども言いましたが、ほんとに私も広域にとりましても、広域消防にとっても葛城市にとってもいい話やと思います。

そやけども、私ども公明党は市民の声100%でございます。市民の声が市民のための事業が最優先、先やという声も先ほどありましたけども、私どもは市民に1票投じていただいてこうやって議会に上げていただいた、市民の方の声こそが一番大事なことやと、そんなふうに捉えております。だから、市民の理解をまず得ていただいて、もう一度戻していただいて、もっぺん私は前向きにこれは捉えていきたいと思いますので、そのところを、近々市民の方との話し合いもあろうかと思うんですけども、理解を得ていただいて、もう一度市民の対応がどうやったのかというところもお聞かせいただけて、もう一遍提示をしていただけたらなと、そのように思います。意見だけで申しわけありませんが、近々話し合いとかはあるんでしょうか。どうでしょうか、そのところは。もう聞かずに終わります。

谷原委員 簡単に1つだけ。

下村委員長 簡単に。

谷原委員 先ほど奥本委員の心配、私もそう心配してるわけですけども、土地取得について3つのハードルがありました。このハードルがないまま土地取得を先行するかどうかというところだろうと思います。そこら辺の見通しについてお聞かせください。

下村委員長 答えられないということかな。今の谷原委員の質疑には答えられませんね。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

繰り返しになりますが、相手がある話の中で、理事者側の決意表明はできるわけではございますが、結果がどうなるか見通して答えるわけにはいかないかなと思います。市長が先ほど申しましたとおり、理事者側として市民のためにこれを実現すべきだという信念を持って、実現に向けて鋭意努力していきたいということでございます。

以上でございます。

下村委員長 この件に関しては、予算委員の皆さんに1人ずつ聞いたわけなんですけれども、きょうこれを結論出すというんじゃないしに、承諾するというのもちょっとこれは不可能なことだと思いますし、後で議長の意見を聞くんですけれども、この7款、8款はきょう。

西川委員 7はいく言うたんちゃうん。

下村委員長 今7款やな。これ結論、ほなら。

西川委員 結論みたいなん言うてない。

下村委員長 このままの状態。

西川委員 7款に対して質疑があるのかなのかというんやろ。

下村委員長 採決ちゃうけどな。そやから、このまま意見聞いて、終わりということですよ、きょうは。

西川委員 次の質疑はないということやな。

下村委員長 いやいや、まだあんねやったら言うてもうたらよろしいですよ。とめてないですよ。ただ、一人一人の委員の皆さんに今聞いただけで。何かあるんやったら言うてくださいよ、何もとめません。言うてくれたはったから、さっきね。

西川委員 議長が何を言おうとしてんのかようわからんけど。

藤井本議長 ほな、私先にいきましょか。

下村委員長 ほな、藤井本議長。

藤井本議長 議会での議論不足という話が出ております。当初、昨年11月でしたか、こういう構想を持っていると聞いたときに、それを調査案件と言ったのか特別委員会と言ったのか、議会の方でもそれを議論したいということは提案申し上げたというふうに記憶しております。しかしながら、いろんな問題というんか、地域のこと、そのときは3つもまだ決まっていなかったんでしょう。3つの候補のこととか広域のこと、いろんなところがあって、私の提案は途絶えてしまったと。途絶えるというんか、そういう方向には向かなかったということを記憶しているところでございますので、議会と理事者との関係で私はそのように申し上げたつもりですけど、きちっと覚えているし、控えてもうてるけども、そういう経緯があって今日に来てると。その中で、今いろんな委員から判断する材料に欠けると。これは当然のことであろうかというふうに私も今思っておるところでございます。今、途中でですけども、私は申し上げることしかできませんので。

下村委員長 西川委員。

西川委員 7款、まだ続くということかわかりませんが、市長の思い、今初めてこの場でいろんな話を聞いたわけで、そのことについては、皆さんはそれはまあそういうことやろうと、ええことやろうと。そやけれども、何で議会にきちっと情報も得やんとそういうことすんのかと。みんな判断に迷うてるわけで。

委員長、先ほど言うたように、3つの条件が、今、副市長も言うた希望的努力をするということしか、3つのハードルを越えるのに、そんなことしかでけへんねんと。それでまだ消防本部の方もどんな考えでどうするのかもまだ出てないねんということであれば、はっきりと地元のことも含めて、予算というのは当初予算で上げるのが普通やけれどもと、せやからこうやと、ある程度委員の意見を聞いたら、これを使うんやったら附帯決議みたいに附帯をつけたらええんやないかというような、それで認めたらええんやないかというようなことかしらんけれども、僕はそうはいきませんのでね。

いずれ地元もこの3つのハードルの見通しをある程度、議会も見通しをつけたら、上げてきたらよろしいがなと言うてんねん。何もない状態でこの予算を、公有財産の購入費を認めよと議会に言われたって、僕自身は無理なんで。この7款の審査を行ってきました。消防署の施設整備に係るいろんな委員それぞれの質疑にもありました。その答弁もはっきりとしません。3つのハードルをいつ越えて、どんな見通しでどうやこうやと、少なくとももうちょっと見通しが立ってるんならええけれども、それをできてませんので、この予算に関して、私はほんとに納得できません。この該当予算に対しては、議長に対して減額を修正する議案を本委員会開催中に私提出し、委員会で審査いただきたいので、委員長、取り計らいのほどよろしくお願いします。これは減額修正を私出しますんで。

下村委員長 今、西川委員から意見がありました。予算修正案の動議を提出する旨のお話がありました。委員会における修正動議につきましては、修正案の添付があれば、委員1人の提出で成立することになります。修正動議が委員長宛てに提出された場合につきましては、一般会計予算についての全ての質疑が終了した後、つまり総括質疑まで行った後に本修正案を議題とし、本修正案について委員会として審査させていただくこととなりますので、ご承知おきください。よろしいですか。

私から、皆さんの意見聞いても、誰もこれに反対とかそんなんじゃないんですよ。理事者のやり方の、短期間で説明ができなかったということもありますけれども、最終的にこういふことで修正案ということが出てきましたので、そういうようにさせていただきたいと思えます。それでは、7款の質疑を終了し、8款の質疑。

8款に入る前に暫時休憩いたします。

休 憩 午後7時20分

再 開 午後7時30分

下村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

そしたら、8款からの質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 1つだけ、済みませんが質問させていただきます。ページ数、137ページ、2目教育振興費の中の20節扶助費です。要保護・準要保護児童援助費、特別支援教育就学奨励費なんですけども、この2つ、前年度より予算額が上がってると思うんですけども、この内容、そしてまた小学校1年生のランドセル等の前倒し支給の人数もわかりましたら、そこのところも

教えていただきたいのと、もう1点、ページ数が141ページ、同じく2目教育振興費の中の中学校就学援助事業の中の20節扶助費なんですけれども、ここも同じく先ほど一緒に要保護・準要保護生徒援助費と特別支援教育就学奨励費のこの2つ、ここも予算額上がってると思うんですが、この対象人数を教えていただきたいと思います。お願いいたします。

下村委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

要保護・準要保護の人数等でございます。まず、小学校の準要保護の平成30年度の数でございますけれども、総人数で228人認定しております。中学校は130人。それから特別支援の方でございますが、小学校が総計で79人の認定、中学校は25人の認定でございます。そのうち今年度から実施しております、新入学児童生徒援助費の入学前支給ということで支給させていただいたのが、小学校の準要保護の方で41人、特別支援の方が11人、それから中学校の方が準要保護が46人、特別支援の方が14人ということになっております。

予算額の増額の理由でございますけれども、単価の増があります。それとともに来年度、平成31年度から新たに卒業アルバム代の支給が新設されましたので、その分の予算も見込んでおります。あと認定者の増加も見込んだ上での予算編成となっております、増額となっている状況でございます。

以上でございます。

下村委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。金額がふえた理由というのは、申請の認定がふえたことと、あとまた今回新たに卒業アルバムの申請が入ったということで、わかりました。41人が小学校に上がる前に支給を受けれるということで、本当に私の方にも喜びの声も届いております。ありがとうございます。

以上で終わります。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 137ページ、教育振興費のところで3点お伺いします。まず13節委託料の芸術鑑賞業務委託料、これ新規になっております。小学校のみなので、内容をお聞かせください。それと18節備品購入費の教材備品購入費の468万8,000円。これ先日の一般質問で私がさせてもらったICTのタブレット等の教材備品購入費というふうになっておりますけれども、この細かい金額ということは、恐らく台数、機種、単価が決まっているものと思われまので、その辺の内訳を教えてください。

3つ目、同じく一番下、森林環境教育推進事業というところ、これも新規になっていますが、これは一体何なのか。バス借上料となっておりますが、これの内容を教えてください。

以上3点、お願いします。

下村委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。

まず、1点目の芸術鑑賞業務委託料でございます。これはもともと平成30年度までは事務

局費で計上しておりました。平成31年度からは小学校の教育振興事業ということで、こちらの方に科目移動したことによって増になっております。

それから備品購入費の件でございます。この教材備品購入費でございますが、通常の各校の教材備品を購入するものと、今、奥本委員おっしゃいましたように、一般質問でもお答えさせていただきましたタブレット、それからプログラミング教材の関係の予算も含まれております。その内容を申し上げますと、タブレット端末につきましては20台と、それから充電用の機器など一式を購入する予定をしております。それからプログラミング教材につきましては、低学年用、中学年用、高学年用それぞれ20台ずつ購入しようとしているものでございます。これにつきましては2020年度の新学習指導要領の実施に向けて、より一層充実した授業の方法や教材の検討を行ってもらうために、各校に貸し出し用として購入しようとするものでございます。

それから、森林環境教育推進事業でございます。これにつきましては、これまで平成30年度までは県の森林環境税を活用した補助金として各小学校の子どもたちが野外活動に行く場合のバス代を県の補助として直接学校の方に補助されておりました。それが平成31年度からは森林環境譲与税として国から直接市町村に入りますので、それを活用した上で、県の事業を引き継いでくれということで、今年度新たに計上しているものでございます。これは各小学校で野外活動をする場合のバス代を計上しているものでございまして、これにつきましては、今まで県の補助の場合は1クラス2万5,000円の限度ということで直接学校に入っていたわけですが、バス代全額をこの森林環境譲与税の財源をもとにやるということにつきましては、バス代の場合は、各人数によって保護者負担のばらつきがあるというところの解消になるため、公費で全てバス代を持つようにということで計画をしているところでございます。森林環境譲与税は農林課の方からも答弁があったと思いますけども、今現在、全額譲与税を財源としてできているものではございませんけども、一部ということになっておりますけども、将来的にはふえていくということで、今回から平成31年度から全額、バス代だけは公費で見えようということで、保護者負担の軽減を図るために今回計上しているものでございます。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 芸術鑑賞費、従来事務費でやってらっしゃったのがこれに変わったということで了解いたしました。備品購入費のタブレットのところ、先ほどの質問で機種が決まっているのであれば、その名称と単価ということもお伺いしていたんですけども、お答えなかったんで、それだけ。決まっていなければ、おおよそこういう形でという方向性でも、こういうたぐいのものというのでも結構です。

それから、森林環境のバス代のことは、バス代が従来の県の負担が国からの負担にかわったということで、これまで保護者が負担していた、これが学校によって違ったんですね、クラスの人数が違えばバスの収容人数も違うということで。そのあたりが全額見てもらえるようになったということで喜ばしいことだったので、ありがたく思います。あと残り1点だ

けをお願いします。

下村委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 ただいまのタブレット機器等の品物が決まっているかということでございますが、これにつきましては、この予算成立した後、どういうものを購入するか、どういう教材がいいのかというのをまた検討しながら決めていきたいというふうに考えております。今のところまだ決まっていない状況でございます。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。決まっていないということでしたので、前、打ち合わせのとき、若干こちらからの要望も申し上げましたけども、プログラミング教育というところにつながって行って、低学年から高学年まで使って、なおかつ中学校、高校につながるようにキーボード付きのタブレットというのをまた検討いただけたらと思います。ありがとうございます。

下村委員長 ほかに質疑ありませんか。

杉本委員。

杉本委員 時間もあれなんで、1点だけ僕言わせてもらいます。

概要の48ページ、49ページ、50ページ、小中学校、幼稚園の管理事業の中の光熱水費についてお聞きします。今、資料をもらったところでは、幼稚園児は減っているんですけども、小学校、中学校は人数上がってるんですけども、光熱水費は下がっているけど、幼稚園が上がっていると。ちょっと妙な感じなんですけど、これはどういう意味なのか教えていただきたいです。

下村委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。

光熱水費の件でございます。光熱水費につきましては、小学校では予算的なものでございますけども、前年度比較で82万円の電気代は減額になっております。中学校では155万8,000円の減額ということで、これは特にこれといって人数がふえたからといって増減するものではなくて、エアコンの導入とかありました関係上、前年度予算よけいに見ていたという部分もあるかもわかりませんが、平成29年度あるいは平成30年度の実績をもとに、来年度これぐらいになるやろうということで計上しているものでございまして、特に人数やクラス数によって額が増減するものではないというふうに考えております。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっとわかったようなわからなかったような感じなんですけど、単純に考えたら、人数ふえたらふえるのかなと思ってたんです。何が言いたいかというたら、僕前にも一般質問させてもらったと思うんですけども、今年も夏どういう暑さになるかまだちょっとわからないんですけども、子どもたちの体調を整えるためにもちゃんとクーラー、補助がもうおられるのかな、光熱水費も国からの補助も出るみたいなんで、しっかりと管理していただいて、できるだけつけていただくようによろしく願いしときます。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 先ほど内野委員との関連になるんですけど、要保護・準要保護児童生徒援助費のことですが、小中合わせてお聞きしますけれども、入学後にまた説明して、入学前に支給されなかったけれども、入学後申請された場合も当然、これは支給していただけるものと思うんですが、制度上の、これは早く支給してほしいというふうに我々要望してきたわけですけども、実はこれ入学準備金、単価変わっておりますよね、今年度と来年度ですね。その差額が出てくることになって、他市町村に聞いたときも、入学前支給を今年度中にやると今年度のもの、次の年度やったら1年おくれになるよということは聞いておったんです。それでも要望が強いので、入学前ということになったんですけども、例えば今年度入学後に新たに支給される方は今年度のものということになるという理解でよろしいのでしょうか。そこを確かめたいと思います。

それから、143ページの子ども・子育て支援事業の説明のところの事業費ですけど、19の負担金、補助及び交付金で施設型給付費というところですけど、これはどういうものなのでしょうか。これ幼稚園管理費の中にありますので、この給付費がどういうものなのかということをお教えいただきたいと思います。

それから、ちょっとページが戻りますけれども、132ページの13の委託料のところにも長寿命化計画策定業務委託料というのがあります。これはどこの長寿命化についての計画か教えてください。

下村委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 まず、お尋ねの新入学学用品費の入学前支給に係る件でございます。これにつきましては、今年度入学前支給した分はあくまでも今年度の認定ということで、今年度の額を支給させていただいております。平成31年度もまた新たにそれぞれ全員に対して申請いただいて、認定になった場合は、新1年生で入学前支給をもらっておられない方は平成31年度の単価で支給させていただきます。既に平成30年度に受けておられる方に関しては、平成31年度との差額を支給させていただきたいというふうに考えております。

それから、次に施設型給付費でございます。施設型給付費と申しますのは、幼稚園及び認定こども園の幼稚園型、1号認定幼児に係る公定価格から利用者負担を控除した部分を、私立の幼稚園であったり認定こども園に支給するものでございまして、負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1と、公立の場合は10分の10が負担割合というふうになっておりまして、この分をそれぞれの幼稚園に支払うというものでございます。

以上でございます。

下村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

長寿命化計画策定業務委託料について説明させていただきます。

こちらの方の長寿命化計画につきましては、公立学校施設についての長寿命化計画でござ

います。こちらの方は、第2次ベビーブーム世代の増加に伴いまして、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて多く建設されました建物が今一斉に更新時期を迎えておりまして、老朽化の波が押し寄せております。そこで学校施設の長期間の使用を前提として、将来の財政負担の縮減と、老朽化による危険のリスクの軽減のためということで、致命的な損傷が発生する前に改修を行うための計画を作成するというものでございます。こちらにつきましては、市内の全学校施設について点検調査を行いまして、個別施設毎の計画策定を行うというもので、平成32年ごろまでを目標として委託するものでございます。なお、この公立学校施設整備に当たりましては、今後、これまでやっておりました大規模改造事業から長寿命化改良事業への制度拡充が進む予定であることから、この計画がその制度にも必要となる重要な計画となるものでございます。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。要保護・準要保護生徒の入学前支給につきましては、葛城市は本当に温かい施策をとっていただきましてありがとうございます。その差額分もお支払いいただけるということでありがとうございます。他市町村ではそうではなくて、旧は旧のまま1年おくれるよというふうに言われてたもんですから、その点については本当に感謝申し上げます。

長寿命化の方で1点だけ質問なんですけども、学校施設ということですから、これは昭和40年から50年代ということで、校舎だけじゃなくて体育館等も含めて、いわゆる学校施設ということでよろしいでしょうか。

下村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

ただいま委員からお伺いしましたとおり、学校施設全てについてのものということです。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

増田副委員長。

増田副委員長 1点お願いします。磐城小学校周辺、いろいろとこれからまた幼稚園の新築ということで、今きれいにさせていただく最中でございますけれども、従前から小学校校舎の西側の歩道については、非常に起伏に富んで、アスファルトが石ころがむき出しになってるような、非常に条件が悪いということで、児童館並びに幼稚園の工事の際にそこも一緒に整備するよと、こういうふうなお話であったのかなというふうに思うんですけども、今見ますと、さきの工事の分の区間はきれいに整備を、駐車場も含めてきた部分についてはできてるんですけども、小学校側についてはまだ従前のまま。それから、非常に出っ張ったヒマラヤスギも道にはみ出してるような木も今後間伐する必要があるというようなことも聞かせていただいていたんですけども、それもまだ未解決のままでございますけれども、今後のご予定、わかっておりましたらお聞かせ願いたい。

下村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

ただいまの副委員長の質問にお答えしたいと思います。

磐城小学校の西側の歩道の整備でございますが、今年度末まで学童保育所の整備がございまして、大型車両が通行するというので、その工事が終わるのを待っておりました。それで学童保育所の方が完了いたしましたので、その部分についての歩道の整備はされたんですが、今後、年度末まで、もう計画はできておるんですけども、小学校の正門の前の木の伐採についてはやっていきたいと思います。その伐採をしまして、根元のほうが木の根によって凹凸ができていう状態でございますので、その辺の解消もいたしまして、その後、歩道进行处理して平坦な形に改良していく形で思っております。

以上です。

下村委員長 増田副委員長。

増田副委員長 わかりました。随時やっていただくと。最終いつ完成するかだけ、ご返答ください。

下村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 ただいまの質問のお答えですけども、この3月末までには完了する予定であります。

以上です。

増田副委員長 ありがとうございます。よろしく。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 時間がないということですので、教育費の関係で口座振替手数料、多分これ給食費やと思うけども、小中学校の人数がわかったら教えてほしいのと、いつも聞く、滞納どのぐらいあるのかということをお聞きしたい。それから小学校、中学校、幼稚園にかけて、今年は特に設備の保守点検が非常に金額上がっておる。何でこれ上がっておるのかなということ。それから幼稚園の、先ほど幼稚園の就園奨励費、幼稚園の人数だけ教えてほしい。この3点。

口座振替というのは給食費とちやうの。違うんか。ほなええわ。設備保守は何で増額なってるのか。

下村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

ただいまの委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

こちらの設備保守点検委託料の小学校分につきましては、平成29年度に設置いたしましたエアコンが2年目を迎えて、1年目の保証期間を過ぎましたので、こちらの保守点検の方、入らせていただくということで、その分の増額でございます。

それと、中学校におきましては、こちらの方、保守点検委託料の中に委託費が入っておるんですけども、新庄中学校のPCルームの廃棄処分費というのが今年限りで入っております、その分の増額が約800万円ほどあります。幼稚園におきましては、先ほど全体的な保守点検の値上げ分に相当するものでございます。

以上でございます。

下村委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。

一応、先ほどの口座振替手数料の件、お話しさせていただきますと、これにつきまして6万5,000円組んでいるわけでございますけれども、学校から保護者に対して振り込む場合、これまで口座振替の手数料が無料がありましたけれども、平成31年4月から必要になったものでございます。この口座振替、振り込む場合ですけれども、教材費などの保護者から徴収したお金を精算して返金する場合等で口座振替手数料が発生してくるということでございます。

それから就園奨励費の平成30年度の実績につきましては、3名に対して支給をしております。この予算については5名分を計上しているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 新庄中学の廃棄処分がこの設備保守の中に入ったあると聞いてんけども、それは何で設備のどこ入ってくるん、廃棄処分の分が。これは別の細節違うんか、800万円。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

予算の組み方の話でございますので、担当ではございませんが、ご答弁申し上げます。

139ページのこれ、節は委託料でございます。内容につきましては、PCB含有のもの、安定器の処分の委託料でございます。あとは委員のお尋ねにつきましては、設備等保守点検という従来からある事業組みの中に入っているとわかりにくいんじゃないかというふうなご指摘かと存じますが、等という中で読んでいるということで、これは臨時で1回だけ出てくるものにつきまして、事業別予算を導入いたしました本年度におきまして、どの事業の中でその分をカウントしたかということでございますので、今回はここに入っているということでご理解を賜りたいと存じます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 145ページの各種団体補助事業についてお伺いしたいと思います。この中に子ども会育成連絡協議会補助金と地区子ども会活動助成金、金額は変わらないんですけども、そこにPTA協議会補助金というのがございます。PTAの場合は、ご存じだと思うんですけども、市内の幼小中の世帯全部が対象となって、その協議会として活動しているものなんですけど、子ども会というのは基本小学校だけで、今現状というかここ数年、10年近くですけど、子ども会の参加率が非常に減っているんですね。その原因は何かというと、子どもが塾通いとクラブ活動で忙しいということと、保護者が子ども会の役をやりたくないから子どもを入れないというので極端に減っています。各学校全部そうです。それなのに、こんだけお金払って、何に使ってるかですわ。多くないんかという、端的に申しますとそういうことです。

PTAの場合は通学路の安全点検であるとか、一定の子どもたちの安全対策とかの活動をしているんですけど、正直、子ども会何やってるかいうと、遠足であるとか卒業記念品を贈ったりとかいう事業で、果たしてそこまで特定の子どもに対してのこれだけの補助が妥当なのかどうかというのをお伺いしたいと思います。それが1点。

もう1点がその下のアートフェア実行委員会助成金、これは昨年もちょっとお伺いしたんですが、今回5回目ということですが、1回目、2回目は国100%の補助金が出ております。3回目は県で30%の補助が出ました。昨年から全く補助なしで単独事業としてやっているわけなんですけど、前回、昨年の内容を見据えた上で今回の予算を組むと、たしかおっしゃってたかと思うんですけども、昨年の内容、今回この同じ額を組むに値する実績だったのかどうかというところの実績を教えてください。以上2点です。

下村委員長 西川課長。

西川生涯学習課長 生涯学習課の西川です。よろしくお願いいたします。

1点目の子ども会の補助金の方でございます。補助金48万円がついております。これは葛城市子ども会育成協議会連合会の補助金として48万円支出しておりますが、主なものとしたしましては、毎年7月にジュニアリーダー研修ということでキャンプに行かせていただいたり、2月には子どもの集いということで中央公民館の体育館でゲームやニュースポーツを行っております。大きなものはそういう形になっております。

子ども会の活動助成金につきましては、各大字の単位子ども会の補助金ということで、子ども1人につき400円を支給しております。400円掛ける人数で積算をさせていただいております。今、子ども会は22単位ございます、加入されております。

それからアートフェアですが、昨年300万円の予算をつけていただきまして、同じように今年度も300万円の予算を計上させていただいております。奥本委員からも一般質問でご質問いただいております、内容を何とか精査してということで、来年度といいますか平成31年度につきましては、市民協働ということでボランティア等を今後募集して行って、一緒に活動していきたいなと思っております。出展数等ご紹介させていただきますと、平成30年度は229点、市内から41点、県内で99点、県外が89点でございます。来場者数につきましては、平成30年度は5日間で延べ6,955名の来場がありました。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 子ども会の人数が減っているとさっき申し上げたんですが、金額減ってないのがちょっと解せないんですけども、1人400円という規定があるんであれば減っていくべきかなと思うんですけど、余ったやつはどうなってるのかなという気がします。お答えできるのであればお答えください。アートフェアのやつは昨年も申しましたように、延べ人数でおっしゃると、多いように見えるんですけど、実際は1人が何回もカウントされているという事実がありますんで、そのあたりがどうかという検証は、昨年していただくようお願いしときましたけど、できたんでしょうか。この2点、最後お願いします。

下村委員長 西川課長。

西川生涯学習課長 地区子ども会の助成金ですが、人数、積算して48万円計上しておりますが、昨年実績44万9,000円でございます。それからアートフェアにつきましては、委員おっしゃるとおり、各お寺、いろいろ古民家等も行っておりまして、延べでしか今のところ合計はできておりません。申しわけございませんが、以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 子ども会の方、44万9,000円の実績ということでしたけども、人数の方のチェックは、今後減っていく可能性の方が高いんで、引き続きお願いしたいと思います。アートフェアに関しても、そのあたりのところ精査いただいて、この300万円の支出が妥当かどうか、あるいはそれを生かしているかどうかの検討だけ引き続きお願いしたいと思います。ありがとうございました。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 145ページの奥本委員質問あった子ども会の連絡協議会補助金、これ執行したはるわけやな。子ども会の活動としていろいろしてはると思うねけども、例えば中央公民館の講座あると思うんねんな。その講座の中で野外活動というんか、ここについてはほとんど費用ないような感じで、皆ボランティア、毎年これボランティアを募って、応募した人数分だけ連れていってるわけやろ、実際の話として。その子ども会、補助金を出しながら、例えば子ども会として、ただ大字に助成金してるだけか、市の子ども会としての活動、どんな活動やってはんのか、その辺、俺、市民から聞かれてんけど、内容がちよっとようわからんので、その公民館としての野外活動の子ども会の関係と今言うてるこの協議会の補助金48万円かな、出してるやんか。出してるということは、子ども会として市の町子連かな、活動としてそれをやってはんのか、やってはらへんのかいうことをまず1点と、それから文化協会への補助金168万円払うてはるわけやな。毎年、文化展いうんか文化祭やってくれてはるわけやけど、どうも人数が少ないよってに、例えば文化祭するのを、葛城フェスタとかいろいろあるわけで、そこだけやないけども、例えば公園まつりとかいろんなやつとタイアップしてやったら、もっと展示したもんに参加してくれはんの違うんかなと。何も補助金やったらあかんと、そんなこと言うてんの違うて、せっかく出展しながら、参加してくれはん人数が少ないん違うんかないうふう思うんで、その辺ちよっと教えてほしいと思います。

下村委員長 西川課長。

西川生涯学習課長 生涯学習課の西川です。

ただいま委員おっしゃってますキャンプというのは中央公民館の分ですか、うちの分ですか。

岡本委員 中央公民館の。

西川生涯学習課長 市子連で、先ほどちょっと間違えてお答えいたしましたけども、7月にジュニアリーダーの研修会ということでキャンプに行かせていただいています。中央公民館のはまた別になりまして、それから先ほど申しました中央公民館の体育館でゲームやニュースポーツとか、それから公園まつりとかゆめフェスタとかにも参加させていただいております。

それと、文化協会への、おっしゃっているとおり文化祭の開催でホール等、かなり人が少ないということで、それは文化協会の役員等でも懸案事項になっておりまして、何かのイベントと一緒にするかとかそういうのはただいま検討しているところです。今後、検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

下村委員長 油谷館長。

油谷中央公民館長 中央公民館の油谷です。

先ほどの中央公民館での野外活動の体験講座のことにつきましてですが、中央公民館の講座として開催しております野外活動講座につきましては、8月に3日間の日程で実施しております。子どもたち、参加の方が47名の参加がございました。参加費としてそれぞれお一人当たり6,000円をいただいております。開催場所は曾爾村の青少年活動センターの方に行かせていただいております。それと、協力していただきました先生とかボランティアの学生につきましては、負担金としてこちらの方が用意している分でお返しをいただいております。謝礼としてはボランティアでやっておりますのが現状です。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 各講座で個々にやるのもええやんか。そやけども、例えば今言うてる子ども会が町子連としてあるとしたら、その費用のない中でやって、6,000円か、会費もうてやってるわけやんか。来てくれる先生というんか、そんな人は皆ボランティアやろ。そやから、その町子連やったら町子連から何ぼか応援というんか、お金が足らんやったら、補助金の中から助成してもらおうとか、何らかでタイアップでけへんのかと、俺わからんなりに聞いとるわけや。独立したことやというのはようわかるとるわけやけども、公民館として行動はすんねけども、非常に苦労してるわけやろ。ボランティアで来てもらわなあかんし、子どもけがさせてもあかんわけやん。それに対して知り合いにばかり無理言うてるわけやんか。そないして気持ちよく来てもらえるような体制をつくらうと思うたら、お金も要るわけやん。そやさかいいうて、市から皆面倒見てくださいと、これもいかなあかんかと思うわけやん。そやから、その辺で町子連とタイアップできるのであったら、タイアップした形の中で何かでけへんかなということ聞いて。即答でけへんねやったらでけへんでええけども、例えば今後検討しますわと、できるだけみんながええ方へいくようなことに考えられるんやったら、そういうふうにもうたらなと思うさかい、ちょっと聞いてるだけやで。どないせいとと言うてるの違うて。父兄からそんな聞かれんねん。こんなこと言われたらようわからんねん。言うてるのが間違ってるかどうかわからんけども、多分、父兄の意見としてはそういうことやと思うから代弁してるだけですんで、その点よろしく。

それと文化協会、今、課長言うたはるように、文化協会の中でも懸案に上がってると、今後もそれも検討していかなあかんという認識に立ってはると、こういうことやな。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、7款消防費、8款教育費の質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。

あす21日は祝日ですので、明後日、22日金曜日午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いたします。

延 会 午後8時15分